

田辺市の環境

平成 28 年度版

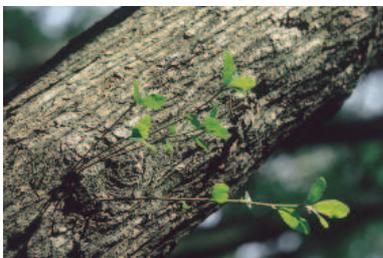


田辺市民憲章 平成17年10月1日制定

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

田辺市の木・花・鳥 平成17年10月1日指定



「うばめがし」

うばめがしは、海岸沿いから山間部までこの地に広く自生しており、荒地や傾斜地でも生育する力強さをもち、名高い備長炭の原木として知られています。



「梅」

梅は、この地に多く栽培されており、その花は早春のころ元気よく咲き、香りは人々の心をあたたかく包みます。



「めじろ」

めじろは、この地に広く生育し、花を渡り、実を求める姿は美しく、その鳴き声はやさしさにあふれています。

「田辺市の環境」刊行にあたって

我々が住んでいるこの田辺市は世界遺産「熊野古道」や「熊野本宮大社」に代表される古い歴史や文化、天神崎をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、私たちはこれらを大切に、自然環境からの恩恵を受けて暮らしています。もちろん私たちだけではなく地球の全ての生物は様々な影響を相互に受けながらこの恩恵の中で生きています。

近年、私たちが便利で快適な生活を求め続けた結果、資源やエネルギーの大量消費が続き、自然環境の破壊による生物多様性の損失や地球温暖化の進行など、日頃からの生活環境に係る問題から地球規模に至る問題まで、様々な問題が提起されています。

特に2015年（平成27年）12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際枠組み（パリ協定）が採択され、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス排出削減目標を設定したことに加え、途上国・新興国に対しても、温暖化対策への自主的な取組が求められるようになり、我が国でもより一層の対策が求められることとなります。

日本国内においては、パリ協定の採択を受けて、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化推進法」の改正並びに「地球温暖化対策計画」が策定され、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によりエネルギーを巡る環境の大きな変化に直面している中、地方公共団体の役割がますます重要視されつつあります。

魅力ある自然豊かな田辺市を後世に継承していくためには、市民一人ひとりが環境問題全体について考え、住民と行政が協働して取組を進めることが必要不可欠であります。

本市では第1次田辺市総合計画において「環境にやさしいまちづくり」を掲げ、温室効果ガス排出抑制に係る取組として太陽光発電を活用した津波避難誘導灯や太陽光パネル等の設置など、自然エネルギーの活用に努めている他、ごみ減量とリサイクルによる循環型社会づくり、生活排水処理による水質浄化、環境に関する学習会の開催や清掃活動を実施する等の諸施策を展開しており、今後におきましても、市民の皆様と一体となり、環境にやさしいまちが実現できるよう、たゆまず力を尽くして参りたいと考えております。

本冊子は、平成25年度から27年度における本市の環境の現状等について取りまとめたものであり、皆様にご報告申し上げますとともに、これにより、本市の環境問題について、一層のご理解を深めていただくことで皆様の環境保全に対する理解と行動の一助となれば幸いに存じます。

平成29年3月

田辺市長 真砂 充敏



目 次

第1部 田辺市の概要

第1章 田辺市の現状	1
第1節 地勢	1
第2節 気候	1
第3節 人口	2
第4節 土地の状況	2
第5節 市の産業構造	3
第2章 田辺市の環境行政	4
第1節 田辺市環境行政機構	4
第2節 環境施策の方針	5

第2部 環境の保全

第1章 環境の保全と美化活動	7
第1節 地球温暖化防止とグリーン購入	7
第2節 自然環境	9
第3節 水質の監視と公害防止	14
第4節 協働	51
第5節 環境衛生施設の管理	54
第2章 生活排水処理	56
第1節 生活排水の処理	56
第2節 生活排水処理人口	57
第3節 生活排水処理施設の整備状況	58
第4節 生活排水処理施設の適正管理と放流水質	60

第3部 循環型社会づくり

第1章 ごみの減量とリサイクル	63
第1節 資源化の向上	63
第2節 資源ごみ集団回収	65
第3節 ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度の活用	66
第4節 啓発活動及び情報提供	67
第2章 廃棄物の適正処理	68
第1節 ごみの処理	68
第2節 ごみ処理手数料と搬入禁止ごみ	72
第3節 収集運搬	74
第4節 中間処理	75
第5節 最終処分	78
第6節 し尿処理	80

第4部 資料

第2部関係資料

第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画	82
田辺市グリーン購入基本方針	84
騒音に係る特定施設の排出基準等	85
振動に係る特定施設の排出基準等	86
特定建設作業に係る排出基準等	87
飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準	88
田辺市環境美化条例	88
田辺市環境美化連絡協議会規約	90
田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	90

第3部関係資料

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	92
田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱	96
田辺市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	97
田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱	97

第1部 田辺市の概要

第1部 田辺市の概要

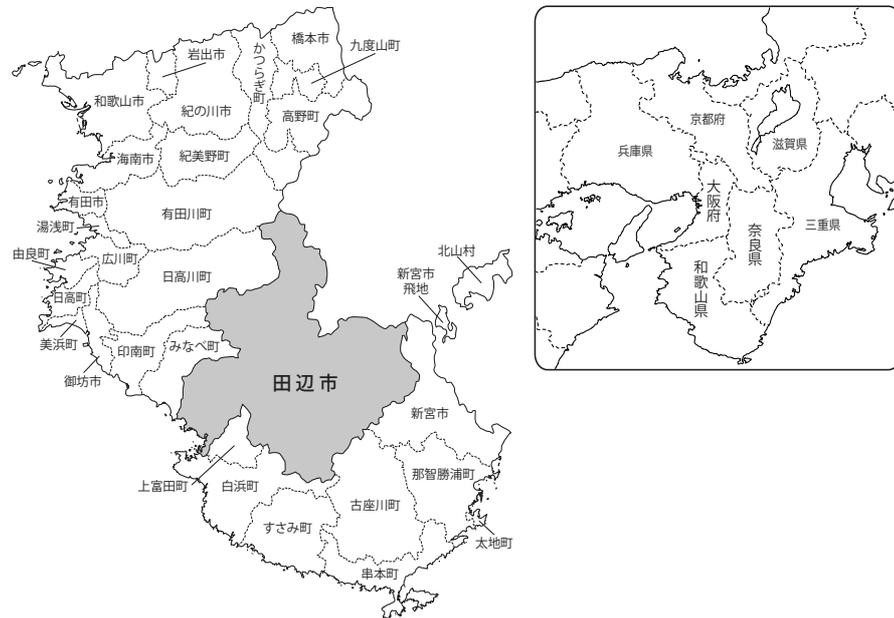
第1章 田辺市の現状

第1節 地勢

田辺市は、紀伊半島の南西部、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、奈良県野迫川村・十津川村、新宮市、古座川町、上富田町、白浜町に接し、東西約45km、南北約46kmで、総面積は約1,027km²あり、広大な面積を有しています。

西よりの海岸部に面した市街地を中心として、左会津川等に沿って中山間地域が形成され、さらに日高川、富田川、日置川、熊野川の4つの流域に山村地域が広がっています。

田辺市の位置



第2節 田辺市の現状

気候は、海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地の寒暖の差が激しい内陸型の気候まで広範囲にわたっています。年間平均気温は13.4度から17.4度、年間降水量は2,056mmから2,984mm、年間日照時間は1,437時間から1,815時間とかなりの地域差が見られます。

気象状況

観測所	年平均気温 (度)	最高気温 (度)	最低気温 (度)	年間降水量 (mm)	年間日照時間 (時間)
龍神地域気象観測所	13.4	36.2	-7.4	2,984	1,437
栗栖川地域気象観測所	14.9	39.3	-7.0	2,569	1,815
南紀白浜地域気象観測所	17.4	37.0	-3.1	2,056	—

※気象庁の統計から、過去20年(平成8年～平成27年)の平均値を算出(南紀白浜地域気象観測所に関しては、平成18年設立の為、過去10年の平均値を算出)

第3節 人口

人口は、平成27年の国勢調査では74,770人であり、昭和60年をピークに減少傾向にあります。

年齢別にみると、平成27年で年少人口比率が12.3%、生産年齢人口比率が56.0%、老年人口比率が31.1%となっており、少子高齢化が進行しています。

一方、世帯数については、市全体として増加傾向を示しており、核家族化が進んでいることを示しています。

人口の推移 (単位：人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	全国平均(H27)
総人口	86,143	86,159	85,646	82,499	79,119	74,770	—
年少人口 (14歳以下)	16,299 18.9%	14,544 16.9%	13,418 15.7%	11,843 14.4%	10,588 13.4%	9,229 12.3%	12.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	55,599 64.5%	54,618 63.4%	52,710 61.5%	49,799 60.4%	46,181 58.6%	41,901 56.0%	60.9%
老年人口 (65歳以上)	14,185 16.5%	16,988 19.7%	19,483 22.7%	20,829 25.2%	22,061 28.0%	23,289 31.1%	26.6%

資料：国勢調査（※各年10月1日現在）

世帯数の推移 (単位：世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
田辺市	29,133	31,033	32,459	32,643	32,693	32,163

資料：国勢調査

第4節 土地の状況

土地利用の現況は、全体面積の88.9%を山林が占めています。続いて農地は3.5%、宅地は1.3%、その他の土地利用は2.6%となっています。

また、地形については、海岸部から平野部を経て、広大な山地部へ移行しているという状況にあります。

土地利用状況

区分	面積 (km ²)	割合
農用地	36.29	3.5%
森林	912.98	88.9%
水面等	18.56	1.8%
道路	19.73	1.9%
宅地	13.61	1.3%
その他	25.74	2.6%
合計	1,026.91	100.0%

資料：市土地対策課（平成26年10月1日現在）

田辺市都市計画用途地域

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 (容積率)	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合 (建ぺい率)	建築物の高さの制限	備考 (%)
第一種低層住居専用地域	約 48 ha	50%	30%	10 m	
	約 70 ha	80%	40%	10 m	
	約 32ha	100%	60%	10 m	
小 計	約 150 ha				11.3%
第一種中高層住居専用地域	約 230 ha	200%	60%		17.3%
第二種中高層住居専用地域	約 118 ha	200%	60%		8.9%
第一種住居地域	約 482 ha	200%	60%		36.2%
準住居地域	約 23 ha	200%	60%		1.7%
近隣商業地域	約 6 ha	200%	80%		0.4%
商業地域	約 59 ha	400%	80%		4.4%
準工業地域	約 232 ha	200%	60%		17.4%
工業地域	約 32 ha	200%	60%		2.4%
合 計	約 1,332 ha				100.0%

資料：市都市計画課（平成 27 年 3 月 23 日一部変更）

第 5 節 市の産業構造

産業別事業所数等

区 分	事業者数	従業者数
全 産 業	5,335	36,286
農 林 漁 業	28	435
鉱 業	1	8
建 設 業	481	2,567
製 造 業	392	3,267
電気・ガス・熱供給・水道業	4	241
情 報 通 信 業	31	190
運 輸 業	73	1,131
卸 売 ・ 小 売 業	1,433	7,744
金 融 ・ 保 険 業	85	853
不 動 産 業	271	779
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	817	4,502
医 療 ・ 福 祉	410	6,295
教 育 ・ 学 習 支 援 業	202	1,642
複 合 サ ー ビ ス 事 業	53	764
サービス業（他に分類されないもの）	982	4,631
公 務（他に分類されないもの）	72	1,237

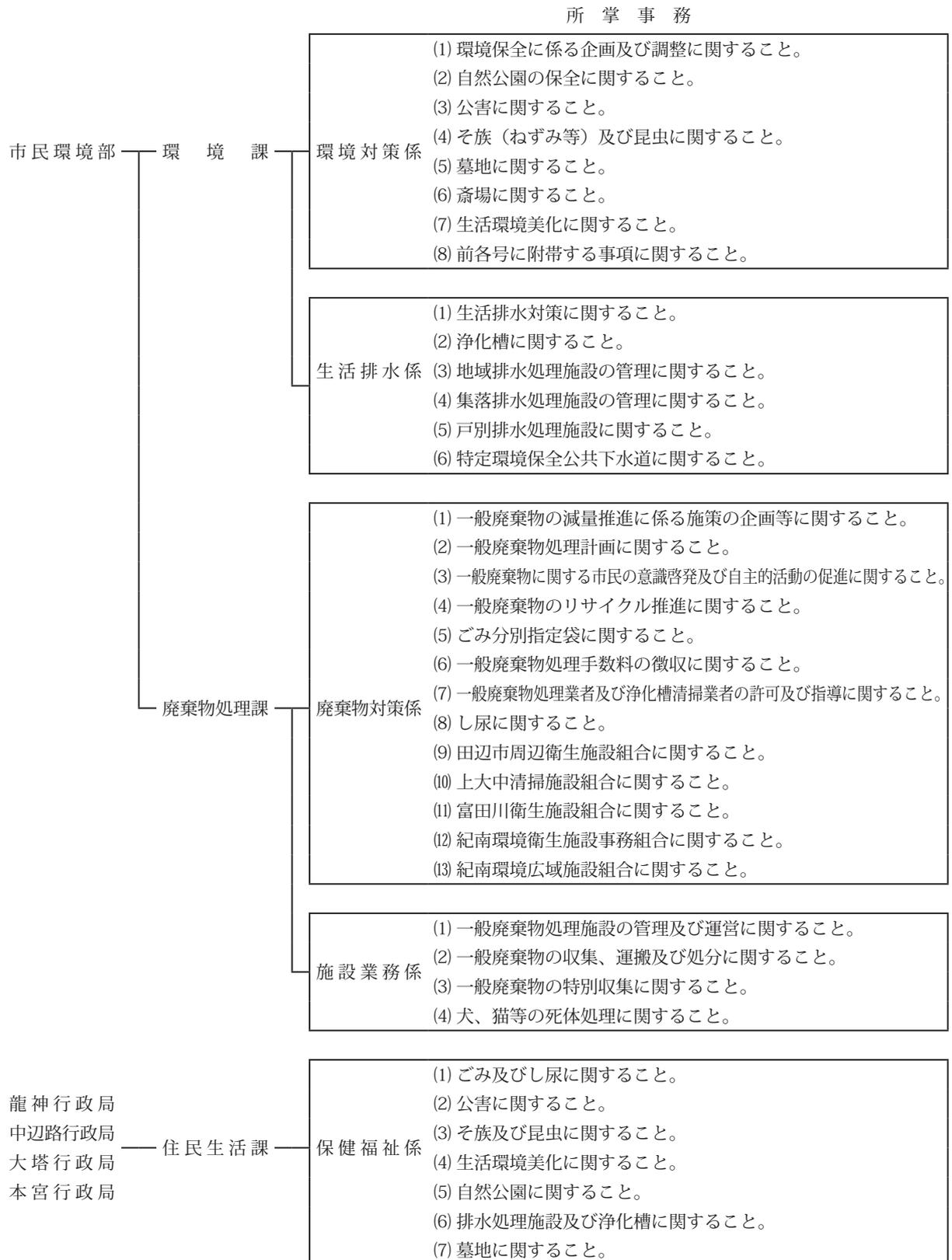
資料：経済センサス（平成 26 年 7 月 1 日現在 基礎調査）

第2章 田辺市の環境行政

第1節 田辺市環境行政機構

田辺市環境行政機構図

(平成28年3月1日)



第2節 環境施策の方針

本市では2012年(平成24年)3月に策定した第1次田辺市総合計画(後期基本計画)において「環境にやさしいまちづくり」に取り組むことを定め、平成24年度から平成28年度までの5年間に実施する施策の基本方針、体系及び展開を示しています。

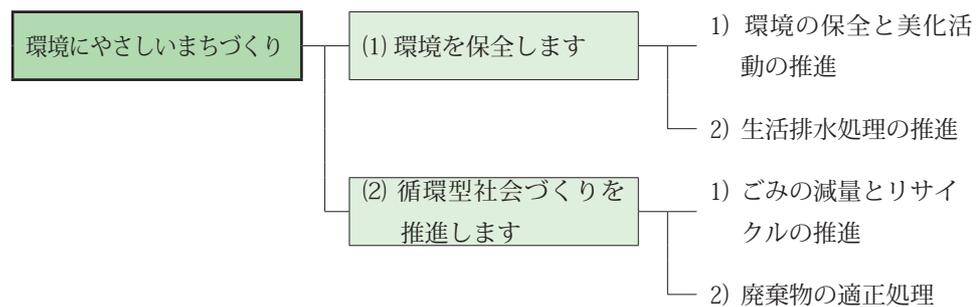
本冊子の「第2部 環境の保全」及び「第3部 循環型社会づくりの推進」では、下記の「施策の展開」に基づいて、各項目ごとに具体的な取組と現在の状況などについて解説しています。

1 基本方針

自然にやさしく住みよい環境を保全するため、市民と行政の協働による地域環境の意識高揚を図り、環境浄化や美化活動の取組を推進するとともに、公共用水域の水質保全に向け、生活排水処理施設の整備を進めます。

また、ごみの排出抑制及び資源化のため、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、3R(Reduce(排出抑制)、Reuse(再利用)、Recycle(再生利用))を推進し、循環型社会の構築に取り組むとともに、排出されるごみについては、適正に処理・処分を行います。

2 施策の体系



3 施策の展開

(1) 環境を保全します

1) 環境の保全と美化活動の推進

- 「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」やグリーン購入の推進等により地球環境問題に取り組むとともに、木質バイオマスなど本市の地域資源を生かした自然エネルギーの活用について、大学等と連携して検討を進めます。
- 豊かな自然を未来へ引き継ぐため、関係機関との連携のもと、自然公園等における環境の保全と適正な活用に努めます。
- 県や関係機関等と連携を図り、水質汚濁の監視のための調査の継続と不法投棄防止のための取組を推進するとともに、騒音等の公害防止に向け、事業者や市民に対する啓発に努めます。
- 市民・企業・行政の協働による美しいまちづくりに向けて、田辺市環境美化連絡協議会等と連携し、「クリーン作戦」や「環境を考える市民の集い」を開催するとともに、啓発活動に取り組みます。

2) 生活排水処理の推進

- 市街地における公共下水道事業に取り組みます。
- 特定環境保全公共下水道、農業・林業・漁業集落排水処理施設、地域排水処理施設の供用率向上に取り組むとともに、適正な維持・管理に努めます。
- 公共下水道事業や集合排水処理施設との整合を図りながら、浄化槽設置整備事業等を推進します。

(2) 循環型社会づくりを推進します

1) ごみの減量とリサイクルの推進

- 排出されるごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど拠点回収の積極的な活用を図ります。また、プラスチックごみの全量資源化を目指し、リサイクル率の向上を図ります。
- 資源ごみ集団回収を引き続き積極的に奨励し、ごみの減量や資源の有効利用を拡大するとともに、生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を促進します。
- ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善やレジ袋削減運動、トレイ・牛乳パック・ペットボトル等の回収を推進します。
- ごみの量や質の推移、ごみの排出方法などの情報を広報紙やごみ収集カレンダー等により定期的に市民に提供するとともに、地域学習会や施設見学会を開催し、ごみ減量とリサイクルに対する啓発を行います。

2) 廃棄物の適正処理

- 経営の合理化を図るため、清掃業務の民間委託を進めます。また、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集を実施します。
- 県の広域化計画に基づく田辺広域ブロック構成自治体と連携し、可燃ごみ処理施設等の整備について、具体的な検討を進めます。
- 最終処分場の延命を図るため、不透水層工事等を行うとともに、紀南環境広域施設組合*と連携して、紀南地域の新たな最終処分場の整備を推進します。

紀南環境広域施設組合
2013年(平成25年)
5月1日に田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町が廃棄物の最終処分場の設置等を共同処理するために設立した一部事務組合

第2部 環境の保全

第2部 環境の保全

自然にやさしく住みよい環境を保全するため、市民と行政の協働による地域環境の意識高揚を図り、環境浄化や美化活動の取組を推進するとともに、公共用水域の水質保全に向け、生活排水処理施設の整備を進めます。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

第1章 環境の保全と美化活動

第1節 地球温暖化*防止とグリーン購入

地球温暖化

人間の活動が大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。異常気象の発生や、海面上昇、かんばつなどの影響が懸念されている。

温室効果ガス

太陽の光により温められた地表面が放射する赤外線を吸収し、地表面と大気を暖める効果のある二酸化炭素などの気体。

地球温暖化対策の推進に関する法律

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（平成18年4月1日施行）について定めたもの。

「温室効果ガス*排出抑制等田辺市実行計画」やグリーン購入の推進等により地球環境問題に取り組むとともに、木質バイオマスなど本市の地域資源を生かした自然エネルギーの活用について、大学等と連携して検討を進めます。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

1 温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画

(1) 取組の目標

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」*に基づき、2007（平成19年）3月に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を5年間の計画として策定、引き続き平成23年度から平成27年度までの5カ年の計画となる「第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を2012（平成24年）2月に策定しました。

本計画における基本的に取り組むべき目標は下記のとおりです。

- ① 電気使用量の削減
- ② 節水の推進及びガス使用量の削減
- ③ 化石燃料使用量等の削減
- ④ 用紙類使用量の削減
- ⑤ 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- ⑥ グリーン購入の推進
- ⑦ 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
- ⑧ 自然環境の保全
- ⑨ 環境に関する研修

(2) 二酸化炭素排出量の状況

市有施設及び車両等から発生する二酸化炭素の排出量及び燃料別二酸化炭素排出量を下表に示します。

燃料別二酸化炭素排出量

燃料種別	H25			H26			H27		
	使用量	二酸化炭素排出量(kg)	排出割合(%)	使用量	二酸化炭素排出量(kg)	排出割合(%)	使用量	二酸化炭素排出量(kg)	排出割合(%)
電 気 (kw)	20,974,194	10,948,529	86.0%	21,149,814	11,230,551	87.9%	20,825,474	10,600,166	87.8%
ガ ス (m ³)	75,227	225,681	1.8%	69,484	208,452	1.6%	84,240	252,720	2.1%
灯 油 (l)	295,356	735,436	5.8%	267,756	666,712	5.2%	226,366	563,651	4.7%
ガソリン (l)	222,862	517,040	4.0%	180,024	417,656	3.3%	178,549	414,234	3.4%
軽 油 (l)	82,720	213,418	1.7%	67,909	175,205	1.4%	65,596	169,238	1.4%
A 重油 (l)	33,238	90,075	0.7%	31,140	84,389	0.6%	25,321	68,620	0.6%
合 計		12,730,179			12,782,965			12,068,629	

※二酸化炭素排出量＝使用料×二酸化炭素排出量

排 出 係 数	H25	H26	H27
電 気	0.522	0.531	0.509
ガ ス	3.00		
灯 油	2.49		
ガ ソ リ ン	2.32		
軽 油	2.58		
A 重 油	2.71		

2 グリーン購入

本市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」*に基づき、製品の購入及び印刷物の発注並びにこれらの物品の使用及び廃棄物に際して、本市が環境上配慮すべき事項を定め、市民及び事業者等に率先して、価格や品質だけでなく環境への負荷ができる限り少ない物品の導入並びに適切な物品の使用及び廃棄を推進し、地球温暖化及び地域環境への負荷の低減に資することを目的として、2005年（平成17年）5月に「田辺市グリーン購入基本方針」を策定しグリーン購入の推進に取り組んでいます。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

環境負荷の少ない持続可能な社会を構築し、また国等の公的部門において環境物品等の調達を推進することと、そのための情報提供を進めていくことを目的とする法律。

3 自然エネルギーの活用

国においては、2012年（平成24年）7月から「再生可能エネルギー固定価格買取制度」を開始するとともに、原子力発電の安全基準や温室効果ガス排出量削減目標の見直し、持続可能な電源構成の検討を行っています。また、エネルギー基本計画についても見直しが進められており、エネルギー政策は大きく転換期を迎えています。

このような状況を踏まえ、紀南地域の特性を生かした新エネルギーの創出を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制や地域振興、産業振興に貢献していくといった観点から、田辺市では「田辺市総合計画」や「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」との整合性を図りながら、市民、事業者、行政が一体となって地域資源を有効的に活用した取組を進めています。

電気自動車(EV)と急速充電器(世界遺産熊野本宮館)



避難所施設への太陽光発電設備・蓄電池(田辺第三小学校)



田辺市グリーン購入基本方針（参照：P84）

第2節 自然環境

豊かな自然を未来へ引き継ぐため、関係機関との連携のもと自然公園等における環境の保全と適正な活用に努めます。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

1 自然環境

県自然環境保全地域

現存する貴重な自然環境を保全するため、自然的・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な特定の地域。和歌山県自然環境保全条例に基づき県知事が指定する。

名水百選

1985年(昭和60年)3月に環境庁(現在の環境省)が選定した、全国各地の「名水」とされる100カ所の湧水・河川等。

重要湿地

環境省が専門家の意見に基づき選定し、2001年(平成23年)12月に公表した生物多様性の保全上重要な国内の湿地。

自然公園

自然公園法で定義する国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園のこと。優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用と増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。

ナショナルトラスト運動

貴重な自然環境などが開発等により破壊されるのを防ぐため、寄付金による買取りや寄贈による取得等の方法で保全し、公開しつつ次世代に引き継ぐことを目指す市民運動。

本市では、市域のおよそ9割を占める森林が水質の良好な河川を育み、日高川、富田川、日置川、熊野川などでは、希少な動植物を含む多様な生物が生息しています。山間部では県自然環境保全地域*に指定された亀谷原生林や、名水百選*に選定された「野中の清水」をはじめとする名水などを保有し、田辺湾から白浜にかけての海岸部には環境省において選定された重要湿地*を有するなど、豊かな自然に恵まれています。

野中の清水



2 自然公園*

山々の緑と清らかな水、美しい海岸線がおりなす豊かな自然を保全するため、市域には吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園、果無山脈県立自然公園、大塔日置川県立自然公園の指定区域を有し、自然の保護が図られております。

また、平成27年9月には、吉野熊野国立公園が大規模拡張され、田辺南部白浜海岸県立自然公園と田辺湾が編入されました。

さらに、日本のナショナル・トラスト運動のさきがけの地である天神崎においては、「公益財団法人天神崎の自然を大切にする会」が自然保護を目的として土地の買取りを行っているほか、本市においても、県と協調して土地の買取りを行い、その保全に努めています。

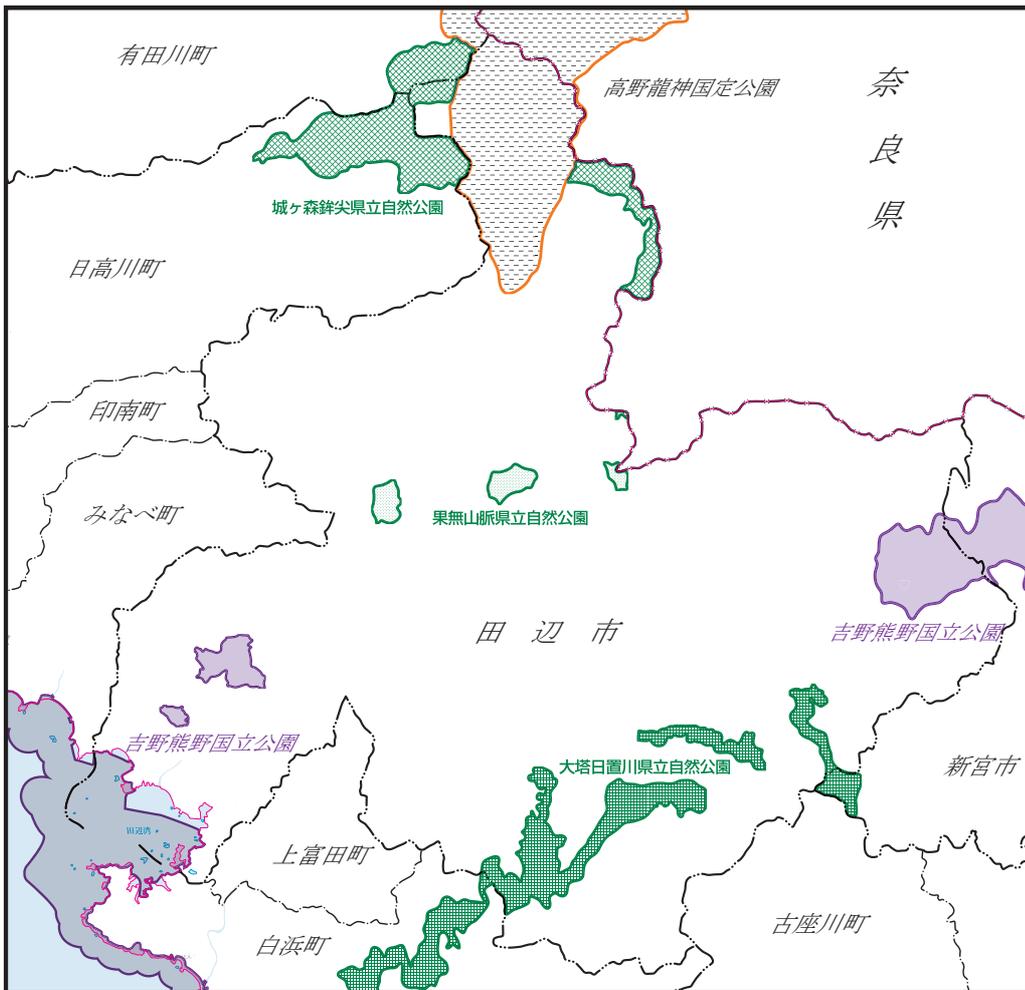
天神崎



田辺市の自然公園指定状況

公園名	田辺市域における面積(陸積)					
	特別地域				普通地域	合計
	特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
吉野熊野国立公園	0	71	208	445	19	743
高野龍神国定公園	101	175	424	4,726	51	5,477
城ヶ森鉾尖県立自然公園	0	49	187	971	0	1,207
果無山脈県立自然公園	0	82	181	341	0	604
大塔日置川県立自然公園	0	88	478	2,316	3	2,885
計	101	465	1,478	8,799	73	10,916

自然公園指定状況位置図



公園別特別地域内許可申請状況（平成 25 ～ 27 年度）（単位：件）

公園名	工作物の新築等	木竹の伐採	鉱物掘採又は土石採取	河川等の水位水量増減	広告物の設置	水面埋立て干拓	土地の形状変更	その他	合計
吉野熊野国立公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高野龍神国立公園	49	4	0	0	0	0	0	2	55
城ヶ森鋒尖県立自然公園	2	0	0	0	0	0	0	0	2
果無山脈県立自然公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田辺南部海岸県立自然公園 （～平成27年9月）	12	0	0	0	0	0	0	0	12
大塔日置川県立自然公園	3	2	0	0	0	0	0	2	7

※吉野熊野国立公園での「特別地域内許可申請」については、田辺及び新宮自然保護官事務所が取り扱っています。

3 自然環境の活用

(1) 自然観察施設

本市では、自然にふれあい、観察等を通じて自然の仕組みを知り、その大切さを理解する場を提供するため、自然観察施設を設けています。

1) 和歌山県ふるさと自然公園国民休養地（稲成町ひき岩群）

国民休養地とは、自然とのふれあいが少ない都市やその近郊の人々に、ハイキングやピクニックなど単なる一時的なレクリエーション活動の場を提供するだけでなく、そこに生きる動植物等との「ふれあい体験」を通して、自然と人間の調和のあり方や自然の保護育成について考える機会の提供を目的とした施設です。

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地は、和歌山県が事業主体となり、環境庁（現在の環境省）の補助事業を受けて整備を行い、市が管理運営しています。

ひき岩群を中心として遊歩道や多目的広場、トイレなど、自然に親しむための施設が設けられているほか、中心施設となるふるさと自然公園センターでは、田辺市の自然について写真・パネル・標本などを展示しています。また専門知識の豊富な指導員が常駐し、生きものや自然観察についての助言を行っています。

ひき岩群の風景



国民休養地利用者数

	和歌山県ふるさと自然公園国民休養地 来訪者数（人）	ふるさと自然公園センター 入館者数（人）
H25	13,527	2,589
H26	15,119	2,386
H27	11,960	1,625

2) 皆地いきものふれあいの里（本宮町皆地）

皆地のふけ田（湧き水の湿地）は、かつて四村川の流れが変わったことにより、川から分離された土地と言われています。湧き水が豊富であったことから様々な水辺の生物が多く生息し、自然観察のための絶好のフィールドとなっています。

皆地いきものふれあいの里は、ふけ田の動植物等とふれあう場とすることを目的とし、ビオトープ*として整備した施設です。陸生の草の除去など適正な維持管理に努めるほか、上流部には生活雑排水処理施設（参照:P60）を整備し、ふけ田の水質保全を図っています。

皆地ふけ田の風景



ビオトープ

本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生息することができる空間。本市では「皆地いきものふれあいの里」の他、天神崎にビオトープが整備されています。

3) 笠塔森林公園（中辺路町小松原）

笠塔山は果無山脈の西の雄峰として知られ、モミ・ツガの原生林を含む森林には、鳥類・昆虫が種類・個体共に豊富であり、多様性に富む森林の生態系を有しています。※2006年（平成18年）7月の災害により、現在のところ利用を停止しております。

(2) 自然観察教室

自然に触れ、その観察を通じて、自然の仕組みや大切さを学ぶことを趣旨として、ふるさと自然公園センター指導員等が講師となり、季節に応じた自然体験や観察を実施しています。

カスミサンショウウオの観察



七草粥を作ろう



自然観察教室 開催実績

■平成 25 年度

日 時	内 容	参加者			日 時	内 容	参加者		
		子供	大人	計			子供	大人	計
4月21日	春の生き物	5	3	8	7月28日	昆虫他の相談日	1	1	2
5月12日	初夏の生き物	6	5	11	8月11日	プランクトンの観察	2	2	4
6月9日	海辺の生き物 (天神崎)	11	9	20	8月25日	採集した標本の同定会	9	9	18
7月13日	夏の星座	6	5	11	9月7日	鳴く虫の観察	中 止		
7月14日	カビの採集・観察①	3	3	6	10月19日	秋の生き物	中 止		
7月21日	カビの観察②	5	4	9	11月17日	ひき岩群の観察	1	9	10
7月23日	粘菌の観察	1	1	2	12月7日	冬の星座	2	2	4
7月23日	植物の採集・標本の作製	1	1	2	1月5日	七草粥を作ろう	30	25	55
7月24日	粘菌・植物の予備日	0	0	0	2月2日	野鳥の観察	中 止		
7月25日	昆虫の採集・標本の作製	1	1	2	2月23日	カスミサンショウウオの観察	46	28	74
7月26日	カビ・植物・昆虫・粘菌の相談日	2	2	4	3月30日	海辺の生き物	中 止		
7月27日	植物他の相談日	3	2	5		合 計	135	112	247

■平成 26 年度

日 時	内 容	参加者			日 時	内 容	参加者		
		子供	大人	計			子供	大人	計
4月27日	春のひき岩を歩こう	6	7	13	8月10日	プランクトンの観察	中 止		
5月18日	新緑のひき岩を楽しもう	10	15	25	8月24日	採集した標本の同定会	10	10	20
6月1日	初夏の海辺を楽しもう	15	10	25	9月13日	夜鳴く虫をさがそう	12	5	17
7月13日	カビの採集	1	2	3	10月19日	秋のひき岩群を歩こう	1	4	5
7月19日	カビの観察①	3	1	4	11月9日	竜神山に登ろう	中 止		
7月20日	カビの観察②	2	4	6	12月13日	冬の星座	20	18	38
7月20日	夏の星座	5	6	11	1月7日	七草粥を作ろう	6	31	37
7月23日	粘菌の観察	5	4	9	1月25日	野鳥の観察	3	7	10
7月24日	植物の採集と標本の作製	7	4	11	2月22日	カスミサンショウウオの観察	25	18	43
7月26日	昆虫の採集と標本の作製	11	6	17	3月21日	海辺の生き物	18	13	31
7月27日	カビ、粘菌、植物、昆虫他の相談日	6	3	9		合 計	166	168	334

■平成 27 年度

日 時	内 容	参加者			日 時	内 容	参加者		
		子供	大人	計			子供	大人	計
4月26日	春の生き物	9	6	15	9月12日	夜鳴く虫をさがそう	14	7	21
5月24日	新緑の龍神山へ登ろう	3	13	16	10月24日	秋のひき岩群を歩こう	3	14	17
6月7日	初夏の生き物	9	6	15	11月8日	龍神山へ登ろう	中 止		
7月18日	夏の星座	20	13	33	12月19日	冬の星座	6	10	16
7月25日	昆虫採取と標本作り	15	10	25	1月7日	七草粥を作ろう	5	24	29
7月26日	植物の採集・標本	5	3	8	2月7日	野鳥の観察	6	14	20
7月26日	粘菌の観察	10	9	19	2月24日	カスミサンショウウオの観察	15	13	28
8月1日	プランクトンの観察	10	6	16	3月27日	海辺の生き物	8	4	12
8月23日	採集した標本の同定会	4	3	7		合 計	142	155	297

4 生物多様性

(1) 外来種対策

外来種であるアフリカツメガエルの駆除について、田辺中学校・田辺高等学校の生物部が鳥ノ巣半島のため池において現況調査を行い、市もその活動に協力しています。

また、この事業には、環境省田辺自然保護官事務所、和歌山県自然環境室や(財)自然研究センターの他、ふるさと自然公園センター自然観察指導員、和歌山県自然環境研究会等、多くの学識経験者の協力も得られています。

(2) 動物の愛護と管理

田辺市では、地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成 26 年度より「飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術補助金交付事業」を実施しており、市内の団体が市内に生息する飼い主のいない猫への不妊及び去勢手術を実施する費に対して、予算の範囲内で手術費用の 2 分の 1 を補助し、個体数の減少に取り組んでいます。

飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術実績

	種 別	平成 26 年度	平成 27 年度
第一次募集	雄	17	25
	雌	39	73
第二次募集	雄	17	14
	雌	18	34
種別計	雄	34	39
	雌	57	107
合 計		91	146

対象町内会数	15 町内会	23 町内会
譲渡数 (匹)	3	14

第3節 水質の監視と公害防止

県や関係機関等と連携を図り、水質汚濁の監視のための調査の継続と不法投棄防止のための取組を推進するとともに、騒音等の公害防止に向け、事業者や市民に対する啓発に努めます。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

1 公共用水域の水質監視

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、より積極的に維持されることが望ましい基準として環境基準*が定められていますが、公共用水域においても利水目的別に水域類型・基準値が設定され、水質の保全に努めることとしています。

本市の河川では、日置川がAA類型、熊野川・日高川・左会津川・富田川がA類型に、海域では文里港区・田辺漁港区がB類型、それ以外の水域がA類型の指定を受け、さらに田辺湾がII類型の指定を受けています。これらの環境基準を指標として、年1回河川14地点、海域17地点（表層・底層）及び海域7地点（底質）の「環境水質調査」、並びに年4回または年2回の「主要河川水質調査」を行い、監視を行っています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					適用河川
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA級の 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100 ml以下	日置川
A	水道2級 水産1級 及びB級の 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml以下	熊野川 日高川 左会津川 富田川
B	水道3級 水産2級 及びC級の 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100 ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD級の 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及び E級の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水 3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—	

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

環境基準

環境基本法第16条第1項で規定されており、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい環境上の条件について、具体的に設定された基準のこと。行政上の政策目標。これは、人の健康や生活環境を保全し、維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化しないよう、環境基準を設定し、これを維持していくことが望まれる。環境基準は、以下について定められている。

- ①大気汚染
- ②騒音
- ③公共用水域の水質汚濁
- ④地下水の水質汚濁
- ⑤土壌汚染
- ⑥ダイオキシン類

- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産 2 級および水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					備考
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下 の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml以下	検出され ないこと	文里港区・ 田辺漁港区 以外の 田辺湾
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	-	検出され ないこと	文里港区 田辺漁港区
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg / ℓ 以下	2mg / ℓ 以上	-	-	

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

海域の窒素・リンに係る環境基準（平成 10 年 4 月 10 日付けで指定）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		備考
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.2mg / ℓ 以下	0.02mg / ℓ 以下	
II	水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3mg / ℓ 以下	0.03mg / ℓ 以下	田辺湾
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg / ℓ 以下	0.05mg / ℓ 以下	
IV	水産 3 種・工業用水 生物生息環境保全	1.0mg / ℓ 以下	0.09mg / ℓ 以下	

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定し漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

- (1) 環境水質調査（年1回）
 1) 河川の水質調査（14地点）

旧田辺市調査地点図

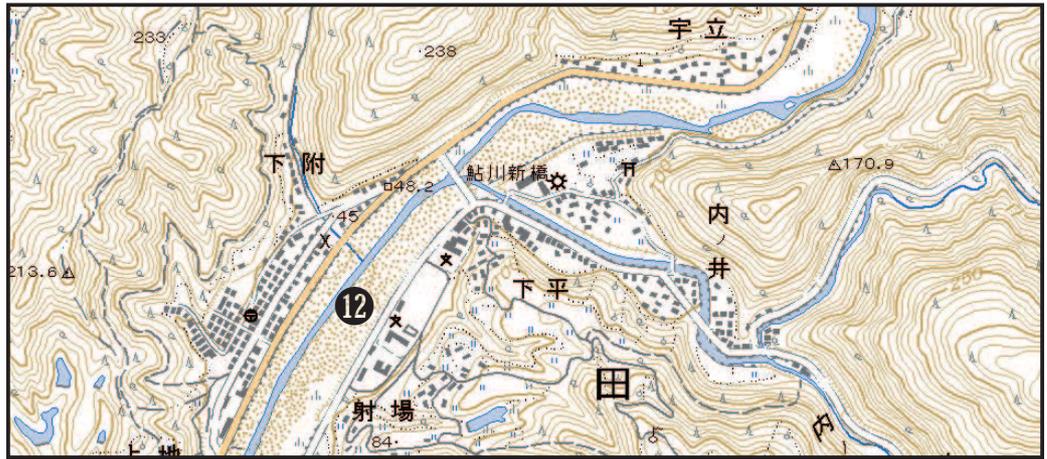
	地点名	地点番号		地点名	地点番号
1	右会津川（堀田橋下） ※ 2	①	8	大戸川（東山橋下）	⑧
2	左会津川（龍神橋下） ※ 2	②	9	松原川（U字溝水路上流点）	⑨
3	左会津川（旧会津橋下） ※ 2	③	10	芳養川（松井橋下）	⑩
4	新川（新川橋下）	④	11	日高川（明神橋上流） ※ 2	⑪
5	出井川（三菱自動車販売前）	⑤	12	富田川（紀南農協鮎川支所前） ※ 2	⑫
6	名喜里川（新庄連絡所前）	⑥	13	日置川（青少年旅行村前） ※ 1	⑬
7	橋谷川（橋谷川合流点）	⑦	14	熊野川（高津橋下） ※ 2	⑭



日高川調査地点図



富田川調査地点図



日置川調査地点図



熊野川調査地点図



河川水質調査等の結果と推移

主に過去 10 年間の測定値を参考とし、平成 27 年度の各河川の水質調査結果について考察を行いました。

- ① 右会津川について
大腸菌群数*、全燐の値が悪化しているものの、他の項目が改善されており、10年平均値に比べ水質は良くなっています。
- ② 左会津川について
全ての項目が改善されており、10年平均値に比べ水質はかなり良くなっています。
- ③ 左会津川河口域について
大腸菌群数の値が悪化しているものの、他の項目が改善されており、10年平均値に比べ水質はかなりよくなっています。
- ④ 新川について
BOD*の値が悪化しているものの、他の項目が改善されているため、10年平均値に比べ水質は少し良くなっています。
- ⑤ 出井川について
全ての項目が改善されており、10年平均に比べ水質はかなり良くなっています。
- ⑥ 名喜里川について
SS*、大腸菌群数、全燐の値が悪化しているものの、他の項目が改善されており、10年平均値に比べ水質はほとんど変化はありません。
- ⑦ 橋谷川について
全ての項目が改善されており、10年平均値に比べ水質はかなり良くなっています。
- ⑧ 大戸川について
全ての項目が改善されており、10年平均値に比べ水質はかなり良くなっています。
- ⑨ 松原川について
BOD、大腸菌群数、全燐、富栄養度の値が悪化しており、10年平均に比べ水質は悪化しています。
- ⑩ 芳養川について
大腸菌群数、全燐の値が悪化しているものの、他の項目が改善されており、10年平均に比べ水質はかなり良くなっています。
- ⑪ 日置川 ⑫ 富田川 ⑬ 日高川 ⑭ 熊野川について
これら 4 河川は市街地の河川とは違い綺麗な水質を保っています。

COD (化学的酸素要求量)
水中の有機物等を酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものです。この値が高ければ湖沼等の富栄養化が進んでいるということになり、水質汚濁の指標として用いられる。

SS (浮遊物質)
浮遊固形物のことで、水を汚濁させている物質をいう。

BOD (生物化学的酸素要求量)
河川水の中や海水の中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要とされる酸素量のことで、単位は mg/l で表す。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質(有機物)が多く水質が汚濁していることを意味する。

大腸菌群数
グラム陰性、無芽胞性桿菌で、乳糖を分解してガスを発生するすべての好気性及び通性嫌気性の細菌の総称である。動物のふん便を主として自然界に広く分布する細菌のグループであって、人畜のし尿による汚染を知る指標のひとつ。

pH (水素イオン濃度)
水中の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、溶液 1 l 中の水素イオンのグラム当量数で表す。pH は 0 ~ 14 の間の数値で示され、pH 7 が中性を、7 を越える値ではアルカリ性、7 未満の値では酸性を示す。

DO (溶存酸素量)
水中に溶けている酸素量のことをいう。水中に汚染源となる有機分がふえると酸化するときに酸素を消費するので、溶存酸素が減少する。溶存酸素は、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なもの。

河川の水質調査結果（平成 25 年度）

H25（河川）		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		右会津川 堀田橋下	左会津川 龍神橋下	左会津川 旧会津橋下	新川 新川橋下	出井川 三菱自動車 販売前	名喜里川 新庄連絡所前	橋谷川 合流点
環境基準（河川）－類型		A類型	A類型	A類型				
採取 条件	採 取 年 月 日 (月 / 日)	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
	採 取 時 刻 (時 : 分)	14:35	14:21	14:09	15:39	15:28	15:17	15:06
	天 候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気 温 (°C)	26.0	26.0	26.0	25.0	26.0	25.0	26.0
	水 温 (°C)	26.0	29.0	29.0	25.0	26.0	25.0	27.0
	水 深 (m)	0.55	0.36	0.69	0.30	0.10	0.15	0.29
	河 川 幅 量 (m ³ /sec)	8.2	17.0	23.1	5.7	3	1.7	3.6
一般 項目	pH	7.4	7.4	7.8	7.7	9.1	7.6	8.3
	DO (mg/L)	8.2	7.4	7.5	9.8	8.5	7.2	5.8
	BOD (mg/L)	4.2	4.1	5.1	8.5	14.0	4.8	2.4
	COD (mg/L)	6.7	8.7	7.7	17.4	13.4	4.3	7.7
	SS (mg/L)	1.2	3.6	3.3	10.6	0.5	3.4	1.7
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	15,000	46,000	23,000	1,100,000	460,000	46,000	43,000
特殊 項目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	フェノール類 (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	銅 (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	亜鉛 (mg/L)	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄 (mg/L)	—	0.42	—	—	—	—	—
	マンガン (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	クロム (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
健康 項目	フッ素 (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—
	アルキル水銀 (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	総水銀 (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	カドミウム (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	鉛 (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	有機燐 (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—
	六価クロム (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	ヒ素 (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	シアン (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—
	PCB (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン (mg/L)	—	<0.003	—	—	—	—	—
	テトラクロロエチレン (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
	四塩化炭素 (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	<0.0004	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.004	—	—	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—
	チウラム (mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	—	—
	シマジン (mg/L)	—	<0.0003	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—	
セレン (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	0.74	—	—	—	—	—	
ハウ素 (mg/L)	—	0.1	—	—	—	—	—	
そ の 他	アンモニア性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)	0.80	1.00	1.10	3.20	2.30	1.40	1.20
	全燐 (mg/L)	0.035	0.091	0.089	0.751	0.394	0.072	0.164
	富栄養度	125	528	503	27,877	8,095	289	1,010
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—

	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	大戸川 東山橋下	松原川 U字溝上 水路点	芳養川 井橋下	日高川 神明橋上	富田川 紀南農協 鮎川支所前	日置川 青少年 旅行村前	熊野川 高津橋下
類型				A類型	A類型	AA類型	A類型
採取年月日	9/9	9/9	9/9	11/5	11/5	11/5	11/5
採取時刻	14:57	13:41	13:16	14:20	10:25	11:20	12:25
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	25.5	26.0	26.0	17.0	18.5	18.0	19.0
水温	26.0	26.0	28.4	15.5	16.8	15.1	18.8
水深	1.3	0.05	0.16	0.18	0.66	0.47	0.18
河川幅	5.2	1.4	0.2	17.0	32.0	35.0	78.0
流量	0.068	0.001	0.020	0.790	2.400	1.800	3.030
pH	7.2	7.8	7.9	8.0	7.8	7.7	7.8
DO	7.3	8.0	8.4	10.1	10.6	9.4	8.4
BOD	4.1	4.1	6.6	0.6	0.5	1.2	1.8
COD	12.1	10.9	10.9	1.3	2.1	1.7	2.7
SS	2.7	3.7	4.0	<0.5	0.8	<0.5	0.8
大腸菌群数	1,100,000	240,000	4,300	170	130	170	130
n-ヘキサン抽出物質	<1	<1	<1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類	—	—	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
銅	—	—	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
亜鉛	<0.01	<0.01	<0.01	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
鉄	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
マンガン	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
アルキル水銀	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
総水銀	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム	—	—	—	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
鉛	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
有機燐	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ヒ素	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
PCB	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	—	—	—	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
四塩化炭素	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ジクロロメタン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	—	—	—	<0.005	<0.01	<0.01	<0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	0.08	0.14	0.08	0.13
ホウ素	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
アンモニア性窒素	—	—	—				
亜硝酸性窒素	—	—	—				
硝酸性窒素	—	—	—				
全窒素	5.40	45.90	1.30	1.40	1.20	0.53	1.10
全燐	0.688	0.037	0.052	0.046	0.12	0.042	0.16
富栄養度*	29,969	12,341	491	55.8	202	25.2	317
陰イオン界面活性剤	—	—	—				

0.8 以下
検出されないこと
0.0005 以下
0.003 以下
0.01 以下
基準値無
0.05 以下
0.01 以下
検出されないこと
検出されないこと
0.01 以下
0.01 以下
0.002 以下
0.02 以下
0.004 以下
1 以下
0.006 以下
0.1 以下
0.04 以下
0.002 以下
0.006 以下
0.003 以下
0.02 以下
0.01 以下
0.01 以下
10 以下
1 以下

人の健康の保護に関する健康基準

* 富栄養度：COD (mg/L) × 全窒素 (mg/L) × 全燐 (mg/L) × 1,000,000/1,500

※ 「—」 検査未実施

河川の水質調査結果（平成 26 年度）

H26（河川）		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		右会津川 堀田橋下	左会津川 龍神橋下	左会津川 旧会津橋下	新 川 新川橋下	出 井 川 三菱自動車 販売 前	名喜里川 新庄連絡所前	橋 谷 川 合 流 点
環境基準（河川）一類型		A類型	A類型	A類型				
採取 条件	採 取 年 月 日 (月/日)	10/29	10/29	10/29	10/29	10/29	10/29	10/29
	採 取 時 刻 (時:分)	10:27	10:17	11:12	9:15	9:26	13:39	9:50
	天 候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気 温 (°C)	21.0	21.0	22.0	20.0	20.0	21.0	20.0
	水 温 (°C)	14.7	15.7	15.0	14.3	16.2	14.6	15.6
	水 深 (m)	0.55	0.47	0.72	0.80	0.30	0.60	0.22
	河 川 幅 (m)	11.0	10.0	92.0	5	2.1	7.0	4.2
流 量 (m ³ /sec)	0.120	0.220	0.680	0.370	0.008	0.040	0.010	
一般 項目	pH	7.5	7.3	7.3	8.2	8.3	7.6	7.5
	DO (mg/L)	9.0	8.8	8.6	9.4	11.0	8.2	6.5
	BOD (mg/L)	2.6	2.8	2.4	5.1	3.9	5.1	3.5
	COD (mg/L)	3.7	4.7	5.3	5.7	4.5	5.7	5.7
	SS (mg/L)	1.2	3.8	1.0	5.4	1.4	5.4	52.5
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,300	110,000	15,000	46,000	23,000	23,000	240,000
特殊 項目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	フェノール類 (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	銅 (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	亜鉛 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄 (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	マンガン (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	クロム (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	フッ素 (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—
健康 項目	アルキル水銀 (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	総水銀 (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	カドミウム (mg/L)	—	<0.0003	—	—	—	—	—
	鉛 (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
	有機磷 (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	六価クロム (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	ヒ素 (mg/L)	—	<0.005	—	—	—	—	—
	シアン (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—
	PCB (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン (mg/L)	—	<0.003	—	—	—	—	—
	テトラクロロエチレン (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
	四塩化炭素 (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	<0.0004	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.004	—	—	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—
	チウラム (mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	—	—
	シマジン (mg/L)	—	<0.0003	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	ベンゼン (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	<0.005	—	—	—	—	—	
セレン (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	1.2	—	—	—	—	—	
ホウ素 (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—	
そ の 他	全窒素 (mg/L)	1.00	1.40	1.40	2.00	2.30	1.20	1.60
	(μ g-atm/L)	71	100	100	143	164	86	114
	全磷 (mg/L)	0.044	0.063	0.065	0.200	0.312	0.077	0.172
	(μ g-atm/L)	1.4	2.0	2.1	6.5	10.1	2.5	5.5
	富栄養度*	109	276	322	1520	2153	351	1046
ノニルフェノール (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—	
LAS (mg/L)	—	0.014	—	—	—	—	—	

	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	大戸川 東山橋下	松原川 U字溝上 流点	芳養川 松井橋下	日高川 神明橋 上	富田川 紀南農協 川支所前	日置川 青少年 旅行村前	熊野川 高津橋下
類型				A類型	A類型	A A類型	A類型
採取年月日	10/29	10/29	10/29	9/30	9/30	9/30	9/30
採取時刻	10:01	10:58	10:39	13:20	9:10	9:55	11:30
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	20.0	22.0	22.0	25.6	23.3	26.0	27.1
水温	19.5	17.9	15.5	21.0	19.4	18.1	22.3
水深	2.0	0.01	0.40	0.67	0.28	0.58	0.38
河川幅	5.0	1.4	8.5	21.0	36.0	34.0	46
流量	0.090	0.0001	0.340	5.240	0.640	5.720	3.420
pH	7.4	8.0	7.7	7.5	7.3	7.2	7.4
DO	4.7	8.4	8.4	7.6	6.8	7.3	6.3
BOD	2.4	3.7	3.9	0.7	1.1	1.0	1.2
COD	6.5	6.5	8.5	1.3	2.1	1.3	2.7
SS	3	0.8	1.4	1.2	<0.5	1	<0.5
大腸菌群数	1,100,000	43,000	9,300	930	24,000	390	40
n-ヘキササン抽出物質	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類	-	-	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
銅	-	-	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
亜鉛	<0.01	<0.01	<0.01	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
鉄	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
マンガン	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
アルキル水銀	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
総水銀	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
有機燐	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ヒ素	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
PCB	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	-	-	-	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
四塩化炭素	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ジクロロメタン	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
セレン	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	0.19	0.27	0.16	0.2
ホウ素	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
全窒素	7.30	8.3	1.80	0.28	1.40	0.25	0.28
	521	593	129	20	100	18	20
全燐	1.020	0.128	0.059	0.035	0.037	0.028	0.024
	32.9	4.1	1.9	2.5	2.6	0.9	1.7
富栄養度*	32,266	4,604	602	8	73	6	12
ノニルフェノール	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
LAS	-	-	-	<0.0006	0.0028	<0.0006	<0.0006

0.8 以下
検出されないこと
0.0005 以下
0.003 以下
0.01 以下
基準値無
0.05 以下
0.01 以下
検出されないこと
検出されないこと
0.01 以下
0.01 以下
0.002 以下
0.02 以下
0.004 以下
1 以下
0.006 以下
0.1 以下
0.04 以下
0.002 以下
0.006 以下
0.003 以下
0.02 以下
0.01 以下
0.05 以下
0.01 以下
10 以下
1 以下

人の健康の保護に関する健康基準

* 富栄養度：COD (mg/L) × 全窒素 (mg/L) × 全燐 (mg/L) × 1,000,000/1,500

※「-」検査未実施

河川の水質調査結果（平成 27 年度）

H27（河川）		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		右会津川 堀田橋下	左会津川 龍神橋下	左会津川 旧会津橋下	新 川 新川橋下	出 井 川 三菱自動車 販売前	名喜里川 新庄連絡所前	橋 谷 川 合 流 点
環境基準（河川）一類型		A類型	A類型	A類型				
採取 条件	採 取 年 月 日 (月/日)	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29
	採 取 時 刻 (時:分)	10:55	10:48	10:23	11:54	9:26	11:34	11:21
	天 候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気 温 (°C)	24.5	26.2	23.5	26.8	20.0	24.5	25.4
	水 温 (°C)	21.4	22.0	23.0	23.5	16.2	24.0	22.9
	水 深 (m)	0.51	0.2	0.6	0.80	0.3	0.30	0.22
	河 川 幅 (m)	22.0	26.0	69.0	5	4	4.0	3.0
流 量 (m ³ /sec)	0.420	0.270	0.430	0.370	0.013	0.011	0.010	
一般 項目	pH	7.5	7.3	7.3	8.8	8.3	8.3	7.7
	DO (mg/L)	9.8	9.5	7.4	9.7	11.0	10.2	8.7
	BOD (mg/L)	<0.5	1.3	1.4	5.9	3.9	3.3	2.1
	COD (mg/L)	1.6	3.2	3.2	9.3	4.5	5.6	2.8
	SS (mg/L)	1	3.8	3	3.6	1.4	8	2
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	24,000	110,000	240,000	93,000	23,000	240,000	43,000
特殊 項目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	フェノール類 (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	銅 (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	亜鉛 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄 (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	マンガン (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	クロム (mg/L)	—	<0.05	—	—	—	—	—
	フッ素 (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—
健康 項目	アルキル水銀 (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	総水銀 (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	カドミウム (mg/L)	—	<0.0003	—	—	—	—	—
	鉛 (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
	有機磷 (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	六価クロム (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	ヒ素 (mg/L)	—	<0.005	—	—	—	—	—
	シアン (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—
	PCB (mg/L)	—	<0.0005	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン (mg/L)	—	<0.003	—	—	—	—	—
	テトラクロロエチレン (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
	四塩化炭素 (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	<0.0004	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.004	—	—	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—
	チウラム (mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	—	—
	シマジン (mg/L)	—	<0.0003	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ (mg/L)	—	<0.002	—	—	—	—	—
	ベンゼン (mg/L)	—	<0.001	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	<0.005	—	—	—	—	—	
セレン (mg/L)	—	<0.01	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	1.05	—	—	—	—	—	
ホウ素 (mg/L)	—	<0.1	—	—	—	—	—	
そ の 他	全窒素 (mg/L)	0.80	1.10	0.70	2.00	2.40	0.80	0.80
	(μ g-atm/L)	57	79	50	143	171	57	57
	全磷 (mg/L)	0.032	0.070	0.078	0.200	0.279	0.069	0.132
	(μ g-atm/L)	1.0	2.3	2.5	6.5	9.0	2.2	4.3
	富栄養度*	27	164	116	2,480	2,009	206	197
ノニルフェノール (mg/L)	—	<0.0002	—	—	—	—	—	
LAS (mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	—	—	

類型	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	大戸川 東山橋下	松原川 U字溝水路 上流点	芳養川 松井橋下	日高川 神明橋下	富田川 紀南農協 鮎川支所前	日置川 青年村前	熊野川 高津橋下
類型				A類型	A類型	AA類型	A類型
採取年月日	9/29	9/29	9/29	9/29	8/31	8/31	9/29
採取時刻	11:18	9:59	9:45	16:50	9:50	10:20	15:37
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	25.2	24.5	28.5	21.7	27.0	22.0	26.9
水温	24.1	21.5	21.0	20.0	24.0	23.0	20.6
水深	2.00	0	0.29	0.63	0.26	0.56	0.41
河川幅	5.0	0	14.0	23.0	35.0	35.0	40
流量	0.090	0	0.390	4.500	0.640	5.530	3.580
pH	7.3	7.6	7.4	7.1	7.4	7.2	7.2
DO	6.1	6.7	7.0	11.6	8.2	8.5	11.0
BOD	4.4	3.7	2.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
COD	7.2	7.2	2.8	0.8	1.2	1.2	1.2
SS	5.3	1.8	1.2	<0.5	3.2	1.8	<0.5
大腸菌群数	240,000	240,000	24,000	430	930	4600	230
n-ヘキササン抽出物質	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類	—	—	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
銅	—	—	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
亜鉛	<0.01	<0.01	<0.01	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
鉄	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
マンガン	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
アルキル水銀	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
総水銀	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
有機燐	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ヒ素	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
PCB	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	—	—	—	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
四塩化炭素	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ジクロロメタン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
セレン	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	0.19	0.20	0.13	0.15
ホウ素	—	—	—	0.14	<0.1	<0.1	<0.1
全窒素	4.1	15.8	1.3	0.53	0.28	0.22	0.19
	293	1,129	93	38	20	16	14
全燐	0.566	0.085	0.039	0.008	0.018	0.035	0.007
	18.3	2.7	1.3	0.6	1.3	1.1	0.5
富栄養度*	11,139	6,446	95	2	4	6	1
ノニルフェノール	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
LAS	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006

人の健康の保護に関する健康基準	0.8 以下
	検出されないこと
	0.0005 以下
	0.003 以下
	0.01 以下
	基準値無
	0.05 以下
	0.01 以下
	検出されないこと
	検出されないこと
	0.01 以下
	0.01 以下
	0.002 以下
	0.02 以下
	0.004 以下
	1 以下
	0.006 以下
	0.1 以下
	0.04 以下
	0.002 以下
0.006 以下	
0.003 以下	
0.02 以下	
0.01 以下	
0.05 以下	
0.01 以下	
10 以下	
1 以下	

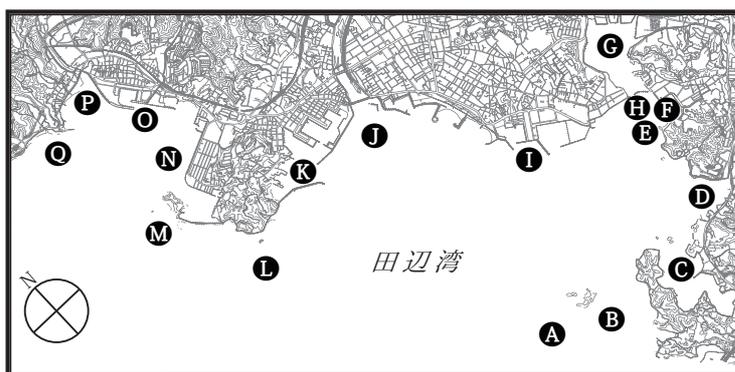
* 富栄養度：COD (mg/L) × 全窒素 (mg/L) × 全燐 (mg/L) × 1,000,000/1,500

※「—」 検査未実施

2) 海域水質調査（17 地点【表層、底層】）

主に過去 10 年間の測定値を参考とし、平成 27 年度の各海域の水質調査を行いました。

地点名		地点番号	地点名		地点番号
1	神島沖	A	10	左会津川沖	J
2	鳥ノ巣	B	11	田辺港内	K
3	内の浦	C	12	丸山沖	L
4	滝内沖	D	13	天神崎元島沖	M
5	跡の浦湾内	E	14	目良団地沖	N
6	跡の浦湾外 100m 沖	F	15	松原川沖	O
7	文里港内	G	16	芳養川沖	P
8	文里港外 100m 沖	H	17	大屋沖	Q
9	磯間港入口	I			



- A** 神島沖について
表層の SS が過去 10 年のなかで最大値を出していますが、過去 10 年間の平均と変化はありません。
- B** 鳥ノ巣について
表層の COD の値が過去 10 年のなかで最大値を出しています。表層、底層とも過去 10 年間の平均と比較すると少し水質が悪化しています。
- C** 内の浦について
底層の COD の値が悪化しています。表層は過去 10 年間の平均と変わりはありませんが、底層は過去 10 年間の平均と比較すると水質が悪化しています。
- D** 滝内について
表層の COD が過去 10 年のなかで最大値を出しています。表層、底層とも過去 10 年間の平均と変化はありません。
- E** 跡の浦湾内
表層の COD が過去 10 年のなかで最大値を出していますが、表層、底層とも過去 10 年間の平均と比較すると改善されています。
- F** 跡の浦湾外について
表層の COD が過去 10 年のなかで最大値を出しています。表層、底層とも過去 10 年間の平均と比較するとかなり悪化しています。

- G** 文里港内について
表層、底層とも COD の値が悪化しています。表層は過去 10 年間の平均と比較すると改善されていますが、底層は変化はありません。
- H** 文里港外について
表層、底層とも COD の値が悪化しています。過去 10 年間の平均と比較すると表層については改善、底層については悪化しています。
- I** 磯間港入口について
表層、底層とも COD の値が過去 10 年間のなかで最大値を出しています。過去 10 年間の平均と比較すると表層は変化はありませんが、底層の水質は悪化しています。
- J** 左会津川沖について
表層、底層とも COD の値が悪化しており、過去 10 年間の平均と比較すると表層、底層とも水質が悪化しています。
- K** 田辺港内について
底層の COD の値が過去 10 年間のなかで最大値を出しています。過去 10 年間の平均と比較すると表層、底層とも水質が悪化しています。
- L** 丸山沖
表層の SS、全窒素、全磷、透明度の値が悪化しています。過去 10 年間の平均と比較すると表層は悪化していますが、底層はあまり変化はありません。
- M** 天神崎元島沖
過去 10 年間の平均とあまり変わりはありません。
- N** 目良団地沖
表層の COD、SS、全窒素、全磷、底層の COD の値が悪化しています。
過去 10 年間の平均と比較すると表層はかなり悪化していますが、底層は変化はありません。
- O** 松原川沖
過去 10 年間の平均と変わりはありません。
- P** 芳養川沖
表層の COD、SS、全窒素、全磷の値が悪化しています。
過去 10 年間の平均と比較すると表層はかなり悪化していますが、底層は変化はありません。
- Q** 大屋沖
表層の COD、SS、全窒素、全磷、透明度、底層の COD の値が悪化しています。
過去 10 年間の平均と比較すると表層はかなり悪化していますが、底層は変化はありません。

海域の水質調査結果（平成 25 年度）

H25 海域		A	B	C	D	E	F	G	H	
		神島沖	鳥ノ巣	内の浦	滝内沖	跡の浦内 湾	跡の浦湾外 100m 沖	文里港内	文里港外 100m 沖	
環境基準（海域）一類型		A 類型	A 類型	A 類型	A 類型	B 類型	B 類型	B 類型	B 類型	
採取条件	採取月日	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	
	採取時刻	12:11	12:20	9:13	9:19	9:35	9:28	9:50	9:43	
	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	気温 (°C)	26.5	26.5	24.5	24.5	25.2	25.1	25.7	25.2	
	水温 (°C)	25.3	25.0	23.4	24.5	25.0	24.5	24.5	24.5	
	水深 (m)	18.0	11.0	13.0	11.0	6.5	10.0	6.0	10.0	
	透明度 (m)	6.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	色相	青緑	緑	緑	緑	黄緑	黄緑	黄緑	黄緑	
表層部の水質	一般項目	pH	8.1	8.2	8.2	8.2	8.1	8.0	7.8	7.8
		DO (mg/L)	6.6	6.2	8.0	8.0	6.5	6.6	5.2	6.2
		COD (mg/L)	1.9	1.7	3.3	2.1	2.1	2.1	2.7	2.1
		SS (mg/L)	0.6	0.8	1.0	0.8	0.8	0.6	0.8	0.6
		大腸菌群数 (MPN/100mL)	4	<3	9	23	43	39	210	150
	特殊項目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
		塩素イオン (‰)	18.8	18.4	18.3	18.6	18.8	18.8	18.8	18.9
		亜鉛 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		アンモニア性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
		亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
		硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
		全窒素 (mg/L)	0.24	0.12	0.14	0.40	0.30	0.15	0.43	0.70
		全燐 (mg/L)	0.013	0.013	0.013	0.022	0.039	0.020	0.031	0.031
		富栄養度*	3.95	1.77	4.00	12.32	16.38	4.20	23.99	30.38
ノニルフェノール (μg/L)	<0.06	—	—	<0.06	—	—	—	<0.06		
底層部の水質	一般項目	pH	8.1	8.2	8.2	8.2	8.0	7.9	7.8	7.8
		DO (mg/L)	6.7	6.3	8.0	8	6.6	6.7	6.3	6.1
		COD (mg/L)	1.9	3.3	4.1	2.7	2.9	2.9	3.3	2.7
	特殊	塩素イオン (‰)	18.9	18.4	19.1	18.9	18.8	19.1	19.1	17.7
	その他の項目	アンモニア性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
		亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
		硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
		全窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
		全燐 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	富栄養度*	—	—	—	—	—	—	—	—	

	Ⓛ	Ⓜ	Ⓝ	Ⓞ	Ⓟ	Ⓠ	Ⓡ	Ⓢ	Ⓣ
	磯間港 入 口	左会津川沖	田辺港内	丸山沖	天神崎 元 島 沖	目良団地沖	松原川沖	芳養川沖	大屋沖
類 型	A 類型	A 類型	B 類型	A 類型	A 類型	A 類型	A 類型	A 類型	A 類型
採 取 月 日	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30
採 取 時 刻	9:43	10:14	10:24	10:34	10:45	10:55	11:14	11:25	11:30
天 候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気 温	26.0	26.5	26.5	26.8	26.5	26.5	26.0	26.0	26.0
水 温	24.7	25.1	25.1	25.0	25.2	25.0	25.1	25.0	25.1
水 深	6.5	8.0	6.5	12.0	8.0	5.0	8.0	8.5	8.5
透 明 度	4.0	4.0	4.0	5.0	7.0	4.0	4.0	4.0	4.0
色 相	黄緑	緑	緑	青緑	青緑	青緑	青緑	緑	緑
pH	7.9	7.9	7.9	8.1	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
DO	6.2	6.3	6	6.4	6.2	6.5	6.1	6.2	6.3
COD	2.1	4.1	3.3	2.1	2.1	2.1	3.7	2.1	2.7
SS	<0.5	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.6	0.8
大腸菌群数	15	230	15	<3	4	<3	<3	<3	4
n-ヘキサン抽出物質	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
塩素イオン	18.4	18.6	18.8	18.8	18.6	18.4	18.8	18.4	18.4
亜鉛	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アンモニア性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素	0.32	0.22	0.25	0.23	0.18	0.27	0.26	0.25	0.18
全燐	0.018	0.013	0.033	0.013	0.015	0.013	0.006	0.017	0.009
富栄養度*	8.06	7.82	18.80	4.19	3.78	4.91	3.85	5.95	2.92
ノニルフェノール	—	<0.06	<0.06	—	—	<0.06	—	<0.06	—
pH	7.9	7.9	7.9	8.1	7.7	8.1	7.8	7.8	8.0
DO	6.3	6.2	6	6.4	6.1	6.6	6.0	6.2	6.3
COD	2.7	4.7	2.1	1.7	2.7	2.1	3.7	2.1	2.7
塩素イオン	18.9	18.9	19.1	18.9	18.9	18.9	18.8	18.9	18.8
アンモニア性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全燐	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富栄養度*	—	—	—	—	—	—	—	—	—

*富栄養度：COD (mg/L) × 全窒素 (mg/L) × 全燐 (mg/L) × 1,000,000/1,500

※「—」検査未実施

海域の水質調査結果（平成 26 年度）

H26 海域		A	B	C	D	E	F	G	H	
		神島沖	鳥ノ巣	内の浦	滝内沖	跡の浦内 湾	跡の浦湾外 100m 沖	文里港内	文里港外 100m 沖	
環境基準（海域）一類型		A 類型	A 類型	A 類型	A 類型	B 類型	B 類型	B 類型	B 類型	
採取条件	採取月日	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	
	採取時刻	9:43	9:34	12:22	12:31	12:13	12:38	11:53	12:03	
	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	気温 (°C)	26.3	26.5	27.0	27.0	26.5	27.0	27.5	27.5	
	水温 (°C)	25.8	25.8	27.2	26.2	26.6	26.2	27.8	25.9	
	水深 (m)	25.0	15.0	8.0	6.0	6.0	8.0	12.0	8.0	
	透明度 (m)	6.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	色相	緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑褐	緑褐	
表層部の水質	一般項目	pH	8.0	8.2	8.2	8.2	8.1	8.1	8.1	8.0
		DO (mg/L)	7.0	7.3	7.9	8.9	8.5	8.1	6.2	6.0
		COD (mg/L)	0.7	1.3	2.7	1.7	2.7	0.7	1.7	3.3
		SS (mg/L)	1.4	1.6	3.2	2	3.6	0.8	2.2	4.4
		大腸菌群数 (MPN/100mL)	23	23	4	9	4	9	9	23
	特殊項目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
		塩素イオン (‰)	18.1	17.9	18.3	19.1	18.8	18.4	18.1	17.9
		亜鉛 (mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	その他の項目	全窒素 (mg/L)	0.24	0.14	0.18	0.24	0.30	0.25	0.35	0.26
		全燐 (mg/L)	0.018	0.017	0.026	0.020	0.039	0.026	0.035	0.015
		富栄養度*	2.02	2.06	8.42	5.44	21.06	3.03	13.88	8.58
		ノニルフェノール (μg/L)	<0.2	—	—	<0.2	—	—	—	<0.2
		LAS (μg/L)	<0.6	—	—	<0.6	—	—	—	<0.6
	底層部の水質	一般項目	pH	8.0	8.1	8.2	8.1	8.1	8.1	8.1
DO (mg/L)			7.1	7.2	9.3	9.1	9.3	9.8	6.5	6.0
COD (mg/L)			0.7	1.3	2.7	1.5	2.7	0.7	1.3	2.9
特殊		塩素イオン (‰)	18.6	18.6	18.8	19.0	18.6	19.1	18.1	18.1

	Ⓛ	Ⓜ	Ⓝ	Ⓞ	Ⓟ	Ⓠ	Ⓡ	Ⓢ	Ⓣ
	磯間港口	左会津川沖	田辺港内	丸山沖	天神島沖	目良団地沖	松原川沖	芳養川沖	大屋沖
類型	A類型	A類型	B類型	A類型	A類型	A類型	A類型	A類型	A類型
採取月日	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29
採取時刻	11:41	11:27	11:10	10:59	10:50	10:41	10:33	10:21	10:15
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5	25.0	25.0	27.5	27.5
水温	27.1	27.5	26.3	25.8	27.8	26.2	27.6	26.2	27.3
水深	6.0	7.0	8.0	25.0	25.0	10.0	12.0	12.0	25.0
透明度	4.0	5.0	5.0	8.0	8.0	5.0	5.0	5.0	6.0
色相	緑褐	緑	緑	青緑	緑	緑	緑	緑	緑
pH	8.1	7.9	8.0	8.0	7.8	8.1	8.0	8.1	8.1
DO	10.2	10.6	8.6	7	6.2	10	9.5	9.2	9.9
COD	2.3	1.7	0.7	0.7	2.1	1.7	2.7	1.7	2.7
SS	2	2.2	0.6	1.6	0.6	0.8	3.4	2.4	1.2
大腸菌群数	4	4,600	23	9	4	9	9	9	43
n-ヘキサン抽出物質	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
塩素イオン	18.3	18.6	18.6	18.1	18.6	18.1	19.1	18.4	18.6
垂鉛	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
全窒素	0.32	0.44	0.22	0.18	0.18	0.25	0.18	0.23	0.21
全燐	0.022	0.063	0.033	0.022	0.044	0.02	0.035	0.024	0.02
富栄養度	10.79	31.42	18.80	1.85	11.09	5.67	11.34	6.26	7.56
ノニルフェノール	—	<0.2	<0.2	—	—	<0.2	—	<0.2	—
LAS	—	<0.6	<0.6	—	—	<0.6	—	<0.6	—
pH	8.1	8.0	8.1	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
DO	10.6	11.8	8.6	7.1	7.9	10.5	10.2	9.2	6.3
COD	2.1	1.3	0.7	0.7	0.9	1.3	2.3	2.1	2.1
塩素イオン	18.1	18.8	19.1	18.6	19.0	18.6	18.8	19.0	18.8

*富栄養度：COD (mg/L) ×全窒素 (mg/L) ×全燐 (mg/L) × 1,000,000/1,500

※「—」検査未実施

海域の水質調査結果（平成 27 年度）

H27 海域		A	B	C	D	E	F	G	H	
		神島沖	鳥ノ巣	内の浦	滝内沖	跡の浦内	跡の浦湾外100m沖	文里港内	文里港外100m沖	
環境基準（海域）一類型		A 類型	A 類型	A 類型	A 類型	B 類型	B 類型	B 類型	B 類型	
採取条件	採取月日	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	
	採取時刻	9:57	9:45	13:09	13:03	12:43	12:52	12:35	12:27	
	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	気温 (°C)	21.2	23.2	24.3	25.1	25.3	25.2	24.3	24.1	
	水温 (°C)	24.5	24.1	24.6	24.9	25.1	25.0	25.6	24.8	
	水深 (m)	23.0	4.0	9.0	6.0	7.0	9.0	6.0	6.5	
	透明度 (m)	6.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.5	4.0	4.0	
	色相	緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑	
表層部の水質	一般項目	pH	7.8	7.9	7.9	8.0	7.9	7.8	7.9	7.9
		DO (mg/L)	10.8	9.2	10.5	10.8	9.1	10.1	10.4	9.3
		COD (mg/L)	1.2	2.2	2.6	2.8	2.8	2.2	2.8	2.4
		SS (mg/L)	2.8	1.8	1.6	1.6	2.6	2.4	1.4	1.6
		大腸菌群数 (MPN/100mL)	4	4	<3	<3	<3	<3	4	93
	特殊項目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
		塩素イオン (‰)	18.3	18.1	18.1	19.0	18.8	18.4	18.6	17.9
		亜鉛 (mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	その他の項目	全窒素 (mg/L)	0.19	0.18	0.14	0.14	0.17	0.16	0.19	0.17
		全燐 (mg/L)	0.016	0.014	0.007	0.011	0.011	0.007	0.016	0.025
		富栄養度*	2.4	3.7	1.7	2.87	3.5	1.6	5.7	6.8
		ノニルフェノール (μg/L)	<0.2	—	—	<0.2	—	—	—	<0.2
		LAS (μg/L)	<0.6	—	—	<0.6	—	—	—	<0.6
	底層部の水質	一般項目	pH	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9
			DO (mg/L)	9.7	10.0	9.2	10.3	8.9	9.8	9.7
COD (mg/L)			1.2	2.4	2.8	2.6	2.6	2.2	2.8	2.6
特殊		塩素イオン (‰)	18.3	18.4	19.0	19.0	18	19.0	18.1	18.1

	㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬	㊭	㊮	㊯
	磯間港口	左会津川沖	田辺港内	丸山沖	天神島沖	目良団地沖	松原川沖	芳養川沖	大屋沖	
類型	A類型	A類型	B類型	A類型						
採取月日	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30
採取時刻	11:59	11:48	11:32	11:14	11:04	10:53	10:41	10:36	10:27	
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	24.9	23.7	23.4	23.0	22.3	22.2	21.4	21.7	21.1	
水温	24.9	24.3	24.5	24.2	24.7	24.1	24.3	24.2	24.1	
水深	6.0	6.0	8.0	12.0	32.0	23.0	9.0	4.5	8.0	
透明度	5.0	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	5.0	4.5	4.0	
色相	緑	緑	緑	青緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑
pH	7.9	7.9	7.8	7.9	7.9	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
DO	10.3	9.5	9.3	10.8	9.9	9.7	9.3	8.5	9.8	
COD	2.8	3.0	3.0	1.0	1.4	1.8	1.6	1.6	1.6	
SS	1.6	1.4	2.6	2.8	0.6	2	0.8	4.4	4.8	
大腸菌群数	<3	43	43	23	<3	4	460	1100	75	
n-ヘキサン抽出物質	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
塩素イオン	18.3	18.1	18.4	18.1	18.6	18.6	19.0	19.1	18.8	
垂鉛	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
全窒素	0.22	0.28	0.19	0.18	0.23	0.26	0.20	0.34	0.24	
全燐	0.012	0.016	0.019	0.018	0.018	0.014	0.012	0.041	0.021	
富栄養度*	4.928	8.96	18.80	2.16	3.86	4.37	2.56	14.87	5.38	
ノニルフェノール	—	<0.2	<0.2	—	—	<0.2	—	<0.2	—	
LAS	—	<0.6	<0.6	—	—	<0.6	—	<0.6	—	
pH	7.9	7.9	7.9	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	7.8	
DO	10.1	9.7	9.8	9.8	10.2	9.5	10.3	9.5	9.7	
COD	3.0	3.0	2.8	1.0	1.4	1.8	1.6	1.6	1.8	
塩素イオン	18.6	18.1	18.3	18.4	19.0	18.6	18.8	19.0	18.6	

*富栄養度：COD (mg/L) ×全窒素 (mg/L) ×全燐 (mg/L) × 1,000,000/1,500

※「—」検査未実施

土壤組成
汚染されていない土
壤中の重金属元素を初
めとする科学元素の含
有量。

Bowen

土壤の平均元素数と
しては、Bowenの取
りまとめた値が一般的
に用いられている。

**田中等の重金属類調査
結果**

田中等が1977年
(昭和52年)から
1983年(昭和58年)
までの7年間実施した
和歌山県沿岸海域底泥
中の重金属類の濃度の
調査結果。

アルキル水銀 (R-Hg)
有機水銀化合物の一
種で、この中に含まれ
るメチル水銀、エチル
水銀は人間の神経をお
かす。「水俣病」の原
因物質とされている。

カドミウム (Cd)
主として装飾用めっ
きに使用されている。
大量かつ長期間にわた
って体内に入ると慢性
中毒となり、機能障害
を伴う肺障害(気腫)、
胃腸障害、肝臓障害等
を起こす。

鉛 (Pb)
肺、消化器、皮膚な
どを通して吸収され、
体内に蓄積して慢性中
毒を起こす。

六価クロム (Cr6+)
六価クロムの化合物
であるクロム酸は、皮
膚、粘膜の腐食性が強
い。また、クロムイオ
ンを含む水の摂取が続
けば、肝臓のほか腎
臓及び心臓に蓄積する
ことが確かめられて
いる。

ヒ素
半導体の原料となる
ほか、触媒、木材の防
腐などの用途がある。
急性毒性として嘔吐、
下痢、腹痛、慢性毒性
として爪や毛髪の変
縮、肝硬変等を起こす。

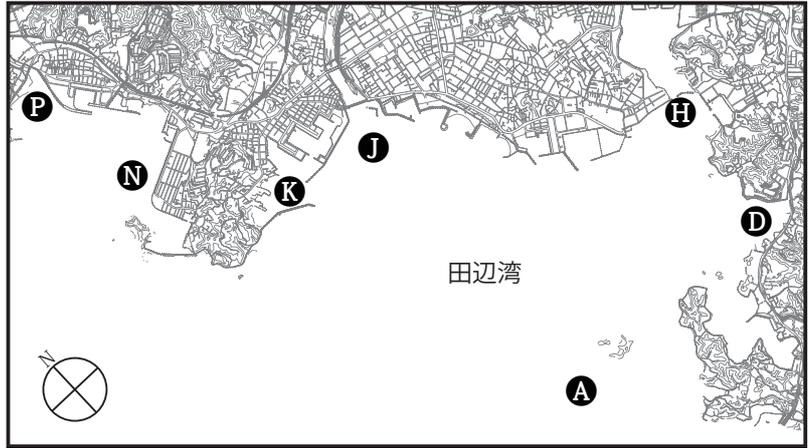
銅 (Cu)
電線、合金、貨幣、
彫刻、めっき、農薬な
ど多くの分野に用いら
れる。生体の必須元素
でもある。過剰摂取に
よる害は比較的少ない
が水生生物に対する
毒性が強いという特徴
がある。

亜鉛 (Zn)
自動車や建材構造物
用亜鉛めっき鋼板など
多くの用途に使用され
る。生体の必須微量
元素でもある。

2) 海域底質調査 (7地点)

海域底質調査地点

地点名	地点 番号
1 神島沖	A
2 滝内沖	D
3 文里港外 100m沖	H
4 左会津川沖	J
5 田辺港内	K
6 目良団地沖	N
7 芳養川沖	P



海域底質調査の結果と推移

検査結果と土壤組成*との比較により底質について考察しました。

比較する土壤組成については、Bowen*による土壤組成と、田中等が調査した和歌山
県海域の重金属類調査結果(田辺海域)、及び過去の調査結果を参考にしています。

アルキル水銀*

全調査地点で検出されませんでした。過去の結果も同様です。

カドミウム*

全調査地点で検出されませんでした。

※「検出されない」とは、その結果が定量限界を下回ることを指します。

鉛*

全調査地点で検出されましたが、土壤組成(2.0～200mg/kg)の範囲内であり、前年
度より減少しています。

六価クロム*

全調査地点で検出されませんでした。過去の結果も同様です。

ヒ素*

全調査地点で検出されましたが、土壤組成(0.1～40mg/kg)の範囲内であり、前年
度の値と大差ありません。

銅*

全調査地点で検出されましたが、土壤組成(2.0～100mg/kg)の範囲内です。
前年度の値より高い地点が多いです。

亜鉛*

全調査地点で検出されましたが、土壤組成(10～300mg/kg)の範囲内です。
前年度の値より高い地点が多いです。

鉄 *

全調査地点で検出されましたが、土壌組成 (7,000 ~ 55,000 mg/kg) の範囲内です。
全地点で前年度より高いです。

マンガン *

全調査地点で検出されましたが、土壌組成 (100 ~ 4,000mg/kg) の範囲内です。
前年度の値より高い地点が多いです。

ニッケル *

全調査地点で検出されましたが、ほぼ土壌組成 (10 ~ 1,000mg/kg) の範囲内です。
前年度の値より高いです。

クロム *

全調査地点で検出されましたが、土壌組成 (5 ~ 3,000mg/kg) の範囲内です。
全地点で前年度より増加しています。

水銀 *

ほとんどの地点で検出され、土壌組成 (0.01 ~ 0.3mg/kg) の範囲を超える地点もあります。

ポリ塩化ビフェニール *

全調査地点で検出されませんでした。

シアン *

全調査地点で検出されませんでした。

錫 *

全調査地点で検出されましたが、土壌組成 (2 ~ 200mg/kg) の範囲内です。
前年度の値より低い地点が多いです。

鉄 (Fe)

地球上で存在量の多い金属元素で、生体の必須元素であり経口毒性は低い。

マンガン (Mn)

地殻中に広く分布。合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加剤などとして使われる。生体の必須元素でもあり炭水化物の代謝などに関与する。過剰摂取すると中毒症状を起こす。

ニッケル (Ni)

硬貨、食器、その他に合金、めっき材として広く使用される金属。

クロム (Cr)

めっき、化学工業などで使われる。自然界に広く分布。生体の必須元素の一つとされている。化合物には通常原子価が3価と6価のものがあり、6価は酸化力が強く、有害性が高い。

水銀 (Hg)

温度計その他の計器類、電極、水銀灯などに使用される。急性中毒は下痢、腎障害等、慢性中毒では貧血、白血球減少を起こし、さらに手足の知覚喪失、精神異常となる。水俣病は、工場排水中のメチル水銀を摂取した魚介類が原因。

ポリ塩化ビフェニール

PCB。熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー等に用いられた。現在、製造・輸入は原則的に禁止されている。

シアン (CN)

めっき、鉄鋼製造や多くの化学合成工業で使用される。自然界にはほとんど存在しない。シアン化合物には強い毒性があり、人の体内に入ると死亡する場合もある。

錫 (Sn)

錫(すず)はブリキ板、缶詰、はんだその他合金として広く使用される。有機すず化合物が用途の拡大とともにその毒性が問題となっている。

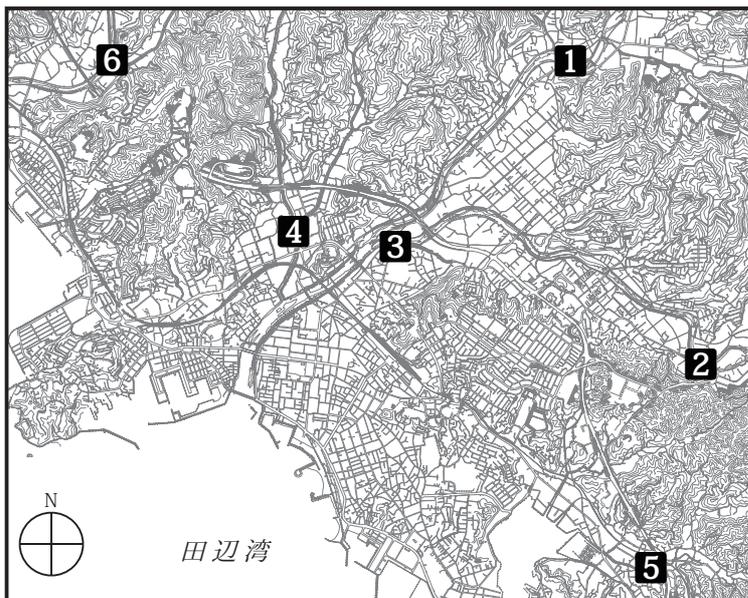
海域の底質調査結果（平成25・26・27年度）

項目		A	D	H	J	K	N	P
		神島沖	滝内沖	文里港沖	左会津川沖	田辺港内	目良団地沖	芳養川沖
H25	採取年月日(月/日)	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30
	採取日時(時:分)	12:11	9:19	9:43	10:14	10:24	10:55	11:25
	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温(°C)	26.5	24.5	25.0	26.5	25.0	26.5	26.0
	泥温(°C)	26.0	28.0	27.0	26.0	26.5	26.0	26.0
	臭気	泥臭						
	色相	濃灰色	濃灰色	濃灰色	濃灰色	濃灰色	灰色	灰色
	アルキル水銀(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	カドミウム(mg/kg)	0.5	0.5	0.5	0.8	0.8	0.8	0.5
	鉛(mg/kg)	8	12.8	13	97	9	8.5	8.5
	六価クロム(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	ヒ素(mg/kg)	6.8	3.8	11	3.3	3.5	7.8	3.5
	銅(mg/kg)	6.3	17	20	18	12	6.3	14
	亜鉛(mg/kg)	28	52	51	49	30	28	32
	鉄(mg/kg)	5,830	8,120	8,090	9,590	8,490	7,100	9,330
	マンガン(mg/kg)	148	23	190	228	140	149	273
	ニッケル(mg/kg)	7	12	9.5	16	12	7	14
	クロム(mg/kg)	7.0	12	8	9.8	12	7	8
水銀(mg/kg)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
PCB(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
シアン(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
錫(mg/kg)	0.3	1	1.2	1	0.8	1	0.8	
H26	採取年月日(月/日)	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29	9/29
	採取日時(時:分)	10:59	12:31	12:03	11:27	11:10	10:41	10:21
	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温(°C)	26.5	27.0	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5
	泥温(°C)	25.0	22.0	23.0	24.0	23.5	25.0	24.5
	臭気	泥臭						
	色相	灰黒色	灰色	灰黒色	灰黒色	灰黒色	灰黒色	灰黒色
	アルキル水銀(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	カドミウム(mg/kg)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛(mg/kg)	14	12	12	11	8.2	13	7.6
	六価クロム(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	ヒ素(mg/kg)	4.7	3.6	7.3	5.9	5.9	6.9	5.2
	銅(mg/kg)	33	29	34	19	29	22	9.3
	亜鉛(mg/kg)	62	111	147	90	139	139	87
	鉄(mg/kg)	17,100	19,000	14,200	17,000	15,300	15,800	15,000
	マンガン(mg/kg)	371	147	348	388	520	319	395
	ニッケル(mg/kg)	10	11	8.9	12	7.9	7.7	9.1
	クロム(mg/kg)	8	7.7	6.9	10.0	10	11	9.8
水銀(mg/kg)	0.15	0.15	0.13	0.07	0.23	0.18	0.40	
PCB(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
シアン(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
錫(mg/kg)	4.9	4.4	4	4.6	5.1	4.2	5.2	
H27	採取年月日(月/日)	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30	9/30
	採取日時(時:分)	9:57	13:03	12:27	11:48	11:32	10:53	10:36
	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温(°C)	21.2	25.1	24.1	23.7	23.4	22.2	21.7
	泥温(°C)	24.0	24.9	24.8	24.3	24.5	24.1	24.2
	臭気	泥臭						
	色相	黄灰色	黄灰色	黄灰色	灰黒色	黄灰色	黄灰色	灰黒色
	アルキル水銀(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	カドミウム(mg/kg)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛(mg/kg)	4.5	3.7	3.4	2.0	5.4	2.3	4.7
	六価クロム(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	ヒ素(mg/kg)	11	6.7	6.7	3.9	11	11	6.4
	銅(mg/kg)	33	43	35	33	84	11	43
	亜鉛(mg/kg)	80	170	120	110	200	64	130
	鉄(mg/kg)	31,000	27,000	24,000	26,000	30,000	20,000	29,000
	マンガン(mg/kg)	730	280	350	390	500	450	420
	ニッケル(mg/kg)	27	19	20	21.0	20	21	28
	クロム(mg/kg)	46	76	43	33	43	19	17
水銀(mg/kg)	0.47	0.37	0.41	0.18	0.84	0.41	0.31	
PCB(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
シアン(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
錫(mg/kg)	1.5	3.3	2.4	2	8.8	1.3	3.4	

(2) 主要河川水質調査（旧田辺市区年4回、行政区年2回）

1) 旧田辺市の地域6地点（年4回）

地点名	地点番号
左会津川水系	
岩内橋下 （右会津川）	①
熊野橋下 （左会津川）	②
龍神橋下 （左会津川）	③
出合橋下 （稻成川）	④
名喜里川 新庄連絡所前	⑤
芳養川 出会橋下	⑥

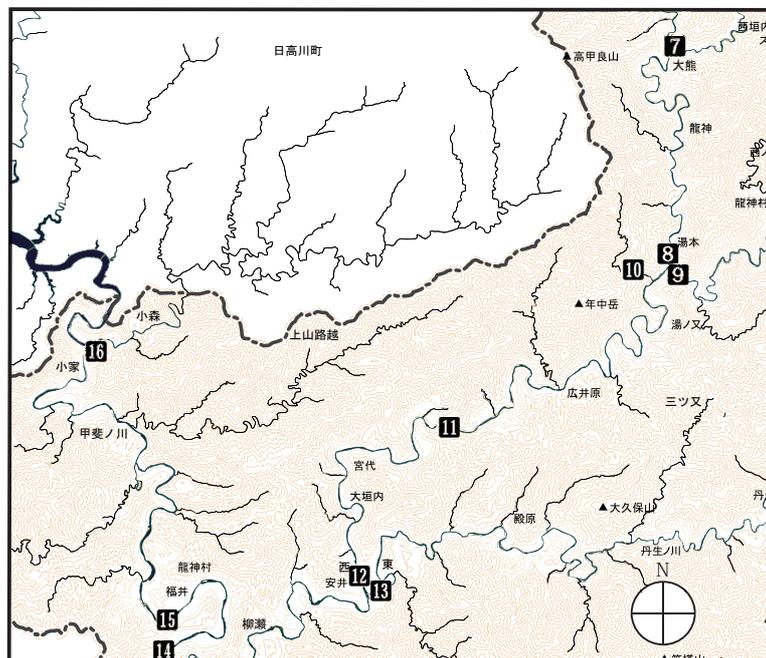


地点	年度	H25				H26				H27			
① 岩内橋下 （右会津川）	採取日(月/日)	5/29	8/21	11/20	2/19	5/26	8/20	11/19	2/18	5/27	8/5	11/4	2/3
	時間(時:分)	10:50	10:08	10:05	10:15	10:55	10:55	11:58	10:40	11:25	10:53	10:28	14:35
	天候	雨/曇	晴/晴	晴/曇	晴/曇	晴/曇	曇/晴	晴/晴	曇/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴
	水温(°C)	20.0	31.1	13.9	9.4	19.7	25.8	15.3	10.4	25.3	25.0	19.5	10.7
	pH	7.55	7.16	6.87	6.62	6.05	8.13	6.49	7.34	6.42	6.89	6.59	6.55
	DO (mg/l)	5.21	7.38	4.87	6.04	6.06	3.58	8.95	12.24	8.78	8.85	7.46	10.98
	BOD (mg/l)	2.1	2.7	3.8	2.6	1.2	1.7	1.2	3.7	1.4	1.0	0.9	0.5以下
	COD (mg/l)	3.5	4.7	4.5	2.4	3.1	4.1	3.1	5.6	2.4	3.4	1.4	2.2
	SS (mg/l)	1.0	3.5	0.5以下	0.5以下	1.5	0.5	66.0	0.5以下	0.5以下	3.0	1.0	35.0
	大腸菌群数(MPN/100ml)	346	167	53	23	149	305	73	43	158	76	128	10
② 熊野橋下 （左会津川）	採取日(月/日)	5/29	8/21	11/20	2/19	5/26	8/20	11/19	2/18	5/27	8/5	11/4	2/3
	時間(時:分)	11:20	10:19	10:15	10:30	13:40	10:40	11:12	10:30	11:46	11:11	10:43	14:55
	天候	雨/曇	晴/晴	晴/曇	晴/曇	晴/曇	曇/晴	晴/晴	曇/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴
	水温(°C)	23.1	29.7	12.9	9.5	18.7	27.1	14.2	9.5	25.0	25.0	18.8	11.0
	pH	7.23	7.13	7.07	6.55	8.73	7.52	5.19	7.25	6.53	7.57	6.29	6.70
	DO (mg/l)	6.30	5.23	5.43	6.39	5.30	4.31	11.18	10.63	9.57	10.51	10.71	10.79
	BOD (mg/l)	2.1	2.7	4.0	2.6	2.4	2.1	7.4	3.7	1.4	1.0	0.7	0.5以下
	COD (mg/l)	3.1	4.1	4.3	3.0	2.7	3.3	1.7	5.0	1.6	3.6	1.6	2.2
	SS (mg/l)	3.0	1.0	0.5以下	0.5以下	0.5	0.5	38.0	1.0	1.0	11.0	1.0	1.5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	274	47	26	19	310	234	52	590	51	31	63	32
③ 龍神橋下 （左会津川）	採取日(月/日)	5/29	8/21	11/20	2/19	5/26	8/20	11/19	2/18	5/27	8/5	11/4	2/3
	時間(時:分)	10:40	9:57	9:50	10:05	11:10	11:05	12:10	12:40	10:37	10:41	10:21	14:13
	天候	雨/曇	晴/晴	晴/曇	晴/曇	晴/曇	曇/晴	晴/晴	曇/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴
	水温(°C)	21.7	31.0	12.4	8.0	19.7	27.5	14.6	11.7	25.1	25.0	19.8	10.4
	pH	7.54	6.85	7.29	5.59	6.96	7.00	6.05	6.58	6.88	7.27	6.23	6.83
	DO (mg/l)	6.28	4.71	5.51	7.32	6.30	3.88	12.72	11.96	9.63	10.06	9.03	12.22
	BOD (mg/l)	2.6	2.9	3.4	3.0	2.9	1.4	2.1	3.6	3.2	1.6	1.7	0.5以下
	COD (mg/l)	3.9	8.7	4.3	3.0	2.7	4.7	2.7	5.4	2.6	4.2	2.8	2.6
	SS (mg/l)	13.0	6.5	2.3	1.0	3.0	0.5以下	5.0	0.5以下	2.0	3.0	2.0	0.5以下
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,140	14	110	296	336	980	920	3,280	480	420	840	21

地点	年度	H25				H26				H27			
4 出合橋下 (稻成川)	採取日(月/日)	5/29	8/21	11/20	2/19	5/26	8/20	11/19	2/18	5/27	8/5	11/4	2/3
	時間(時:分)	10:25	9:43	9:35	9:35	10:10	11:17	12:22	12:25	10:25	10:23	10:10	13:58
	天候	雨/曇	晴/晴	晴/曇	晴/曇	晴/曇	曇/晴	晴/晴	曇/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴
	水温(°C)	21.4	30.2	11.6	6.8	20.7	27.5	14.4	12.7	23.8	25.0	20.2	10.6
	pH	7.37	6.98	4.80	7.12	7.20	7.22	6.48	6.53	6.93	5.96	6.11	6.75
	DO (mg/l)	5.05	4.56	5.73	7.54	4.45	4.25	10.40	13.92	4.45	7.25	8.35	11.18
	BOD (mg/l)	2.6	6.4	3.3	2.4	4.7	2.0	1.2	4.2	7.1	3.2	1.2	2.7
	COD (mg/l)	3.9	9.3	3.7	3.4	3.1	4.1	3.7	5.4	5.6	3.6	3.6	4.2
	SS (mg/l)	10.0	4.5	1.3	0.5以下	10.0	0.5以下	8.0	2.0	7.0	4.0	1.0	0.5以下
	大腸菌群数(MPN/100ml)	3,710	8	91	31	321	2,710	460	71	6,100	39	2,880	16
地点	年度	H25				H26				H27			
5 名喜川 新庄連絡所前	採取日(月/日)	5/29	8/21	11/20	2/19	5/26	8/20	11/19	2/18	5/27	8/5	11/4	2/3
	時間(時:分)	11:30	10:50	10:35	10:40	13:10	9:45	10:30	10:00	14:27	12:40	11:20	15:17
	天候	雨/曇	晴/晴	晴/曇	晴/曇	晴/曇	曇/晴	晴/晴	曇/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴
	水温(°C)	22.4	33.8	11.7	9.8	19.6	28.6	12.9	9.0	29.1	34.9	19.5	9.2
	pH	7.75	6.83	6.18	6.10	8.42	6.86	5.10	6.80	6.45	3.90	5.83	7.19
	DO (mg/l)	5.67	4.99	6.35	10.08	5.81	2.78	10.72	12.37	10.88	10.93	12.81	14.87
	BOD (mg/l)	3.1	2.4	5.6	3.4	2.7	7.0	7.4	9.8	2.5	23.2	3.6	41.9
	COD (mg/l)	7.9	9.3	4.1	9.4	8.5	13.4	7.3	18.5	6.6	36.2	7.2	11.7
	SS (mg/l)	6.0	8.5	3.0	0.5以下	8.0	31.0	23.0	324.0	7.0	9.0	7.0	65.0
	大腸菌群数(MPN/100ml)	770	280	270	67	560	830	410	136	2	240	232	71
地点	年度	H25				H26				H27			
6 芳養川 出合橋下	採取日(月/日)	5/29	8/21	11/20	2/19	5/26	8/20	11/19	2/18	5/27	8/5	11/4	2/3
	時間(時:分)	10:10	9:27	9:15	9:20	10:35	11:55	12:50	11:00	10:07	10:07	9:55	13:42
	天候	雨/曇	晴/晴	晴/曇	晴/曇	晴/曇	曇/晴	晴/晴	曇/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴	晴/晴
	水温(°C)	22.2	31.3	12.5	7.9	20.8	27.8	15.4	10.3	26.0	25.0	21.3	10.8
	pH	7.34	6.97	7.01	7.04	5.78	7.15	6.96	6.52	6.96	4.18	6.09	6.77
	DO (mg/l)	5.85	4.96	7.46	9.37	4.80	3.99	12.54	12.12	11.90	9.81	11.09	12.03
	BOD (mg/l)	2.4	3.9	3.7	5.2	2.2	2.2	1.2	2.4	7.3	5.2	2.0	0.5以下
	COD (mg/l)	4.1	9.7	4.1	4.4	3.5	3.3	4.7	3.0	5.8	3.4	2.2	0.6
	SS (mg/l)	0.9	8.0	1.3	0.5以下	4.0	0.5以下	21.0	3.0	9.0	6.0	0.5以下	0.5以下
	大腸菌群数(MPN/100ml)	121	145	33	31	288	1,330	48	11	55	1以下	49	4

2) 日高川水系 10 地点 (年2回)

地点名	地点番号
大熊 出合橋下 (日高川)	7
龍神 梅津呂橋下 (日高川)	8
湯本橋下 (小又川)	9
湯ノ又谷 (日高川)	10
宮代 柿原橋下 (日高川)	11
西 龍神行政局前 (日高川)	12
東 鳥居の瀬橋下 (丹生ノ川)	13
柳瀬 桃ノ川橋下 (日高川)	14
福井 小学校前 (日高川)	15
小家 金比羅橋下 (日高川)	16



地点	年度		H25		H26		H27		地点	年度		H25		H26		H27	
7 大熊 出合橋下(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	8 龍神 梅津呂橋下(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9		
	時間(時:分)	13:58	13:10	13:08	13:50	13:24	13:09		時間(時:分)	14:15	13:26	13:25	14:10	13:39	13:25		
	天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		
	水温(°C)	19.4	7.8	20.9	3.8	20.0	5.6		水温(°C)	20.8	8.0	22.2	3.8	21.8	5.6		
	pH	7.6	7.4	7.4	7.3	7.0	7.0		pH	7.6	7.4	7.4	7.2	7.1	7.1		
	DO (mg/l)	8.8	11.2	8.3	11.2	8.1	13.3		DO (mg/l)	7.9	11.3	7.9	10.3	8.7	11.9		
	BOD (mg/l)	1.2	<0.5	0.7	1.0	<0.5	<0.5		BOD (mg/l)	0.5	<0.5	1.7	0.5	0.6	<0.5		
	COD (mg/l)	2.1	<0.5	1.1	0.9	1.1	1.0		COD (mg/l)	2.7	<0.5	1.1	0.8	1.1	1.0		
	SS (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.4	<0.5		SS (mg/l)	<0.5	2.2	0.6	<0.5	2.6	<0.5		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	230	23	930	7	230	7	大腸菌群数 (MPN/100ml)	230	150	430	<3	430	93				
9 湯本橋下(小又川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	10 湯ノ又谷(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9		
	時間(時:分)	14:45	13:35	13:56	14:39	14:11	13:33		時間(時:分)	14:58	13:50	13:40	14:22	13:54	13:46		
	天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		
	水温(°C)	20.1	8.6	21.9	3.3	21.7	5.5		水温(°C)	17.4	9.1	19.5	3.8	19.1	6.1		
	pH	7.6	7.4	7.4	7.2	7.1	7.1		pH	7.5	7.4	7.4	7.2	7.1	7.1		
	DO (mg/l)	7.5	11.1	7.9	10.6	7.9	12.6		DO (mg/l)	8.7	12.5	9.1	9.5	8.9	13.8		
	BOD (mg/l)	0.8	<0.5	1.7	0.9	0.5	<0.5		BOD (mg/l)	<0.5	<0.5	1.1	0.6	<0.5	<0.5		
	COD (mg/l)	2.5	0.6	1.3	1.0	1.1	0.8		COD (mg/l)	2.9	<0.5	1.1	1.1	1.1	1.4		
	SS (mg/l)	<0.5	1.2	0.8	1.2	1.0	<0.5		SS (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.2	<0.5		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	390	43	930	39	750	75	大腸菌群数 (MPN/100ml)	430	93	930	9	430	75				
11 宮代 柿原橋下(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	12 西 龍神行政局前(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9		
	時間(時:分)	15:23	14:13	14:15	14:53	14:27	14:05		時間(時:分)	15:36	14:24	14:28	15:05	12:54	14:15		
	天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		
	水温(°C)	22.4	7.6	23.3	4.1	22.3	5.7		水温(°C)	22.7	8.8	24.3	4.9	22.1	5.8		
	pH	7.6	7.4	7.3	7.3	7.0	7.1		pH	7.6	7.4	7.5	7.2	7.1	7.0		
	DO (mg/l)	7.3	10.8	7.8	10.3	8.3	13.6		DO (mg/l)	7.0	11.1	8.0	10.1	8.2	13.1		
	BOD (mg/l)	0.8	<0.5	1.0	0.9	0.7	<0.5		BOD (mg/l)	1.1	0.5	1.4	0.9	0.7	<0.5		
	COD (mg/l)	3.3	0.5	0.9	1.0	0.9	1.0		COD (mg/l)	2.5	<0.5	1.1	1.3	1.3	1.2		
	SS (mg/l)	<0.5	1.6	<0.5	<0.5	2.6	<0.5		SS (mg/l)	<0.5	1.4	<0.5	<0.5	4.4	<0.5		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	750	93	930	93	430	43	大腸菌群数 (MPN/100ml)	230	150	430	43	1,500	93				
13 東 鳥居の瀬橋下(丹生ノ川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	14 柳瀬 桃ノ川橋下(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9		
	時間(時:分)	15:44	14:35	14:37	15:13	14:41	14:24		時間(時:分)	15:58	14:48	14:52	15:25	14:56	14:36		
	天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		
	水温(°C)	22.5	8.6	23.9	5.2	23.8	6.7		水温(°C)	22.4	8.8	24.8	5.1	23.0	6.6		
	pH	7.4	7.3	7.3	7.1	7.1	7.0		pH	7.5	7.3	7.3	7.1	7.1	7.0		
	DO (mg/l)	7.1	11.0	8.1	10.1	8.0	12.9		DO (mg/l)	7.0	11.4	7.8	10.1	7.8	12.8		
	BOD (mg/l)	0.6	0.5	1.3	0.5	0.7	<0.5		BOD (mg/l)	<0.5	0.5	0.9	<0.5	0.5	<0.5		
	COD (mg/l)	2.9	<0.5	1.7	1.0	0.9	1.0		COD (mg/l)	2.7	0.8	1.8	1.2	1.1	1.4		
	SS (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5		SS (mg/l)	<0.5	1.2	0.6	<0.5	2.4	<0.5		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	230	460	930	75	930	43	大腸菌群数 (MPN/100ml)	430	43	930	<3	930	23				
15 福井 小学校前(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	16 小家 金比羅橋下(日高川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9		
	時間(時:分)	16:11	15:00	15:06	15:36	15:08	14:45		時間(時:分)	16:50	15:22	15:35	15:54	15:32	15:07		
	天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		天候	晴	曇	晴	雪	晴	晴		
	水温(°C)	22.9	8.8	25.3	5.0	23.3	6.3		水温(°C)	23.8	9.4	25.4	5.0	24.5	6.2		
	pH	7.5	7.2	7.2	7.0	7.0	7.0		pH	7.4	7.3	7.4	7.1	7.20	7.1		
	DO (mg/l)	6.6	11.3	7.6	10.3	8.1	13.4		DO (mg/l)	6.9	11.4	8.1	10.8	7.7	12.9		
	BOD (mg/l)	<0.5	<0.5	1.1	0.9	0.5	<0.5		BOD (mg/l)	<0.5	0.5	1.4	1.0	<0.5	<0.5		
	COD (mg/l)	2.7	<0.5	1.7	1.1	1.3	1.4		COD (mg/l)	3.3	3.4	1.9	1.2	0.9	1.4		
	SS (mg/l)	<0.5	1.4	<0.5	<0.5	2.0	<0.5		SS (mg/l)	<0.5	2.4	<0.5	<0.5	1.8	<0.5		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	930	75	930	43	230	75	大腸菌群数 (MPN/100ml)	390	240	90	9	390	23				

地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
23 栗栖川古道館前(石船川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2	24 北郡西谷口橋上(西谷川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2
	時間(時:分)	15:34	15:14	15:19	15:14	15:09	14:59		時間(時:分)	15:45	15:31	15:36	15:33	15:27	15:15
	天候	晴	晴	晴	雨	晴	晴		天候	晴	晴	晴	雨	晴	晴
	水温(°C)	24.9	6.8	25.4	10.5	24.2	9.0		水温(°C)	22.5	8.1	23.2	11.0	22.5	9.7
	pH	7.5	7.2	7.4	6.9	7.3	7.0		pH	7.7	7.5	7.5	7.4	7.4	7.2
	DO (mg/l)	7.1	12.3	8.5	8.9	7.1	13.0		DO (mg/l)	7.6	11.8	9.1	8.7	7.2	12.1
	BOD (mg/l)	<0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5	<0.5		BOD (mg/l)	0.6	0.6	<0.5	<0.5	0.8	<0.5
	COD (mg/l)	1.7	1.0	1.9	<0.5	0.9	1.4		COD (mg/l)	2.7	0.6	2.1	0.6	0.8	1.2
	SS (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	2.4	2.6	<0.5		SS (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	2.8	<0.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	430	150	930	460	750	210	大腸菌群数 (MPN/100ml)	930	460	230	460	1,500	150		
地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
25 真砂真砂大橋上(富田川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2	26 ふるさとセンター前(富田川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2
	時間(時:分)	16:05	15:26	15:29	15:29	15:18	15:09		時間(時:分)	12:21	12:14	12:20	12:23	12:09	12:09
	天候	晴	晴	晴	雨	晴	晴		天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴
	水温(°C)	25.9	8.2	25.6	11.0	23.6	9.9		水温(°C)	26.3	7.2	26.0	10.9	26.3	9.5
	pH	7.7	7.4	7.4	7.3	7.3	7.1		pH	7.9	7.3	7.3	7.40	7.4	7.0
	DO (mg/l)	6.7	12.0	8.0	8.6	6.7	12.3		DO (mg/l)	6.6	12.9	8.5	9.6	7.1	12.3
	BOD (mg/l)	<0.5	1.1	0.6	0.6	0.6	<0.5		BOD (mg/l)	<0.5	0.80	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
	COD (mg/l)	2.1	0.6	1.9	1.2	1.0	2.0		COD (mg/l)	2.1	0.6	2.10	1.8	1.6	1.4
	SS (mg/l)	<0.5	1.0	<0.5	8.4	1.0	0.6		SS (mg/l)	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	1.0	1.2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	430	23	90	43	430	43	大腸菌群数 (MPN/100ml)	430	43	230	23	1,500	150		
地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
27 内ノ井川(内ノ井)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2	28 紀南農協鮎川支所前(富田川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2
	時間(時:分)	8:55	8:49	8:51	9:02	8:54	8:55		時間(時:分)	8:38	8:33	8:35	8:45	8:33	8:40
	天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴		天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴
	水温(°C)	22.1	7.2	22.3	10.7	20.3	9.1		水温(°C)	24.0	6.5	24.3	9.5	23.1	8.4
	pH	7.9	7.1	7.2	7.1	7.2	7.0		pH	7.7	7.2	7.30	7.2	6.7	4.7
	DO (mg/l)	8.1	12.3	8.3	8.9	7.20	11.6		DO (mg/l)	7.6	13.1	8.2	9.7	6.8	10.9
	BOD (mg/l)	0.50	0.60	<0.5	<0.5	0.9	<0.5		BOD (mg/l)	<0.5	0.90	<0.5	<0.5	1.8	4.8
	COD (mg/l)	2.7	0.6	1.90	1.0	0.9	1.2		COD (mg/l)	2.7	1.4	2.30	1.0	0.9	3.0
	SS (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	4.0	0.8	<0.5		SS (mg/l)	0.6	1.0	<0.5	<0.5	2.6	8.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	4,600	240	430	43	930	460	大腸菌群数 (MPN/100ml)	4,600	93	2,400	460	24,000	1,100		

地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
35 和田 集会所下 (安川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2	36 下川上 集会所上 (安川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2
	時間(時:分)	11:41	11:26	11:42	11:46	11:31	11:32		時間(時:分)	11:50	11:36	11:52	11:57	11:41	11:43
	天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴		天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴
	水温(°C)	24.5	5.7	23.1	10.0	22.9	8.1		水温(°C)	23.9	5.5	22.8	10.8	22.3	8.8
	pH	8.5	7.3	7.4	7.2	7.1	7.0		pH	7.5	7.2	7.1	7.0	6.9	6.8
	DO (mg/l)	6.9	12.9	9.0	9.1	7.5	12.1		DO (mg/l)	7.0	12.5	8.5	8.4	7.3	11.8
	BOD (mg/l)	<0.5	1.10	<0.5	<0.5	0.7	<0.5		BOD (mg/l)	<0.5	1.20	<0.5	<0.5	1.6	<0.5
	COD (mg/l)	3.3	0.6	2.10	1.0	0.8	1.6		COD (mg/l)	3.5	1.0	1.90	1.8	0.9	1.4
	SS (mg/l)	<0.5	1.0	<0.5	<0.5	0.8	3.6		SS (mg/l)	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	2,400	93	1,500	23	430	43		大腸菌群数(MPN/100ml)	930	9	210	43	750	14
地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
37 向山 春日橋上 (日置川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2	38 木守 木守橋上 (前川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2
	時間(時:分)	10:58	10:44	10:59	11:04	10:53	10:55		時間(時:分)	10:08	10:00	10:02	10:12	10:04	10:06
	天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴		天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴
	水温(°C)	24.5	5.2	24.1	10.2	24.3	7.8		水温(°C)	16.9	8.4	17.4	9.5	18.4	9.1
	pH	7.6	7.2	7.3	7.1	7.2	6.9		pH	7.1	6.9	6.7	6.9	6.8	6.6
	DO (mg/l)	7.1	12.7	8.2	9.8	6.90	10.6		DO (mg/l)	8.6	11.3	9.1	8.6	7.90	12.1
	BOD (mg/l)	<0.5	0.90	<0.5	<0.5	0.6	<0.5		BOD (mg/l)	<0.5	0.80	<0.5	<0.5	0.8	<0.5
	COD (mg/l)	1.9	0.6	2.10	1.0	1.0	1.6		COD (mg/l)	2.1	0.6	1.90	0.9	1.1	1.2
	SS (mg/l)	<0.5	0.8	<0.5	1.0	0.6	<0.5		SS (mg/l)	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	2,400	23	930	210	430	23		大腸菌群数(MPN/100ml)	30	43	230	240	90	43
地点	年度	H25		H26		H27									
39 面川 集会所下 (熊野川)	採取日(月/日)	7/23	1/27	7/29	3/9	8/4	2/2								
	時間(時:分)	9:26	9:18	9:20	9:31	9:23	9:24								
	天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴								
	水温(°C)	19.1	6.8	19.0	11.0	18.2	9.3								
	pH	7.5	7.4	7.2	7.2	7.2	7.0								
	DO (mg/l)	8.2	12.3	9.4	8.9	8.20	11.8								
	BOD (mg/l)	<0.5	0.80	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5								
	COD (mg/l)	2.1	1.0	1.90	1.0	1.2	1.4								
	SS (mg/l)	<0.5	1.6	<0.5	<0.5	1.4	<0.5								
大腸菌群数(MPN/100ml)	930	240	930	75	2,400	93									

地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
46 下湯川 合流地点(湯の谷)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	47 皆地 皆地橋下(四村川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9
	時間(時:分)	9:26	9:19	9:06	9:35	9:12	9:16		時間(時:分)	8:58	8:50	8:41	11:58	8:43	8:44
	天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴		天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴
	水温(°C)	23.3	8.2	22.0	5.3	20.9	6.0		水温(°C)	20.5	8.8	19.6	5.3	18.6	5.7
	pH	7.8	7.3	7.3	7.3	6.9	7.1		pH	7.4	7.2	7.1	7.0	6.8	6.9
	DO(mg/l)	7.2	11.5	7.8	11.1	8.8	12.9		DO(mg/l)	8.2	12.2	8.2	10.3	8.3	12.8
	BOD(mg/l)	0.6	1.9	1.0	1.5	<0.5	<0.5		BOD(mg/l)	1.2	<0.5	0.7	1.4	0.5	<0.5
	COD(mg/l)	2.9	2.4	0.9	1.0	2.5	2.0		COD(mg/l)	1.3	<0.5	0.7	1.1	1.5	1.2
	SS(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		SS(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.6	<0.5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,500	75	1,500	39	1,500	43		大腸菌群数(MPN/100ml)	4,600	460	750	43	750	43
地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
48 檜葉 集会所前(四村川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	49 下湯川 小学校前(四村川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9
	時間(時:分)	9:09	9:01	8:49	11:42	8:57	8:57		時間(時:分)	9:17	9:12	8:58	9:25	9:05	9:06
	天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴		天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴
	水温(°C)	21.6	8.8	20.4	4.8	19.0	5.2		水温(°C)	23.2	8.0	22.0	5.6	21.0	6.0
	pH	7.5	7.2	7.3	7.0	6.9	6.9		pH	7.4	7.2	7.1	6.9	6.9	6.9
	DO(mg/l)	8.1	12.4	8.1	10.5	8.5	12.6		DO(mg/l)	7.3	11.8	8.5	10.8	8.3	13.3
	BOD(mg/l)	<0.5	<0.5	0.9	0.9	0.5	<0.5		BOD(mg/l)	0.8	0.6	0.7	0.9	<0.5	<0.5
	COD(mg/l)	1.3	<0.5	0.8	1.1	1.5	1.4		COD(mg/l)	1.5	<0.5	0.9	1.0	1.5	1.2
	SS(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.4	<0.5		SS(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,500	210	11,000	93	930	460		大腸菌群数(MPN/100ml)	750	93	2,400	150	930	23
地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
50 上大野 大塔橋下(大塔川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	51 川湯 山水館前(大塔川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9
	時間(時:分)	11:42	11:18	11:05	11:31	11:14	11:07		時間(時:分)	11:31	11:10	10:56	11:24	11:06	10:59
	天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴		天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴
	水温(°C)	24.4	7.4	22.2	5.2	21.2	5.9		水温(°C)	30.5	8.8	22.9	7.1	21.9	8.0
	pH	7.2	7.0	6.9	6.8	6.7	6.6		pH	7.9	7.3	7.1	7.3	6.9	6.8
	DO(mg/l)	7.1	12.0	8.2	10.6	8.9	10.9		DO(mg/l)	5.6	11.4	7.8	9.6	8.1	11.7
	BOD(mg/l)	<0.5	0.5	0.5	1.1	<0.5	<0.5		BOD(mg/l)	1.5	2.5	0.5	1.7	<0.5	<0.5
	COD(mg/l)	1.5	0.6	1.5	1.1	1.3	1.4		COD(mg/l)	3.3	1.4	1.3	1.1	3.5	1.6
	SS(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		SS(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	750	43	1,500	1,100	230	4		大腸菌群数(MPN/100ml)	4,600	1,100	11,000	15	930	23
地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
52 川湯 富士屋前(大塔川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9	53 請川橋本屋前(大塔川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9
	時間(時:分)	11:23	11:03	10:49	11:18	11:58	10:53		時間(時:分)	11:01	10:54	10:27	10:58	10:40	10:34
	天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴		天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴
	水温(°C)	27.9	10.2	23.2	6.7	23.1	8.2		水温(°C)	24.4	8.9	23.7	7.1	22.9	8.8
	pH	7.1	6.9	6.9	6.9	6.8	6.5		pH	7.5	7.3	7.1	7.2	6.9	6.9
	DO(mg/l)	3.5	10.8	8.0	10.1	8.6	12.8		DO(mg/l)	7.0	12.0	7.9	10.0	9.1	12.6
	BOD(mg/l)	2.9	3.2	2.0	2.0	1.0	<0.5		BOD(mg/l)	1.1	1.1	1.2	1.5	<0.5	<0.5
	COD(mg/l)	2.7	1.4	1.3	1.3	2.1	1.4		COD(mg/l)	2.7	1.0	1.2	1.2	2.1	1.0
	SS(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		SS(mg/l)	0.6	<0.5	<0.5	6.8	<0.5	<0.5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,500	43	4,600	39	430	1,100		大腸菌群数(MPN/100ml)	230	21	4,600	240	430	23
地点	年度	H25		H26		H27		地点	年度	H25		H26		H27	
54 高津橋下(熊野川)	採取日(月/日)	7/16	2/3	7/22	2/9	7/14	2/9								
	時間(時:分)	11:13	10:45	10:38	11:07	10:50	10:44								
	天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴								
	水温(°C)	24.4	11.2	25.9	9.4	21.6	12.2								
	pH	7.5	7.3	7.3	7.2	7.0	6.9								
	DO(mg/l)	6.3	10.9	7.4	11.2	9.1	12.0								
	BOD(mg/l)	<0.5	0.6	0.7	1.0	<0.5	1.5								
	COD(mg/l)	1.5	0.6	0.9	1.1	2.9	3.0								
	SS(mg/l)	3.0	<0.5	<0.5	0.6	13.6	46.8								
	大腸菌群数(MPN/100ml)	90	20	930	460	150	43								

硫黄酸化物

石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を焙焼するときに排出される。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。

ばいじん（煤塵）

すすや燃えかすの固体粒子状物質

石綿

アスベスト。天然に存在する繊維状の鉱物。耐熱・対磨耗性にすぐれ、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかとなり、使用制限または禁止されるようになった。

大気汚染防止法

大気汚染防止のための基本法としての性格を有し、工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制などを定めた法律。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、環境基準、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例

地方自治法に基づき、和歌山県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて定めた条例。

2 公害の防止

公害とは環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」とされています。同法では行政的に取り組む公害を上記の7種類としており、これらは「典型7公害」と呼ばれています。

公害の発生を防止するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法や振動規制法など、公害の種類ごとに工場・事業場等の排出が規制されています。

また、和歌山県では和歌山県公害防止条例を定め、法律では対象とならない施設に対して規制を設けるなど、地域の環境保全を図っています。

(1) 大気汚染防止について

硫黄酸化物*、ばいじん*又はカドミウム等政令で定める物質を発生するばい煙発生施設、石綿*等政令で定める粉じんを排出する特定粉じん発生施設、特定粉じん以外の粉じんを発生する研磨施設などの一般粉じん発生施設は、大気汚染防止法*により規制されています。また、これらに該当しない施設であっても、ばい煙・粉じんを発生する施設は和歌山県公害防止条例により特定施設として規制されています。さらに、廃棄物焼却炉は大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法*及び田辺市火災予防条例により規制されています。

これらの施設を設置しようとする場合又は、施設の構造等を変更しようとする場合は、田辺保健所等へ事前に届け出が必要です。

本市では、和歌山県の事務処理の特例に関する条例*により、和歌山県公害防止条例に基づく届の受理事務を行っています。

大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」設置届出状況 (単位：届出数)

項	施設の種類	H25	H26	H27
1	ボイラー	0	3	0

大気汚染防止法に基づく「一般粉じん発生施設」設置届出状況 (単位：届出数)

項	施設の種類	H25	H26	H27
2	鉱物又は土石の堆積場	0	0	1

和歌山県公害防止条例に基づく「粉じんに係る特定施設」設置届出状況

(単位：届出数)

項	施設の種類	H25	H26	H27
2	ベルトコンベア	1	6	0
3	粉碎施設	0	5	0
4	ふるい	0	3	0
5	セメント加工又は製造の用に供するもの (セメントサイロ、ホッパー、バッチャープラント)	1	0	0
合計		2	14	0

和歌山県公害防止条例に基づく「悪臭に係る特定施設」設置届出状況

※ H25～H27 届出なし

(2) 水質汚濁防止について

公共用水域*へ水を排出する工場・事業場は、水質汚濁防止法*、ダイオキシン類対策特別措置法及び和歌山県公害防止条例により規制されています。排水中に有害物質を含む施設、生活環境項目に関し、被害が生ずる恐れがある程度の汚水又は廃液を排出する施設は、特定施設として定められています。

特定施設を設置しようとする場合又は、構造等の変更、氏名等の変更などをしようとする場合は、事前に届け出が必要です。

本市では、和歌山県の事務処理の特例に関する条例により、和歌山県公害防止条例に基づく届出の受理事務を行っています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸、海域等、一般の利用に供されている水域及びそれに接続した水路等。

水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制し、生活排水対策の実施を推進する法律。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。

水質汚濁防止法に基づく「特定施設」設置届出状況 (単位：届出数)

項	施設の種類の	H25	H26	H27
4	保存食料品製造業	0	0	1
10	飲料製造業	0	0	2
55	生コンクリート製造業	1	0	0
66	旅館業の用に供する施設	0	2	8
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0	0
71	自動式車両洗浄施設	2	6	3
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設	1	0	0
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	0	1	0
72	し尿処理施設	0	1	0
合計		5	10	14

(3) 騒音・振動の防止について

1) 騒音

騒音とは、日常生活の中で私達が耳にするさまざまな音のうち、聞く人にとって「好ましくない音」「ない方がよい音」の総称であり、このうち、事業活動・その他の人の活動に伴って発生する騒音によって、人の健康や生活環境に被害が生じるものが騒音公害であるといわれています。

著しい騒音を発生し、生活環境に被害が生じるおそれのある施設を、騒音規制法*・和歌山県公害防止条例では特定施設として定め、特定施設を設置する工場・事業場を対象に排出基準(参照:P85)を設けて規制・指導等を行なっています。

本市では、騒音規制法及び和歌山県の事務処理の特例に関する条例により、騒音にかかる特定施設の設置及び変更等にかかる届の受理、立入調査、排出基準に適合しない場合の改善勧告・改善命令等の事務を行っています。

騒音規制法

工場騒音と建設騒音を規制し、自動車騒音の許容限度を定め、生活環境保全と国民の健康保護を目的とする法律。

騒音規制法に基づく「特定施設」設置届出状況 (単位：届出数)

項	施設の種類の	H25	H26	H27
2	空気圧縮機及び送風機	1	3	1

和歌山県公害防止条例に基づく「騒音に係る特定施設」設置届出状況 (単位：届出数)

項	施設の種類の	H25	H26	H27
2	空気圧縮機及び送風機	1	1	0
5	建設用資材製造機械	1	0	0
7	木材加工機械	0	3	0
18	天井走行クレーン及び門型走行クレーン	0	1	0
合計		2	5	0

振動規制法

工場・事業場振動、建設作業振動及び道路交通振動に対する規制を主な内容とする法律。

2) 振動

振動は、騒音と同様に心理的・感覚的なものが多く、工場・事業所の活動、建設作業などさまざまな原因で発生し、中には物的被害が生じる場合があります。

騒音同様、振動についても振動規制法*和歌山県公害防止条例により、特定施設と排出基準（参照：P86）が定められ、規制・指導等を行なっています。

本市では、振動規制法及び和歌山県の事務処理の特例に関する条例により、振動にかかる特定施設の設置及び変更等にかかる届の受理、立入調査、排出基準に適合しない場合の改善勧告・改善命令等の事務を行っています。

振動規制法に基づく「特定施設」設置届出状況 (単位：届出数)

項	施設の種類の	H25	H26	H27
2	圧縮機	1	3	0

和歌山県公害防止条例に基づく「振動に係る特定施設」設置届出状況 (単位：届出数)

項	施設の種類の	H25	H26	H27
2	圧縮機	1	4	0
6	木材加工機械	0	3	0
合計		0	7	0

3) 特定建設作業

建設作業のうち騒音・振動が著しい作業については、特定施設と同様に騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例により、特定建設作業として事前に届け出が必要です。

本市では騒音規制法、振動規制法及び和歌山県の事務処理の特例に関する条例により、特定建設作業の実施届の受理、立入調査、排出基準（参照：P87）に適合しない場合の改善勧告・改善命令等の事務を行っています。

騒音に係る特定建設作業届出状況 (単位：届出数)

作業の種類	H25		H26		H27	
	法	条例	法	条例	法	条例
くい打ち機等を使用する作業	5	16	2	1	2	4
さく岩機を使用する作業	31	28	23	12	40	23
空気圧縮機を使用する作業	3	3	7	5	1	4
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	1	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	1	8	0	2	1	2
合計	42	56	32	20	44	33

振動に係る特定建設作業届出状況 (単位：届出数)

作業の種類	H25		H26		H27	
	法	条例	法	条例	法	条例
くい打ち機等を使用する作業	12	7	4	4	4	4
舗装版破碎機を使用する作業	3	0	0	0	2	0
ブレーカーを使用する作業	25	26	19	25	37	12
合計	40	33	23	29	43	16

4) 自動車騒音

当市では、騒音規制法第18条*に基づき、市内各路線において自動車騒音の常時監視を実施しています。この自動車騒音常時監視とは、対象路線について5ヶ年を1ローテーションとする実施計画を策定し、対象路線のうち評価区間内にある個別の住居に対して騒音レベルの推計を行い、評価区間ごとに環境基準*達成率を算出するものです。

現時点の評価結果として、市内全域の環境基準*達成率は99.1%となっており、良好な環境であると評価されています。

これらの測定結果詳細は、環境省ホームページ内の全国自動車交通騒音マップ(リンク：国立環境研究所)において公表しています。

面的評価 年度別計画

No	路線名	総延長	面的評価の年度別計画									
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
			実施済	実施済	実施済	計画	計画	計画	計画	計画		
1	阪和自動車道	3.9					3.9					
2	紀勢自動車道	7.0				7.0						
3	一般国道42号	12.1		6.0	0.6		5.5		6.0	0.6		
4	一般国道424号	1.7			1.7					1.7		
5	田辺龍神線	4.4			2.1	2.3				2.1		
6	田辺白浜線	3.2	3.2					3.2				
7	紀伊田辺停車場線	0.2					0.2					
8	南紀白浜空港線	3.4	3.4					3.4				
9	文里湊線	2.7			2.7					2.7		
10	上万呂北新町線	3.3					3.3					
11	田辺港線	1.9				1.9						
12	文里港線	4.0		4.0					4.0			
13	温川田辺線	0.5		0.5					0.5			
14	市道外環状線	0.7				0.7						
15	秋津川田辺線	3.7					3.7					
16	上富田南部線	5.4						5.4				
	計	58.1	6.6	10.5	7.1	11.9	16.6	12.0	10.5	7.1		

面的評価結果

No	実施年度	路線名	評価区開始	評価区終了	評価区延長(km)	評価対象住居戸数	昼間・夜間も基準値*以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過					
											(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
											a=b+c+d+e	b	c	d	e
1	H25	田辺白浜線	湊	新庄町	3.2	383	382	0	0	1					
2	H25	南紀白浜空港線	新庄町	新庄町	3.4	202	187	0	7	8					
3	H26	一般国道42号	新庄町	新庄町	0.4	2	2	0	0	0					
4	H26	一般国道42号	新庄町	新庄町	0.5	18	18	0	0	0					
5	H26	一般国道42号	新庄町	新庄町	0.4	14	14	0	0	0					
6	H26	一般国道42号	新庄町	新庄町	0.3	13	13	0	0	0					
7	H26	一般国道42号	新庄町	新庄町	1.2	29	29	0	0	0					
8	H26	一般国道42号	新庄町	中万呂	0.7	49	49	0	0	0					
9	H26	一般国道42号	中万呂	下万呂	1.2	112	112	0	0	0					
10	H26	一般国道42号	下万呂	稲成町	1.3	44	44	0	0	0					
11	H26	文里湊線	文里一丁目6	文里二丁目38	0.5	41	41	0	0	0					
12	H26	文里港線	文里一丁目8	新庄町	1.3	41	41	0	0	0					
13	H26	温川田辺線	新庄町	新庄町	0.5	83	83	0	0	0					
14	H27	一般国道42号	稲成町	稲成町	0.6	6	6	0	0	0					
15	H27	一般国道424号	あけぼの4	宝来町2	0.6	57	57	0	0	0					
16	H27	一般国道424号	高雄二丁目13	稲成町	1.1	177	177	0	0	0					
17	H27	田辺龍神線	湊	高雄一丁目24	0.9	255	255	0	0	0					
18	H27	田辺龍神線	高雄一丁目24	高雄二丁目	0.5	149	149	0	0	0					
19	H27	田辺龍神線	高雄二丁目35	秋津町	0.7	88	84	0	4	0					
20	H27	文里湊線	文里二丁目38	新屋敷町	1.5	356	356	0	0	0					
21	H27	文里湊線	新屋敷町	湊	0.7	201	201	0	0	0					

騒音規制法第18条 常時監視

第1項 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

環境基準

環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準

基準値

昼間 70dB以下 (6:00～12:00)

夜間 65dB以下 (22:00～6:00)

5) カラオケ等の騒音

身近な生活騒音の中でも、特に飲食店営業等によるカラオケ等の騒音が付近の人々に迷惑をかけている場合があります。和歌山県では「和歌山県公害防止条例」により深夜営業騒音の規制を行っています。

規制対象業種

食品衛生法に規定する飲食店営業および喫茶店営業のうち客席などを設けて客に飲食させる営業。

(例) 食堂、料理店、すし屋、旅館、レストラン、スナック、バー
キャバレー、サロン、ビアホール、喫茶店など。

○ 騒音の規制（和歌山県公害防止条例第 39 条第 1 項）

午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間においては、飲食店営業等を営むことにより規制基準（参照：P88 左表）を超える騒音を発生させないようにしなければなりません。

○ 音響機器の使用制限（和歌山県公害防止条例第 39 条第 2 項）

深夜における騒音の防止を図る必要がある区域（参照：P88 右表）においては、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間は、音響機器は使用できません。ただし、営業所内の音響機器からの音が外部に漏れない場合はこの制限を受けません。

○ 利用者の義務（和歌山県公害防止条例第 39 条第 3 項）

深夜における飲食店営業等の施設を利用する者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺的生活環境が著しく損なわれることのないようにしなければなりません。

○ 罰則（和歌山県公害防止条例第 39 条の 2、条例第 60 条）

騒音の規制基準音響機器の使用制限



違反したとき



騒音防止の方法の改善または、
音響機器の使用の停止等必要な措置をとるべきことを勧告する。



違反したとき



勧告に従うべきこと（勧告の内容と同じ措置をとること）を命ずる。



懲役 6 月以下または罰金 20 万円以下

(4) ダイオキシン類 * 対策について

ダイオキシン類を発生させる工場又は事業場は、ダイオキシン類対策特別措置法により規制されています。

ダイオキシン類を大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設は、政令で特定施設として定められています。

特定施設を設置しようとする場合又は、構造等の変更、氏名等の変更などを行うとする場合は、事前に届け出が必要です。また、特定施設の設置者は、毎年一回以上排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置届出状況

大気関係 (単位：届出数)

施設の種類	届出数累積	H25	H26	H27
焼却炉	12	0	0	0

水質関係 (単位：届出数)

施設の種類	届出数累積	H25	H26	H27
廃水処理施設	3	0	0	0

3 公害苦情の受理・処理

田辺市が受理した公害苦情件数は、平成 25 年度 196 件、平成 26 年度 203 件、平成 27 年度 239 件でした。

公害苦情件数を種類別に見ると、典型 7 公害に関する苦情は、平成 25 年度 84 件、平成 26 年度 69 件で、平成 27 年度 68 件でした。

公害苦情処理については、法令等の規制外のものや、生活関連迷惑行為に関するものも多く、直接的な行政指導が困難な場合もあります。こうした場合には、住民相互の協調・協力意識の啓発を行なう方針で取り組んでいます。

公害苦情件数 (単位：届出数)

公害の種類		H25	H26	H27
典型 7 公害	大気汚染	34	26	21
	水質汚染	15	9	10
	土壌汚染	0	0	0
	騒音	20	15	15
	振動	0	1	3
	地盤沈下	0	0	1
	悪臭	15	18	18
計	84	69	68	
廃棄物投棄		69	90	81
その他		43	44	90
合計		196	203	239

4 不法投棄 * に対する取組

道路沿いや空き地への空き缶や家庭ごみのポイ捨て、山中への家具等の投棄など、不法投棄が後を絶ちません。

市では、不法投棄が発生すれば直ちに現場確認等の対応を実施し、必要に応じ警察或いは田辺保健所等とも連携し、ごみの投棄者を特定すべく調査を行なっており、特定できれば回収も含め適正な指導を行なうとともに、悪質な不法投棄については警察へ事案移送をしています。

また、不法投棄禁止を訴える看板設置や、田辺保健所とのパトロール、広報等での啓発も行ないながら、一人ひとりのモラル向上に取り組んでいます。

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー PCB) と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。一般的にその毒性は異性体ごとに異なるため、最も毒性が強いといわれている 2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾーパラジオキシン (2,3,7,8 - TCDD) の毒性に換算し、毒性等量 (TEQ) として表示される。

不法投棄

廃棄物処理法第 16 条違反。同条は「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」としている。

協働

共通する目標の達成に向けて、多様な主体と行政が互いに持っている特性を出し合い、役割分担を明確にしつつ、より良い公益性を提供するために連携すること。

田辺市環境美化連絡協議会規約（参照：P90）

第4節 協働

市民、企業、行政の協働による美しいまちづくりに向け、「田辺市環境美化連絡協議会」等と連携し、クリーン作戦や環境を考える市民の集いを実施するとともに、啓発活動に取り組み、環境保全・環境美化の推進に努めます。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

1 田辺市環境美化連絡協議会

田辺市環境美化連絡協議会は、環境に関する団体が連携及び協力し、各種の啓発事業及び実践活動を展開することにより、良好な環境の実現に寄与し、環境保全の意識高揚を図ることを目的として2006年（平成18年）7月に設立されました。

協議会は5つの支部（田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮）によって構成され、各支部は各種団体から選任された委員により組織しています。各支部ではクリーン作戦（一斉清掃）など市民と行政の協働による美化活動を実践するほか、街頭啓発活動や環境学習会などが実施されています。

この他、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、環境に関する理解や知識を深め、地域での環境美化活動へとつなげていくことを目的として生涯学習フェスティバル内において「環境を考える市民の集い」を開催し、環境保全推進活動表彰や環境講演会、子ども達による環境保全活動報告を行うなど、連携をはかりながら協働による環境美化の推進に努めています。

環境を考える市民の集い
子ども達による環境保全活動報告



環境衛生週間街頭啓発活動
(田辺支部事業)



田辺市環境美化連絡協議会 構成団体

NO	支部名	団体名	NO	支部名	団体名
1	田辺支部	田辺町内会連絡協議会	36	大塔支部	鮎川地区区長会
2		田辺市女性会連絡協議会田辺支部	37		富里地区区長会
3		田辺市農業委員会	38		三川地区区長会
4		田辺生活研究グループ連絡協議会	39		鮎川地区老人クラブ
5		田辺商工会議所	40		富里地区老人クラブ
6		紀州なんば焼組合	41		三川地区老人クラブ
7		牟婁商工会	42		鮎川小学校育友会
8		紀南農業協同組合	43		富里小学校育友会
9		和歌山南漁業協同組合	44		JA 女性会（鮎川地区）
10		新庄漁業協同組合	45		JA 女性会（富里地区）
11		(公財) 天神崎の自然を大切にする会	46		大塔商工会
12		田辺市公民館連絡協議会	47		田辺市女性会連絡協議会大塔支部
13		田辺市老人クラブ連合会田辺支部	48	中辺路支部	中辺路町自治連絡協議会
14		田辺理容組合	49		田辺市女性会連絡協議会栗栖川支部
15		田辺市食生活改善推進協議会田辺支部	50		中辺路町老人クラブ連合会
16		県クリーニング業生活衛生同業組合	51		JA 紀南女性会近野支部
17		和歌山県資源開発協業組合	52		富田川愛護会
18		和歌山県再生資源事業協同組合	53	本宮支部	本宮町自治会連絡協議会
19		(株)エコワーク TANABE	54		本宮町水道水源保護審議会
20		(株)蒲田高商店	55		みくまの農業協同組合本宮支所
21		(有)国辰商事	56		本宮公民館
22		田辺地区清掃業組合	57		本宮町商工会
23		オークワオーシティ田辺店	58		本宮中学校（本宮中エコクラブ）
24		オークワパビリオンシティ田辺店	59		熊野川漁業協同組合
25		グルメシティ近畿田辺ショッピングセンター	60		熊野本宮語り部の会
26		田辺駅前周辺美化推進協議会	61		田辺市女性会連絡協議会本宮支部
27		田辺市子どもクラブ育成協議会	62		四村川を考えるふれあいの会
28		田辺飲食業組合	63		熊野本宮観光協会
29		龍神村区長連合会	64		本宮町老人クラブ連合会
30		龍神村女性会	65		本宮町森林組合
31		龍神村老人クラブ連合会	66	本宮小学校育友会	
32		龍神地区 PTA 連合会	67	三里小学校育友会	
33		龍神村生活研究グループ			
34		龍神地区ボランティア連絡協議会			
35		龍神村商工会			

2 環境啓発事業

市民と行政の協働により環境にやさしいまちづくりを推進するため、2006年(平成18年)10月から自治会等を対象として、田辺市環境美化連絡協議会との連携により出前形式の環境学習会を開催しています。

「環境について考えてみませんか」の 슬라이ドを上映し、ごみ減量とリサイクル推進、水質浄化や地球温暖化防止のために家庭で取り組むことのできる身近な例などを紹介しています。

環境学習会



環境学習会 開催実績

年度	会場数	対象団体	参加者数(人)
平成25年度	4	4	314
平成26年度	1	1	12
平成27年度	0	0	0
合計	5	5	326

3 クリーン作戦

市民、企業、行政の協働による美しいまちづくりに向け、地域ごとにクリーン作戦(一斉清掃)を実施し、不法投棄等により発生したごみの清掃を行っています。

田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮それぞれの地域において田辺市環境美化連絡協議会各支部との協働により実施しています。

なお、この他にも市内各地域では市民全体による周辺美化活動をはじめ、田辺地域では田辺町内会連絡協議会が主体となって小溝清掃を実施しています。

平成27年度 クリーン作戦実施状況

開催地域	名称	開催日	参加者数	ごみ回収量
田辺湾沿岸	田辺湾クリーン作戦	5月30日	1,273人	9,160kg
	精霊送り後海浜部清掃	8月16日	700人	2,840kg
龍神地区	村内一斉美化清掃	7月19日	1,600人	2,070kg
中辺路地区	町内一斉清掃	11月29日	737人	1,880kg
大塔地区	大塔クリーン作戦	5月31日	800人	2,650kg
本宮地区	夏のクリーン作戦	8月2日	1,370人	1,710kg
	冬のクリーン作戦	12月6日	1,370人	1,740kg
計			7,850人	22,050kg

小溝清掃実施状況

年度	実施団体数(団体)	ドラム缶配缶数(本)
平成25年度	66	4,900
平成26年度	66	4,900
平成27年度	67	4,753

4 防疫（そ族及び昆虫）

(1) 小溝清掃後の消毒活動

田辺市では、田辺町内会連絡協議会と係を図りながら、各町内会の小溝清掃後に年2回消毒活動を行っています。

(2) 災害発生時の防疫活動

台風や大雨などの災害により浸水が起きた場合、し尿槽の汚水逆流や家屋の浸水によって細菌や蠅等の病原媒介生物の大量発生が予想され、さらに、このような不衛生な環境では感染症等の流行が懸念されます。

田辺市では、こうした事態に対応するため、田辺市防疫マニュアルを策定し適切に防疫措置を講じるよう防疫資材の備蓄や防疫作業の訓練を実施しています。

防疫作業実施状況一覧（大規模災害を除く）

地区	平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度			
	床上浸水	床下浸水	便槽等浸水	その他	床上浸水	床下浸水	便槽等浸水	その他	床上浸水	床下浸水	便槽等浸水	その他
上の山二丁目					防疫作業無し					1		1
龍村 神東		1										

第5節 環境衛生施設の管理

(1) 田辺市斎場

田辺市斎場は、昭和44年に施設が完成し、その後、平成4年に火葬炉設備の更新を行っています。施設の老朽化に伴い、利用者に支障をきたしている状況にあることから、現斎場の適正な維持管理に努めていくとともに、新斎場の建設に向けた取組を進めています。



施設概要

施設名称	田辺市斎場		
所在地	田辺市上の山一丁目 11-25		
供用開始	昭和44年		
面積	約 12,000㎡（延床面積）444㎡		
火葬炉数	5炉		
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ■告別室 ■炉前ホール ■玄関ホール ■トイレ ■事務室 ■作業室 ■機械室 ■駐車場 		
	大型バス：1台 乗用車：17台		
使用料	内 訳	市内	市外
	大人（12歳以上）	10,000円	50,000円
	小人（12歳未満）	5,000円	25,000円
	死胎・死肢 汚物等	5,000円	25,000円

(2) 市営墓地

市営墓地が8施設あり、墓地内の定期的な草刈りや立木の伐採、花がら回収等の適正な維持管理に努めています。

各墓地の概要は下記の通りです。

施設概要

芳養みどり墓地（西墓地）

所在地	田辺市芳養町 1375 番地	
供用開始	昭和 41 年	
面積	5,233㎡	
全区画数	699 区画	
永代使用料	内 訳	金 額
	旧畑 1 段目	80,000 円
	旧畑 2 段目	75,000 円
	旧畑 3 段目	65,000 円
	旧畑 4 段目	55,000 円
	旧畑 5 段目	40,000 円
	旧畑 6 段目	30,000 円
	旧畑 7 段目	30,000 円
	旧山林 1 段目	70,000 円
	旧山林 2 段目	60,000 円
	旧山林 3 段目	50,000 円
	旧山林 4 段目	30,000 円
旧山林東奥	70,000 円	

芳養みどり墓地（東墓地）

所在地	田辺市芳養町 1374 番地の 1
供用開始	昭和 54 年
面積	1,052㎡
全区画数	392 区画
永代使用料	95,000 円

天神霊苑

所在地	田辺市天神崎 19 番 17 号
供用開始	昭和 57 年
面積	3,256㎡
全区画数	405 区画 (内市管理区画：33 区画)
永代使用料	150,000 円

はやざと霊苑

所在地	田辺市芳養町 1668 番地
供用開始	昭和 60 年
面積	99㎡
全区画数	141 区画（市管理区画 無）
永代使用料	100,000 円

末広霊苑

所在地	田辺市末広町 6 番 5 号
供用開始	昭和 62 年
面積	1,041㎡
全区画数	304 区画（市管理区画 無）
永代使用料	250,000 円

神子浜墓地

所在地	田辺市文里二丁目 32 番 44 号
供用開始	平成 2 年
面積	2,370㎡
全区画数	570 区画
永代使用料	280,000 円

龍神村墓地

所在地	田辺市龍神村東 1671 番地の 2
供用開始	不詳
面積	185㎡
全区画数	19 区画（市管理区画 無）
永代使用料	15,000 円

本宮町大居墓地

所在地	田辺市本宮町大居 990 番地の 1
供用開始	平成 2 年
面積	1,275㎡
全区画数	72 区画
永代使用料	260,000 円

第2章 生活排水*処理

市街地における公共下水道事業に取り組みます。
 特定環境保全公共下水道、農業・林業・漁業集落排水処理施設、地域排水処理施設等の供用率向上に取り組むとともに、適正な維持・管理に努めます。
 公共下水道事業や集合排水処理施設との整合を図りながら、浄化槽設置整備事業等を推進します。
 【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

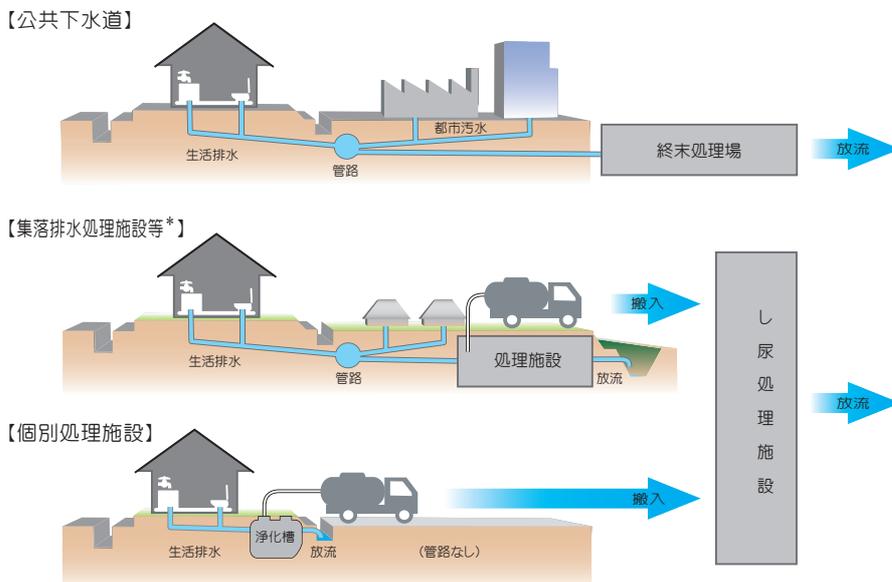
第1節 生活排水の処理

本市の河川や海の汚れの原因の約8割は生活排水によるものです。
 生活排水は、「し尿」と「生活雑排水（炊事、洗濯、入浴などの）」に分けられ、特に「生活雑排水」の浄化が課題となっています。
 生活排水の処理については、集合処理施設*と、個別処理施設*に大別されます。

生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象			処理主体
	し尿	生活雑排水	汚泥	
公共下水道*	○	○	○	市町村等
特定環境保全公共下水道*	○	○		市町村等
農業集落排水処理施設*	○	○		市町村等
林業集落排水処理施設*	○	○		市町村等
漁業集落排水処理施設*	○	○		市町村等
地域排水処理施設*	○	○		市町村等
生活雑排水処理施設		○		市町村等
個別				
浄化槽*	○	○		個人等
みなし浄化槽* (単独処理浄化槽)	○			個人等
し尿処理施設*	○		○	市町村等

生活排水処理施設の概要図



生活排水
 「し尿排水」と「日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水（生活雑排水）」をいう。
 生活排水の発生負荷量は、生活様式によって差はあるが、おおむね1人1日あたりBOD負荷量は43gであり、台所等から排出される生活雑排水が約70%にあたる30gを占めている。生活雑排水中のBODの発生源別割合は、台所から発生する負荷量が55%を占め、風呂30%、洗濯13%とこれらで98%を占めている。

集合処理施設
 複数の建物（污水排出源）から排出される排水を管路で集め、まとめて処理するために設けられた排水処理施設。

個別処理施設
 建物（污水排出源）と同一敷地内に設けられた排水処理施設

公共下水道
 公共下水道は、主に都市部の雨水および汚水を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、多くは浄化などの水処理を行う。

特定環境保全公共下水道
 公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるものを特定環境保全公共下水道という。

農業集落排水処理施設
 農林水産省所管の農村総合整備事業の中で設置されるもので、農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設のこと。

林業集落排水処理施設

林野庁所管の林業地域総合整備事業の一工種で整備されるもので、山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため、山村集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水を処理する施設のこと。

漁業集落排水処理施設

水産庁所管の漁港漁村総合整備事業の一工種で、漁業集落の衛生環境の向上、漁港および、周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水を処理する施設のこと。

地域排水処理施設

市及び田辺市土地開発公社が、開発行為による住宅団地に設置した、し尿及び生活雑排水を処理する施設のこと。

浄化槽

浄化槽は、水洗式便所と連結して、し尿(糞及び尿)や雑排水を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のこと。2001年(平成13年)に単独処理浄化槽の製造が禁止されたため、現在では単に「浄化槽」と言えば「合併処理浄化槽」のことを指す。

みなし浄化槽

みなし浄化槽(単独処理浄化槽)とは、し尿のみを処理する浄化槽のこと。

し尿処理施設

し尿処理施設とは、し尿及び浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設のこと。廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設のこと。市町村や組合などが設置、管理する。

生活排水処理率

生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 / 計画処理区域内人口

第2節 生活排水処理人口

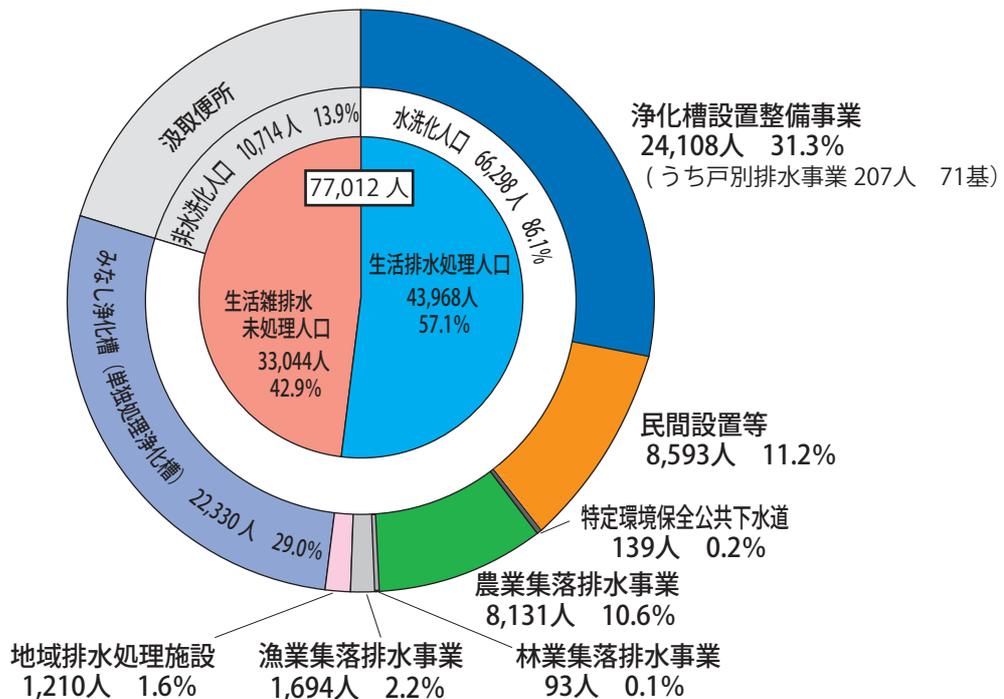
平成27年度における本市の生活排水処理人口は、43,968人で生活排水処理率*は57.1%です。

また、水洗化人口は、66,298人で水洗化率は86.1%です。その内33.7%にあたる22,330人がみなし浄化槽によるものです。

生活排水処理施設別人口の推移

	平成25年	平成26年	平成27年
1. 計画処理区域内人口	79,116	78,168	77,012
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	42,462	43,324	43,968
公共下水道	143	141	139
市街地公共下水道	0	0	0
特定環境保全公共下水道	143	141	139
集落排水処理施設	9,554	9,274	9,918
農業集落排水処理施設	8,005	7,748	8,131
林業集落排水処理施設	105	99	93
漁業集落排水処理施設	1,444	1,427	1,694
浄化槽	32,765	33,909	33,911
地域排水処理施設	1,156	1,182	1,210
浄化槽設置整備事業	22,900	24,044	24,108
民間設置等	8,709	8,683	8,593
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(みなし浄化槽)	21,015	20,480	22,330
4. 非水洗化人口(自己処理含む)	15,639	14,364	10,714
5. 計画処理区域外人口	0	0	0
生活排水処理率*(%)	53.7	55.4	57.1

生活排水処理人口グラフ(平成27年度)



第3節 生活排水処理施設の整備状況

生活排水を適正に処理するためには、公共下水道等の集合排水処理施設や個別浄化槽などの生活排水処理施設の整備が必要です。

1 公共下水道

(1) 田辺市街地公共下水道

本市の公共下水道基本計画は、2008年（平成20年）3月に策定しており、現在、事業着手時期等について検討しています。

公共下水道の概要

地区名	供用開始	計画人口	計画戸数	処理方式
田辺市街地	未定	13,320人	6,231戸	未定

(2) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道事業は、本市の代表的な観光地である川湯温泉と龍神温泉周辺地域の豊かな自然環境の保全のため、整備しています。

特定環境保全公共下水道の概要

地区名	供用開始	計画人口	加入戸数	加入人口	処理方式
川湯温泉処理区	H8.9	4,480人	35戸	52人	単槽好気活性汚泥方式
龍神温泉処理区	H14.4	4,900人	69戸	87人	オキーション・ディッチ方式
合計			104戸	139人	

2 浄化槽（集合処理施設）

(1) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設は、農業振興地域*でかつ集落形態が密である区域について整備しています。

農業集落排水処理施設の概要

地区名	供用開始	計画人口	加入戸数	加入人口	処理方式
中芳養平野	H4.4	200人	42戸	130人	嫌気ろ床接触ばっ気方式
上秋津川西	H6.4	1,110人	265戸	784人	嫌気ろ床接触ばっ気方式
三栖左岸	H6.4	980人	158戸	709人	嫌気ろ床接触ばっ気方式
中芳養	H7.10	1,270人	261戸	1,072人	嫌気ろ床接触ばっ気方式
上秋津川東	H7.10	1,910人	354戸	1,339人	回分式活性汚泥方式
三栖右岸	H10.4	2,460人	506戸	1,499人	オキーション・ディッチ方式
上芳養	H10.4	1,070人	215戸	872人	回分式活性汚泥方式
上野（鎌倉・中根）	H12.4	179人	18戸	68人	接触ばっ気方式
長野	H14.4	830人	110戸	378人	連続流入間欠ばっ気方式
古屋谷	H15.4	270人	39戸	120人	沈殿分離接触ばっ気方式
芳養	H17.8	600人	85戸	241人	連続流入間欠ばっ気方式
合計			2,053戸	7,212人	

(2) 林業集落排水処理施設

林業集落排水処理施設は、龍神村大垣内地区と龍神村津越地区で整備しています。

林業集落排水処理施設の概要

地区名	供用開始	計画人口	加入戸数	加入人口	処理方式
龍神村大垣内	H13.4	100人	20戸	41人	沈殿分離接触ばっ気方式
龍神村津越	H16.4	100人	14戸	33人	沈殿分離接触ばっ気方式
合計			34戸	74人	

(3) 漁業集落排水処理施設

漁業集落排水処理施設は、芳養松原・井原地区で事業実施しています。

漁業集落排水処理施設の概要

地区名	供用開始	計画人口	加入戸数	加入人口	処理方式
芳養松原・井原	H19.4	2,530人	305戸	1,184人	オキデーション・ディッチ方式

(4) 地域排水処理施設

地域排水処理施設は、土地開発地域において、その地域及び周辺地域の環境保全を図るため、整備しています。

地域排水処理施設の概要

地区名	供用開始	計画人口	加入戸数	加入人口	処理方式
神島台	S60.11	1,200人	214戸	607人	長時間ばっ気方式
中芳養貝田	H7.4	250人	32戸	106人	沈殿分離接触ばっ気方式
城山台	H13.4	1,350人	171戸	497人	消化液循環活性汚泥方式
合計			417戸	1,210人	

3 浄化槽（個別処理施設）

(1) 浄化槽設置整備事業

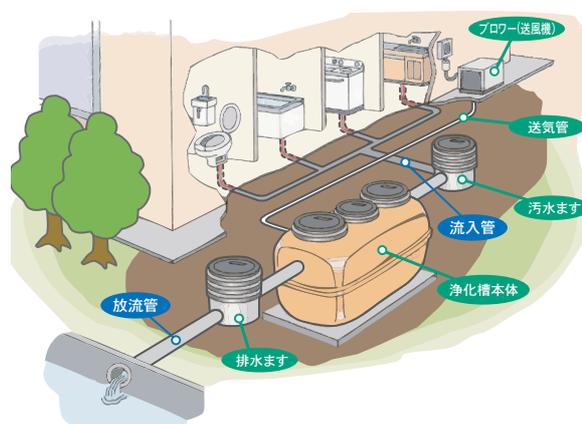
浄化槽設置整備事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、市の定める補助要綱*に定める規定に基づき、補助金を交付しています。1989年（平成元年）より実施しています補助金交付実績（基数）を下表に示します。

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱
(参照：P90)

浄化槽補助実績

年度	浄化槽補助基数	年度	浄化槽補助基数
H1	37	H15	427
H2	137	H16	379
H3	170	H17	350
H4	212	H18	325
H5	324	H19	340
H6	355	H20	320
H7	535	H21	288
H8	335	H22	268
H9	523	H23	237
H10	529	H24	269
H11	242	H25	271
H12	414	H26	220
H13	548	H27	238
H14	392	合計	8,685

個別浄化槽設置イメージ図



(2) 戸別排水処理施設設置整備事業

戸別排水処理施設設置整備事業は、市が主体となって個人の方から分担金、使用料をいただき、戸別排水処理施設（浄化槽）の設置から維持管理までを行う事業です。

以前に集合排水処理施設の計画のあった秋津川地区をモデル地区として、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 ヶ年で事業を実施していました。

4 生活雑排水処理施設

「皆地いきものふれあいの里（参照：P11）」のふけ田の水質保全を目的として、生活雑排水処理施設を整備しています。

生活雑排水処理施設の概要

地区名	共用開始	計画人口	加入戸数	加入人口	処理方式
本宮町皆地	H16.4	60 人	25 戸	28 人	四万十川方式*

5 背戸川排水路の浄化

市街地の中心部、特に田辺駅前周辺から排出される排水は、背戸川排水路を介して会津川の河口付近から田辺湾に流れています。

背戸川排水路河口は、低地帯であることや満潮になると海水が入ってくることで汚水排水が滞留し、特に夏場などは悪臭が発生している状況にあることから、1991 年（平成 3 年）10 月から背戸川排水路の直接浄化に取り組んでいます。



浄化方法は、切戸橋の下流の背戸川排水路に堰を設け、汚水中に酸素を送り込み、好気性微生物（バクテリア）が息できる環境を整え、汚水を浄化する能力を持つ「バクテリア」と「酵素」を定量供給することにより、バクテリアを増殖させ、水質の浄化を図るというものです。

四万十川方式（自然循環方式）

水田等における自浄作用を手本とし、本来自然が持っている物質循環の自然浄化を活かした排水処理施設。木炭・枯れ木・石などの自然の素材に若干の加工を施したものをろ材として使用し、微生物の定着を促した排水処理施設で有機汚濁の削減と同時に窒素やリンなどを削減する能力を有する。本方式は、四万十川方式水処理技術研究会（前身である高知県自然循環方式水処理技術研究会）で生活雑排水等を対象とした水路浄化施設として優れた処理能力が実証されている。

第 4 節 生活排水処理施設の適正管理と放流水質

生活排水処理施設を適正に管理するためには、所期の機能に応じた流入汚水の確保や日常点検、適正な時期の施設修繕等が重要です。そのため、施設への繋ぎ込みをおこなっていない方々に繋ぎ込みの促進を行うとともに、施設の処理機能を保持できるよう努めています。

1 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道各施設の接続状況は、下表のとおりとなっています。また、下水道法第 21 条*で放流水質の検査を義務付けられており、その検査結果（参照：P61）を別に示します。

地区名	供用開始	加入戸数	供用戶数	供用率 (%)
川湯温泉処理区	H8.9	35 戸	35 戸	100%
龍神温泉処理区	H14.4	69 戸	33 戸	48%

下水道法第 21 条
（放流水の水質検査等）

公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、公共下水道からの放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

特定環境保全公共下水道水質結果表

	川湯クリーンセンター			龍神温泉浄化センター			排水基準	
	H25	H26	H27	H25	H26	H27		
pH	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	5.8～8.6	
BOD	mg/ℓ	2.0	2.2	1.0	1.6	1.1	1.4	160
COD	mg/ℓ	4.0	4.3	3.6	3.9	3.0	4.5	160
SS	mg/ℓ	3.0	7.0	4.0	1.9	2.3	1.6	200
n-ヘキサン抽出物質	mg/ℓ	< 1	< 0.5	< 0.5	< 1	< 0.5	< 0.5	5
大腸菌群数	個/mℓ	190	774	15	4	145	3591	3,000
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
シアン化合物	mg/ℓ	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
有機リン化合物	mg/ℓ	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
鉛及びその化合物	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
六価クロム化合物	mg/ℓ	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.5
ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
総水銀化合物	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.003
トリクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	0.3
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
ジクロロメタン	mg/ℓ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
四塩化炭素	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1
シス 1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.02
チウラム	mg/ℓ	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.06
シマジン	mg/ℓ	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
チオベンガルブ	mg/ℓ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
ベンゼン	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
セレン及びその化合物	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
フェノール類含有量	mg/ℓ	< 0.5	< 0.5	< 0.02	< 0.5	< 0.5	< 0.02	5
銅	mg/ℓ	< 0.3	< 0.3	0.01	< 0.3	< 0.3	< 0.01	3
亜鉛	mg/ℓ	< 0.2	< 0.2	0.02	< 0.2	< 0.2	0.01	2
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	< 1	< 1	< 0.05	< 1	< 1	< 0.05	10
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	< 1	< 1	< 0.01	< 1	< 1	< 0.01	10
クロム含有量	mg/ℓ	< 0.2	< 0.2	< 0.05	< 0.2	< 0.2	< 0.05	2
フッ素含有量	mg/ℓ	3.00	4.10	3.70	1.05	1.25	1.45	8
ハウ素	mg/ℓ	1.35	1.40	1.25	1.25	1.15	1.10	10
全窒素	mg/ℓ	3.20	5.50	4.40	4.15	3.90	2.40	120
アンモニア性窒素	mg/ℓ	< 0.05	0.10	< 0.06	< 0.05	< 0.1	0.09	100
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.33	< 0.1	< 0.01	< 0.05	0.1	< 0.01	100
硝酸性窒素	mg/ℓ	1.55	1.10	3.45	3.10	0.45	2.18	100
有機態窒素	mg/ℓ	1.40	4.30	0.90	4.20	1.65	0.16	100
全燐	mg/ℓ	1.00	1.00	1.00	1.70	1.15	0.68	16

※「ND」検出されず

2 浄化槽（集合処理施設）

浄化槽（集合処理施設）各施設の接続状況及び浄化槽法定検査*結果を下表に示します。

地区名	平成 27 年度末 接続状況				平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			
	供用開始年度	加入戸数	供用戸数	供用率 (%)	判定結果	pH	BOD (mg/l)	判定結果	pH	BOD (mg/l)	判定結果	pH	BOD (mg/l)	
農集	中芳養平野	H4.4	46戸	42戸	91.3%	イ	7.0	7.5	イ	7.1	6.7	イ	7.2	15.0
	上秋津川西	H6.4	317戸	265戸	83.6%	ロ	6.5	9.0	イ	6.6	8.0	イ	6.7	12.0
	三栖左岸	H6.4	185戸	158戸	85.4%	イ	6.2	6.6	イ	7.1	7.3	イ	6.4	12.0
	中芳養	H7.10	277戸	261戸	94.2%	イ	6.4	6.3	イ	6.0	7.9	イ	5.9	6.3
	上秋津川東	H7.10	414戸	354戸	85.5%	イ	6.2	7.3	イ	5.9	4.9	イ	5.7	4.9
	三栖右岸	H10.4	598戸	506戸	84.6%	イ	6.3	5.9	イ	6.5	6.7	イ	6.2	4.6
	上芳養	H10.4	263戸	215戸	81.7%	イ	6.4	6.5	ロ	6.6	5.1	イ	6.4	6.4
	上野鎌倉	H12.4	18戸	8戸	44.4%	イ	6.1	6.7	イ	5.6	5.0	イ	7.1	8.4
	上野中根	H12.4	20戸	10戸	50.0%	イ	6.5	8.9	イ	5.5	5.6	イ	6.8	8.6
	長野	H14.4	192戸	110戸	57.3%	イ	6.3	6.7	イ	6.0	5.6	イ	6.2	8.6
	古屋谷	H15.4	74戸	39戸	52.7%	ロ	5.9	7.6	イ	6.3	6.6	イ	6.8	18.0
芳養	H17.8	148戸	85戸	57.4%	イ	6.4	6.5	イ	6.2	6.2	イ	6.3	5.4	
林集	大垣内	H13.4	24戸	20戸	83.3%	イ	6.2	10.0	イ	6.5	6.7	イ	6.4	11.0
	津越	H16.4	19戸	14戸	73.7%	ロ	6.7	9.8	ロ	7.0	9.6	イ	6.5	11.0
漁集	松原・井原	H19.4	605戸	305戸	50.4%	ロ	6.1	6.0	ロ	5.9	6.1	ロ	5.9	6.5
地域	神島台	S60.11	257戸	214戸	83.3%	イ	6.9	8.2	イ	6.9	5.5	ロ	6.6	6.0
	中芳養貝田	H7.4	39戸	32戸	82.1%	イ	7.1	8.8	イ	7.2	7.4	イ	6.8	8.3
	城山台	H13.4	368戸	171戸	46.5%	ロ	7.5	7.2	ロ	7.5	6.3	イ	7.1	6.3

浄化槽法定検査

浄化槽法第 11 条では、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。」と定められている。

判定については、「イ」「ロ」「ハ」の 3 段階で、下記のとおりとなっている。「イ」適正である。「ロ」おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。「ハ」不適正であり、改善を要すると認められる

第3部 循環型社会づくり

循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。循環型社会形成推進法では、具体的に、廃棄物等の発生の抑制、廃棄物のうち循環資源の適正な循環的利用の促進など循環型社会づくりの手段や方法が示されている。

第3部 循環型社会*づくりの推進

ごみの排出抑制及び資源化のため、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、3R (Reduce (排出抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再生利用)) を推進し、循環型社会*の構築に取り組むとともに、排出されるごみについては、適正に処理・処分を行います。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

第1章 ごみの減量とリサイクル

第1節 資源化の向上

リサイクル率

発生量のうち総資源化量が占める割合。

排出されるごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど拠点回収の積極的な活用を図ります。また、プラスチックごみの全量資源化を目指し、リサイクル率*の向上を図ります。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

発生量

市内の家庭及び事業所から発生したごみの量。産業廃棄物と自家処理量を除く。

1 資源化量の推移

国の廃棄物処理施設整備計画では、一般廃棄物のリサイクル率に対する目標値が示されており、本市ではこれに準じ平成27年度に25%程度を達成することを目標に資源化に取り組んでいます。

本市のごみ発生量*、総資源化量*及びリサイクル率の推移について下表に示します。

総資源化量

資源化量(本市が処理したごみのうちリサイクルされる量)に集団回収量を加えたものの量。

ごみの発生量の推移 (単位：t/年)

項目	H25	H26	H27
発生量	30,227	29,746	28,958
総排出量*	27,779	27,435	26,785
集団回収量	2,448	2,311	2,173

リサイクル率の推移 (単位：t/年)

項目	H25	H26	H27
リサイクル率 (総資源化量÷発生量×100)	20.8%	20.4%	20.4%

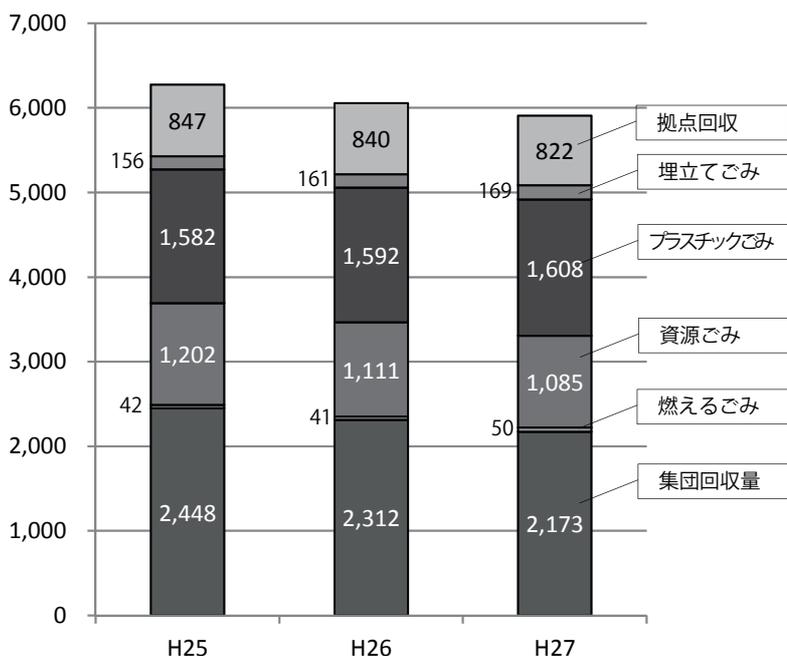
総排出量

本市の処理対象となるごみの量。発生量から集団回収量(集団回収によりリサイクルされる古紙類等の量)を除く。集団回収については次節(P64)を参照。

総資源化量の推移

(単位：t/年)

項目	H25	H26	H27
総資源化量	6,277	6,057	5,907
集団回収量	2,448	2,312	2,173
資源化量合計	3,829	3,745	3,734
燃えるごみ(資源化物)	42	41	50
古紙類	42	41	50
資源ごみ	1,202	1,111	1,085
プラスチックごみ(資源化物)	1,582	1,592	1,608
ペットボトル	97	110	97
容器包装プラスチック	1,011	879	971
その他プラスチック	474	603	540
埋立てごみ(資源化物)	156	161	169
処理困難物	6	9	11
乾電池	22	15	20
鉄類	128	137	138
拠点回収(資源化物)	847	840	822
古紙類	753	741	722
ペットボトル	51	50	50
缶・びん類	43	49	50



2 拠点回収等による資源化の向上

本市では、市内の公共施設等に古紙ステーションなどの拠点を設け、拠点回収を実施しています。平成 27 年度の拠点回収場所は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール）については 41 カ所、缶・びんについては 27 カ所、ペットボトルについては 53 カ所となっています。

古紙類、缶、びん及びペットボトルを拠点回収場所へ出していただくことにより、効率的な資源化が図られており、平成 27 年度の総資源化量のうち拠点回収が占める割合は約 14%となっています。

また本市では、2007 年（平成 19 年）9 月から容器包装プラスチックリサイクル施設（参照：P77）を稼働し、これまでは最終処分の対象であったプラスチックのリサイクルに取り組むなど、さらなる資源化の向上に努めています。

拠点回収ボックス



拠点回収場所 (単位：カ所)

	H25	H26	H27
古紙類	41	41	41
缶・びん	27	27	27
ペットボトル	53	53	53

リサイクルの種類

マテリアルリサイクル
マテリアルリサイクルとは、使用済みのプラスチックを溶かすなどして、もう一度プラスチック製品に再生し、利用することをいう。材料リサイクルとも呼ばれており、ペットボトルや発泡スチロールなどはこの方法でリサイクルされる。プラスチックは、リサイクルを繰り返すと材質が悪くなる(劣化する)と言われていたが、最近では純度の高い良質なプラスチックに戻す技術開発が進んでいる。

ケミカルリサイクル
ケミカルリサイクルとは、プラスチックが炭素と水素からできていることを利用し、熱や圧力を加えて、元の石油や基礎化学原料に戻してから、再生利用することをいう。現在、容器包装リサイクル法が再商品化（リサイクル手法）として認められているケミカルリサイクルには、原料・モノマー化、油化、高炉還元剤としての利用、コークス炉化学原料化、ガス化による化学原料化がある。

サーマルリサイクル
廃棄物から熱エネルギーを回収すること。プラスチックは燃やすと高い熱を出すため、ダイオキシン対策を伴う施設でサーマルリサイクルすることは、埋立てごみの量を減らす上でも、大きな役割を占めつつある。たとえば、ごみの焼却熱を熱源にして、温水を沸かし、事務所や住宅、近隣施設の風呂や温水プールに送ることなどができる。ごみの焼却時に発生する蒸気は、発電や各種施設での暖冷房のほか、工業用など幅広く活用できる。また、セメントを焼成するときに、その原燃料としてプラスチックを使う（セメントキルン）方法や、廃プラスチックを乾燥、固化、圧縮した固形燃料（RPF）の形で利用することもできる。

第2節 資源ごみ集団回収

資源ごみ集団回収を引き続き積極的に奨励し、ごみの減量や資源の有効利用を拡大するとともに、生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を促進します。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱
(参照：P96)

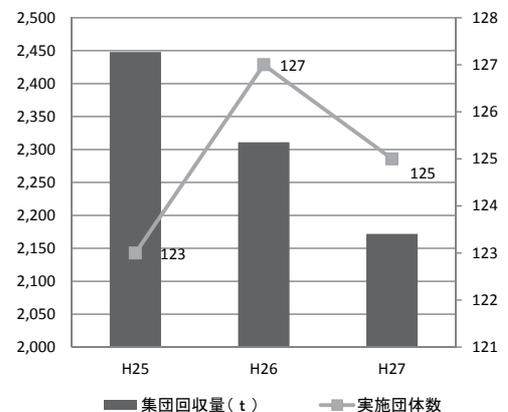
1 資源ごみ集団回収*

市に登録している子どもクラブや自治会等の集団回収実施団体が回収した古紙類について、1kg当たり4円の奨励金を交付し、ごみの減量や資源の有効利用に努めています。

平成27年度においては登録している124団体により新聞763t、雑誌616t、段ボール771t、古布22tの計2,172tが回収され、本市の総資源化量のうち36.8%を占めています。(参照：P63)

集団回収の実績

項目	H25	H26	H27
集団回収量 (t)	2,448	2,311	2,172
新聞	882	822	763
雑誌	680	676	616
段ボール	860	787	771
古布	26	26	22
実施団体数	126	127	124
奨励金額 (千円)	9,791	9,246	8,690



2 生ごみの減量化と資源化

田辺市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱
(参照：P97)

家庭で排出される生ごみの減量化とたい肥としての資源化を目的として、生ごみ処理機や処理容器を購入する際、市が購入費の一部について補助金を出して支援*しています。補助金の額は本体価格の2分の1以内、上限20,000円としています。

平成27年度の補助基数と補助金額は、32基、430千円となっています。

生ごみ処理機購入費補助実績

項目	H25	H26	H27
生ごみ処理機 (件)	28	24	32
電気式	16	12	20
バケツ式	3	6	1
コンポスト	9	6	11
奨励金額 (千円)	350.8	268	430.2

電気式の生ごみ処理機
温風で乾燥処理する乾燥式、微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風した後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

コンポスト

庭や家庭菜園の土の部分に埋め込むように設置します。投入された生ごみは、地中の微生物の働きにより発酵分解して土に還ります。

電動式の生ごみ処理機



コンポスト



第3節 ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度*の活用

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度*を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善やレジ袋削減運動、トレイ・牛乳パック・ペットボトル等の回収を推進します。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度

環境に配慮した店舗を登録する制度。登録の対象となる取組は、買物袋持参の奨励制度、包装紙・トレイ等商品包装の簡素化推進、エコマーク商品の積極的な販売、トレイや牛乳パック等の回収などがある。

1 ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の販売店による過剰包装の改善や買物袋持参運動、トレイや牛乳パックなどの回収に努めています。平成27年度の登録店舗は50店舗となっています。

ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録状況 (単位：店舗数)

項目	H25	H26	H27
ごみ減量及びリサイクル推進協力店	50	51	50

田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱 (参照：P97)



2 レジ袋削減運動

わかやまノーレジ袋推進協議会協定事業者がおこなっているレジ袋有料化に協力すると共に買物袋持参運動を推進します。

第4節 啓発活動及び情報提供

ごみの量や質の推移、ごみの排出方法などの情報を広報紙やごみ収集カレンダー等により定期的に市民に提供するとともに、地域学習会や施設見学会を開催し、ごみ減量とリサイクルに対する啓発を行います。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

3Rの推進（参照:P63）については、私たち市民一人ひとりの取組が重要です。ごみの分別や拠点回収など排出時におけるリサイクルはもちろんのこと、リデュースやリユースについては生活の中での実践が大切です。

本市では、各戸配布される「広報田辺」「ごみ収集カレンダー」の紙面を通じて、ごみの排出方法やリサイクルの方法等についてお知らせするほか、田辺市まちづくり学びあい講座（環境学習会）やごみ処理施設の見学会等を通じて、3Rの推進にご協力をお願いしています。



ごみ学習会の実績

項目	H25	H26	H27
実施会場数	4	1	0
参加者数	219	12	0

ごみ処理場への見学実績

項目	H25	H26	H27
見学団体数	21	25	25
参加者数	719	773	791

第2章 廃棄物の適正処理

第1節 ごみの処理

循環型社会づくりを推進するため、排出されるごみの抑制と資源化を図り、資源化が不可能なごみについては適正な処理を行っています。

豊かで物に恵まれた現代の生活は、その反面、膨大な量のごみ（廃棄物）を生み出しています。これは有用な天然資源の枯渇につながるなど、将来的なものを含め様々な問題を内包していることから、循環型社会づくりの推進が求められています。

一方で、ごみ処理には多額の費用がかかります。平成27年度における本市のごみ処理に関する経費は7億9965万5千円でありました。このうち約23%は、処理の手数料として排出者にご負担いただいています。残りの約77%は税金等が充てられています。

1 一般廃棄物の処理

ごみは日常生活から排出されるごみ（家庭系）と事業活動に伴って排出されるごみ（事業系）に大きく分けられます。事業系のうち、燃え殻・汚泥など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」*で定められた20種類のごみについては産業廃棄物となります。廃棄物処理法では産業廃棄物を事業者が自ら処理するように定められていますが、自ら処理できない場合は、県の許可を受けた許可業者に処理を委託することになります。

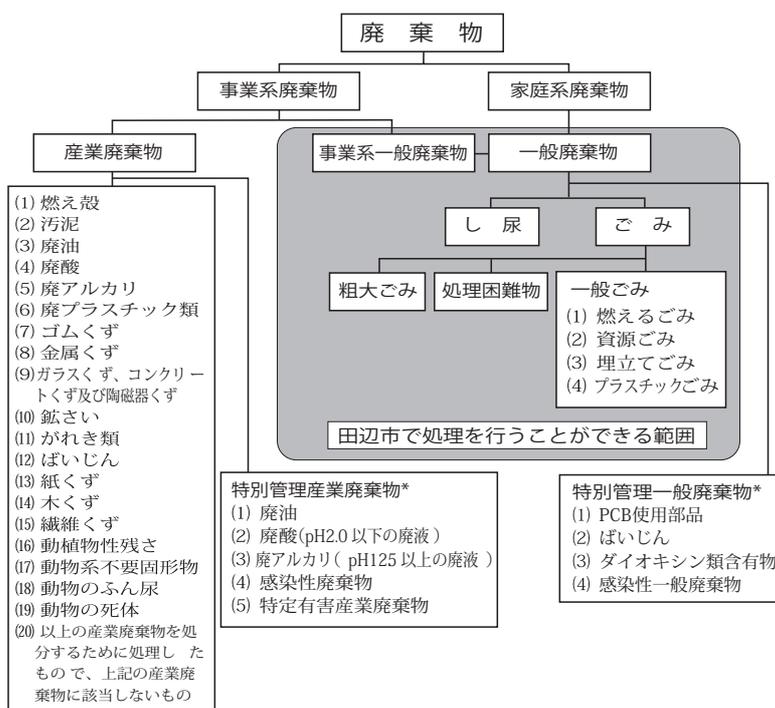
産業廃棄物以外のごみのことを一般廃棄物といいます。市町村は、計画を定めて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理（収集運搬、処分、再生を含む）するように廃棄物処理法で義務づけられています。これに基づき、本市では一般廃棄物処理計画*を定め、適正な処理に取り組んでいます。（下記参照）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の定義や住民・事業者・行政それぞれの責務、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。この法律で廃棄物とは「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義されている。

一般廃棄物処理計画
廃棄物処理法に定める市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。

廃棄物の分類



特別管理産業廃棄物
特別管理一般廃棄物
廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであり、廃棄物処理法でそれぞれ種類ごとに特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に区分されている。

2 ごみ排出量の推移

本市で発生しているごみの排出量と原単位（一人一日あたり何グラムのごみを排出しているか）について下表に示します。

種類別排出量 (単位：t / 年)

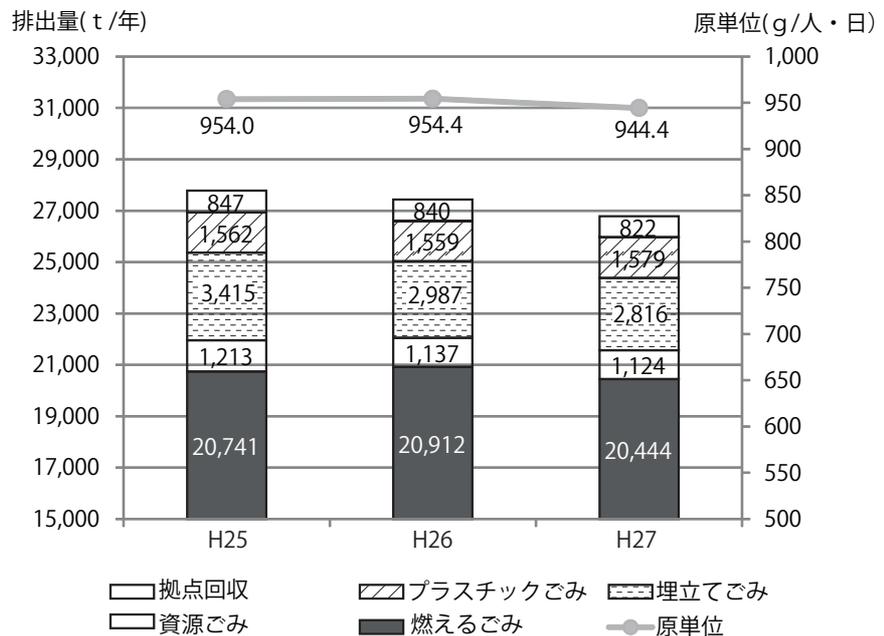
項目	H25	H26	H27
総排出量	27,779	27,435	26,785
家庭系収集ごみ（特別収集含む）	17,972	17,527	16,997
燃えるごみ	13,312	13,150	12,816
資源ごみ	1,213	1,137	1,124
埋立てごみ	1,890	1,683	1,479
プラスチックごみ	1,557	1,557	1,578
事業系ごみ	8,961	9,068	8,966
燃えるごみ	7,429	7,762	7,628
埋立てごみ	1,525	1,304	1,337
プラスチックごみ	5	2	1
拠点回収	847	840	822
古紙類	753	741	722
ペットボトル	51	50	50
缶・ビン類	43	49	50

種類別排出原単位
ごみの種類別の1人
1日当たりの排出量

種類別排出現単位* (単位：g / 人・日)

項目	H25	H26	H27
人口(人)	79,779	78,759	77,703
総排出量	954.0	954.4	944.4
家庭系収集ごみ（特別収集含む）	617.2	609.7	599.3
燃えるごみ	457.2	457.4	451.9
資源ごみ	41.7	39.6	39.6
埋立てごみ	64.9	58.5	52.1
プラスチックごみ	53.5	54.2	55.6
事業系ごみ	307.7	315.4	316.1
燃えるごみ	255.1	270.0	269.0
埋立てごみ	52.4	45.4	47.1
プラスチックごみ	0.2	0.1	0.0
拠点回収	29.1	29.2	29.0
古紙類	26	26	25
ペットボトル	1.8	1.7	1.8
缶・ビン類	1	2	2

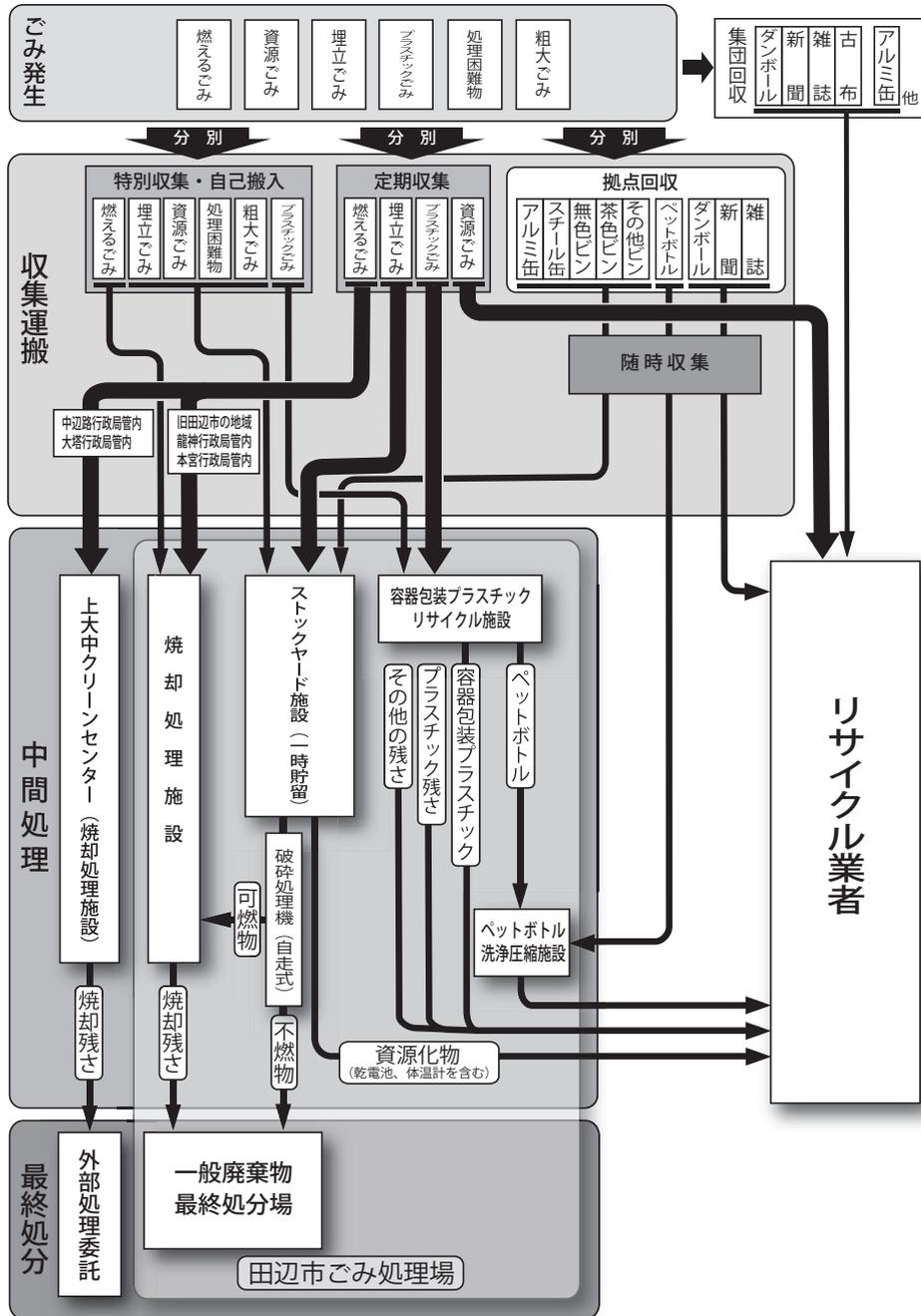
ごみ総排出量及び排出原単位の推移



3 ごみ処理の流れ

ごみの処理には、収集運搬、中間処理（資源化、焼却等による減量化、減容化等）、最終処分（埋立て）という一連の流れがあります。また、資源化の可能なごみについては最終処分せずにリサイクルを図っています。

ごみの種類に応じた処理の流れは以下のとおりです。



燃えるごみ

地域ごとに田辺市ごみ処理場又は上大中クリーンセンターで焼却を行います。焼却後の残さはそれぞれ市の最終処分場又は外部処理委託先で埋立て処分されます。

資源ごみ

定期収集された資源ごみは、リサイクル業者まで直接運搬しています。自己搬入された資源ごみはストックヤードに一時保管後、リサイクル業者に引き渡します。

プラスチックごみ

容器包装プラスチックリサイクル施設において、ペットボトル・容器包装プラスチック・その他プラスチックに分けて、それぞれリサイクル業者に引き渡しリサイクルを行っています。

埋立てごみ

ストックヤードに一時保管し、破碎処理を行った後、埋立処分を行っています。乾電池、体温計については一時保管後、リサイクル業者に処理委託を行っています。

処理困難物

電化製品、機械類など本市のごみ処理設備では適正な処理が困難なごみ。

粗大ごみ・処理困難物

粗大ごみ及び処理困難物については、可燃物は破碎処理後に焼却処理を行い、不燃物は資源化または埋立処分を行っています。

自己搬入

定期収集に出すことのできない粗大ごみや処理困難物などは、田辺市ごみ処理場もしくは各行政局に有料で搬入することができます。

拠点回収

ペットボトル以外は、直接あるいはストックヤードで一時保管後、リサイクル業者に引き渡します。ペットボトルは洗浄を経てリサイクル業者に引き渡します。

中間処理

廃棄物の無害化、減量化、減容化、資源化あるいは安定化を図るため、焼却、破碎、選別などの処理をすること。

ストックヤード

一時保管所。

破碎処理

ごみを碎いて減容化する処理。

リサイクル

ごみ等を再生利用すること。

最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所。本市の一般廃棄物最終処分場では、破碎処理後の埋立ごみ及び焼却施設から発生する焼却残さの埋立処分を行っています。

4 ごみ分別と収集運搬

ごみを分別することなく収集すると、それぞれの性質にあった適正な処理やリサイクルが困難になります。このため、処理方法に応じて分別の種類を設定し、収集運搬しています。

その内容は以下のとおりで、15 分別（処理困難物を含まず）となっています。

収集運搬方法	分別の種類	ごみの出し方	備考（品目例等）	
定期収集	燃えるごみ	週2回	ごみステーション等 台所ごみ、紙くず、貝がら、紙おむつ、板ぎれ（50cm位）、衣類、布切れ、紙粘土、ぬいぐるみ（綿）等 缶・びん、鍋（鉄、アルミ）、フライパン、かみそり、針金ハンガー、スプレー缶、包丁、体重計等、小型家電（H26年度から） ポリタンク、小さいポリバケツ、発泡スチロール、塩ビボトル、ビデオテープ、タッパー等 蛍光灯・電球、せともの、ビニールひも、釣り糸、傘、靴、使い捨てカイロ、ガラス、革ベルト、植木鉢（せともの）、灰等 乾電池・体温計は埋立てごみと共に収集しますが、別の透明な袋に入れて出す必要があります。	
	資源ごみ	月1回		
	プラスチックごみ	月2回		
	埋立てごみ	月1回		
	乾電池 体温計	月1回		
特別収集	粗大ごみ	予約制	訪問して回収 タンス、机、マットレス、その他分別指定袋に入らないごみ タイヤ、バッテリー、消火器、マッサージ機（いす型）、マットレス、オルガン、エレクトーン、ピアノ	
	処理困難物			
拠点回収	古紙類	ダンボール 新聞 雑誌	拠点回収場所に自己搬出 回収箇所数：41カ所（H27） 回収箇所数：53カ所（H27） 回収箇所数：27カ所（H27）	
	ペットボトル			
	缶・びん	アルミ缶		
		スチール缶		
		無色びん		
		茶色びん		
	その他びん			
<p>①定期収集 定期収集ごみは市内、収集対象地区を20地区に分けて基本的にステーション方式（一部立地条件等により個別収集）で収集を行っています。</p> <p>②特別収集 特別収集は、粗大ごみや処理困難物を直接搬入することが困難な世帯を対象として実施しています。排出者宅まで訪問して収集を行っています。</p> <p>③拠点回収 拠点回収は公共施設等に設けた古紙ステーションや資源類回収ボックスにおいて実施しています。</p> <p>事業系のごみ（事業系一般廃棄物） 事業系ごみの収集については、本市が許可している収集運搬許可業者11社が実施しており、家庭系ごみの定期収集、特別収集、拠点回収を利用することはできませんが、ごく少量（1回の排出が指定袋2袋まで）の事業者に限って、「事業者用分別指定袋」を使用することにより市が定期収集を行っています。</p>				

第2節 ごみ処理手数料と搬入禁止ごみ

ごみ分別の徹底と排出量に応じたごみ処理経費負担のため導入したごみ分別指定袋制度を、引き続き実施します。

また、田辺市ごみ処理場で適正な処理が困難な廃棄物については、民間のリサイクルセンター等においてリサイクルしています。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

1 ごみ処理手数料*

本市では、排出量に応じたごみ処理経費負担のためにごみ分別指定袋制度を導入しています。また、特別収集、処理困難物及び自己搬入ごみについても有料とし、それぞれ手数料を設定しています。

家庭ごみ指定袋（定期収集用）

区 分	手数料
分別指定袋大（50ℓ）	43円/袋
分別指定袋小（30ℓ）	21円/袋
分別指定袋特小（15ℓ燃えるごみ専用） （埋立てごみ専用）	10円/袋

事業者用分別指定袋（定期収集用）

区 分	手数料
分別指定袋大（50ℓ）	86円/袋

家庭ごみ搬入手数料（自己搬入する場合）

区 分	手数料	
最大積載量が350kg以下の車両又はこれに類するもの（徒歩を含む）で搬入した場合1台（1件）につき	可燃物	930円
	不燃物	1,110円
最大積載量が350kgを超え、2t以下の車両又はこれに類するもので搬入した場合1台（1件）につき	可燃物	1,860円
	不燃物	2,220円

事業系ごみ搬入手数料（自己搬入する場合）

区 別	手数料	
最大積載量が350kg以下の車両で搬入した場合1台につき	可燃物	3,240円
	不燃物	4,100円
最大積載量が350kgを超え、1t以下の車両で搬入した場合1台につき	可燃物	6,480円
	不燃物	8,200円
最大積載量が1tを超え、2t以下の車両で搬入した場合1台につき	可燃物	10,260円
	不燃物	12,960円

特別収集手数料（処理困難物は別途手数料が必要）

区 分	処理困難物だけが対象の場合	処理困難物と粗大ごみが対象の場合
軽四車	1,340円	2,370円
1トン車	2,690円	4,740円

処理困難物（廃棄物の適正な処理が困難な製品、容器等）

区 分	処理手数料
タイヤ（ホイールあり）	210 円
バッテリー、消化器	320 円
タイヤ（ホイールなし）	430 円
スプリングマット（シングルサイズ超え）、マッサージ機（椅子型） その他これらに類するもの 1台につき	1,620 円
エレクトーン、オルガン その他これらに類するもの 1台につき	3,240 円
ピアノ その他これらに類するもの 1台につき	7,560 円

2 搬入禁止ごみ

次の品目については、収集運搬の対象外とし、田辺市ごみ処理場への搬入を禁止しています。

品目例	ガスボンベ（プロパンガス） エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 注射針・点滴用チューブ等 業務用ゲーム機 農薬・劇薬・劇物（容器等含む） 単車・車の部品（タイヤ・バッテリー等は除く） ビニールハウスの廃ビニール PCリサイクルマークの付いているパソコン 産業廃棄物 その他処理できないもの
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3節 収集運搬

経営の合理化を図るため、清掃業務の民間委託を進めます。また、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集を実施します。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

1 定期収集

本市の家庭系ごみの収集運搬については、2010年度（平成22年度）からすべての地域において民間委託により収集車（2t車）で、燃えるごみ、資源ごみ、埋立てごみ及びプラスチックごみの収集運搬を行なっています。

2 特別収集

定期収集に出せない粗大ごみや処理困難物について、自己搬入が困難な世帯を対象として特別収集を実施しています。半年間に1回、一軒につき1車（軽四車もしくは1t車）に積載できるものに限り、排出者の自宅まで訪問してごみを回収します（あらかじめ予約が必要です）。

特別収集の実施状況は下記のとおりです。

特別収集の実績

	H25	H26	H27
収 集 回 数	480	565	536
重 量 (kg)	96,160	127,670	122,580

特別収集にかかる手数料
(参照：P95)

第4節 中間処理

焼却施設や容器包装プラスチックリサイクル施設、自走式破碎機等の中間処理施設を適正に稼働させ、ごみの資源化や減容化を進めます。

また、施設の更新については、関係市町と連携をとりながら田辺広域ブロックで施設の一元化を含めて検討しています。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

1 本市の中間処理の現状

本市では中間処理施設として、焼却施設、容器包装プラスチックリサイクル施設等が稼働しています。

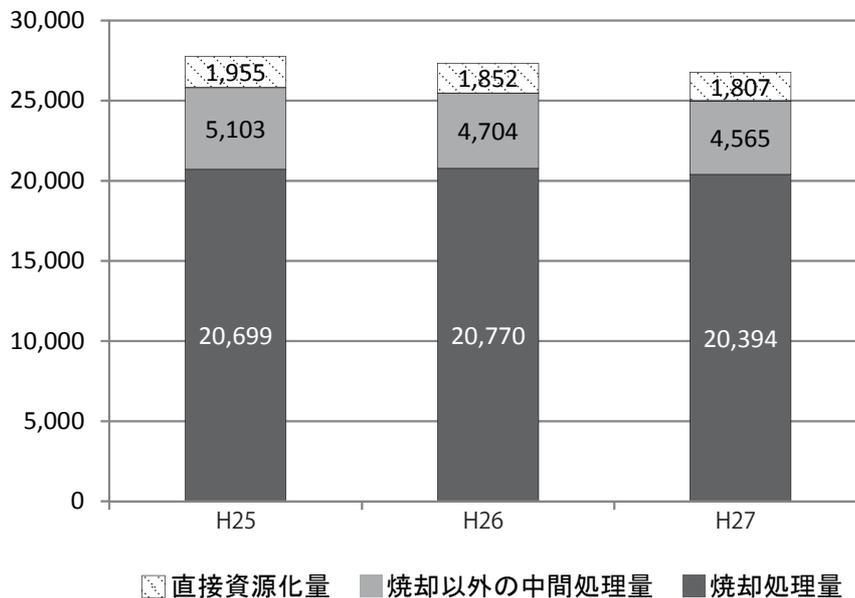
本市のごみ処理場における中間処理実績の推移について下表に示します。

中間処理実績の推移

(単位：t/年)

項目	H25	H26	H27
中間処理量 計	27,757	27,326	26,766
焼却処理量	20,699	20,770	20,394
焼却以外の中間処理量	5,103	4,704	4,565
直接資源化量	1,955	1,852	1,807

中間処理量 (t/年)



2 中間処理施設

(1) 焼却施設

本市におけるごみ焼却等の中間処理については、中辺路行政局管内、大塔行政局管内の燃えるごみを上大中クリーンセンターで処理し、その他のごみについては、田辺市ごみ処理場で行っています。

また、焼却施設に搬入されるごみの性状について、年間4回測定を行っており、ごみ質は年間を通して大きな変動はなく安定しています。

さらに排出ガス中のダイオキシン類濃度測定につきましても、国の定める排出基準内となっています。

田辺市ごみ処理場におけるごみ質（平均値）

項目		H25	H26	H27
種類組成 (乾燥ベース)	紙・布類	74.48%	70.0%	66.2%
	木・竹・わら類	5.63%	6.49%	9.9%
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	9.69%	13.38%	7.4%
	厨芥類	5.23%	6.32%	14.6%
	不燃物類	3.77%	0.51%	0.3%
	その他	1.2%	3.3%	1.6%
合計		100%	100%	100%
単位容積重量 (kg/ m ³)		205	171	124
三成分	水分	36.08%	53.79%	42.73%
	灰分	9.4%	6.02%	4.53%
	可燃物	54.6%	40.19%	52.75%
低位発熱量*		7,905kJ/kg(wet)	6,700kJ/kg(wet)	8,964kJ/kg(wet)

低位発熱量

水分を除いた場合のごみのもつ発熱量。低位発熱量が高すぎる場合は、焼却炉へのごみ投入量を調整する必要が生じるため、処理量の低下につながる。

施設の概要

施設名称	田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）
所在地	田辺市元町 2291-6
供用開始	平成8年4月
処理能力及び方式等	ごみ焼却炉 100t/日 (50t/16h × 2炉) 焼却方式 ストーカ式 准連続燃焼式焼却炉
付帯設備	犬猫焼却炉 数体用 100kg (5体) / 回 一体用 20kg (1体) / 回



施設名称	上大中クリーンセンター (上大中清掃施設組合)
所在地	西牟婁郡上富田町市ノ瀬 1862
供用開始	昭和63年4月
処理能力及び方式等	ごみ焼却炉 22t/日 (11t/8h × 2炉) 焼却方式 ストーカ式 機械化バッチ燃焼式焼却炉



田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果（単位：ng-TEQ/m³N）

測定項目	H25	H26	H27	排出基準
1号焼却炉	0.03	0.02	—	5.00
2号焼却炉	0.023	0.054	0.0076	

※ 1ng(ナノグラム) = 10億分の1グラム

※ H27の1号焼却炉は基幹的設備改良工事中で焼却運転停止中のため測定していない。

容器包装プラスチック

中身の商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となるプラスチック製の容器や包装のこと。「容器」は商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」は商品を包むもの。

(2) 容器包装プラスチック*リサイクル施設

2007年（平成19年）9月から容器包装プラスチックリサイクル施設が稼働しています。

本施設では、家庭系のプラスチックごみを容器包装プラスチック、ペットボトル、その他のプラスチックなどに選別しています。容器包装プラスチックは1㎡に圧縮こん包し、リサイクル業者に引き渡します。



施設の概要

施設名称	田辺市ごみ処理場 (容器包装プラスチックリサイクル施設)	
所在地	田辺市元町 2291-6	
供用開始	平成19年9月	
処理能力	4.9t/日	
設備内容	投入ホッパー	4.6㎡
	破袋機	一軸揺動刃物式 1.24t/h
	磁気選別機	永磁式マグネットドラム 1.24t/h 1000 Gauss
	定量供給装置	ベルトコンベア 2基 1.24t/h
	圧縮梱包機	横型油圧圧縮型 0.98t/h

(3) ペットボトル洗浄施設

ペットボトル洗浄施設では、容器包装プラスチックリサイクル施設で選別されたペットボトルと、拠点回収により収集したペットボトルのラベルやふたを取り除き、洗浄し、リサイクル業者に引き渡します。

(4) ストックヤード施設

10区画を整備し、資源物及び埋立ごみの一時保管に利用しています。

施設の概要

施設名称	田辺市ごみ処理場 (ストックヤード施設)	
所在地	田辺市元町 2291-6	
供用開始	平成13年3月	
施設規模	約1,300㎡ (作業スペース含む)	
仕様内容	区画数	10区画
	内訳	23.8㎡×6区画 (処理困難物、スチール缶、アルミ缶、無色ビン、茶色ビン、その他ビン) 50.0㎡×4区画 (埋立てごみ等)



(5) 自走式破砕機

自走式破砕機は、ストックヤード施設で選別保管された埋立てごみ及び可燃性粗大ごみ等の破砕処理を行っています。

施設概要

施設名称	自走式破砕機	
所在地	田辺市元町 2291-6	
供用開始	平成22年7月	
処理能力	15t/h	
仕様内容	名称	コマツ BR300S-2
	エンジン形式	直噴ターボ空冷アフタククーラ
	定格出力	182PS/2050 rpm
	破砕室寸法	幅1,615×長さ1,230mm
	カッター寸法	680mm×1,660mm
	回転数	19rpm
	重量	27t



第5節 最終処分

最終処分場の延命を図るため、不透水層工事等を行うとともに、(財)紀南環境整備公社と連携して、紀南地域の新たな最終処分場の整備を推進します。

【第1次田辺市総合計画 第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

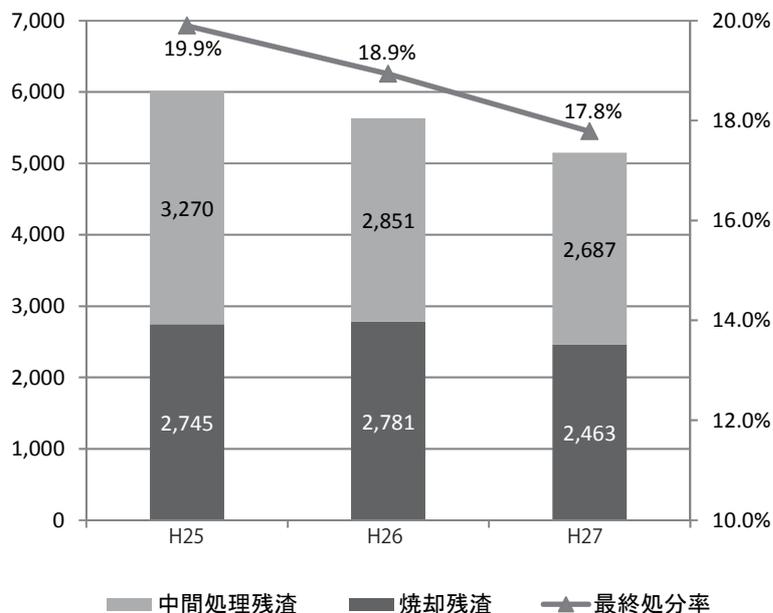
本市の一般廃棄物最終処分場では、中間処理した後にリサイクルできないもの（埋立てごみ及び焼却施設から発生する焼却残さ）について埋立処分を行っています。

また、容器包装プラスチックリサイクル施設の稼働などリサイクルの推進により埋立処分されるごみ量の削減に努めるほか、不透水層工事を実施して浸出水*処理施設への負荷の低減に努めるなど、最終処分場の適正な運用に取り組んでいます。なお、現処分場の残容量がひっ迫して来ていることから、(財)紀南環境整備公社*に参画し、紀南地域の新たな最終処分場の整備に向けた取組を進めています。

本市の最終処分場における処分実績の推移について下表に示します。

最終処分実績の推移 (単位：t/年)

項目	H25	H26	H27
最終処分量計	6,015	5,632	5,150
焼却残渣	2,745	2,781	2,463
中間処理残渣	3,270	2,851	2,687
総排出量	30,227	29,746	28,958
最終処分率	19.9%	18.9%	17.8%



(財)紀南環境整備公社
紀南地域の広域最終処分場整備事業その他に取り組む公益法人。本市のほか和歌山県、みなべ町以南の市町村及び産業界が参画していましたが、平成25年10月1日に解散し、業務は紀南環境広域施設組合に引き継がれました。

浸出水

ここでは雨などが埋立地のごみの中を通過して浸出してきた水のこと。本市では浸出水処理施設において適正に処理しています。

最終処分場の概要

施設名称	田辺市ごみ処理場（一般廃棄物最終処分場）	
所在地	田辺市元町 2291-6	
供用開始	平成8年4月	
埋立面積	23,000㎡	
埋立容量	215,864㎡	
貯留構造物	形式	重力式コンクリートダム
	ダムの規模	延長 93 m 高さ 20.5 m 天巾 3.6 m 底巾 16 m
遮水工	鉛直遮水工（カーテングラウチング）	
浸出水処理施設	処理能力	240㎡ / 日
	処理方式	前処理+生物処理（回転円板） +凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
その他施設	浸出水調整槽 沈砂池	



最終処分場浸出水処理施設のダイオキシン類濃度測定 * 結果（単位：pg-TEQ/ℓ）

測定項目	H25	H26	H27	排出基準
放流水（処理水）	<0.00001	0.076	0.00013	10

* pg（ピコグラム）：1pg = 1兆分の1グラム

最終処分場浸出水処理施設のダイオキシン類濃度測定

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定。国の定める排出基準内となっています。

最終処分場浸出水処理施設からの放流水の水質検査結果

項目		H25	H26	H27	排出基準	項目		H25	H26	H27	排出基準
生活環境項目	pH		7.5	7.3	7.2	5.8~8.6	四塩化炭素 (mg/ℓ)	-	-	-	0.02
	BOD (mg/ℓ)		1.9	0.9	2.1	60	1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	-	-	-	0.04
	COD (mg/ℓ)		8.1	5.7	3.6	90	1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	-	-	-	0.2
	SS (mg/ℓ)		1.3	1.0	2.0	60	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	-	-	-	0.4
	n-ヘキサン (鉱油類含有量) (mg/ℓ)		-	-	-	5	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	-	-	-	0.4
	n-ヘキサン (動植物油類含有量) (mg/ℓ)		-	-	-	30	1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	-	-	-	3
	フェノール類 (mg/ℓ)		-	-	-	5	1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	-	-	-	0.06
	銅 (mg/ℓ)		-	-	-	3	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	-	-	-	0.1
	亜鉛 (mg/ℓ)		-	-	-	2	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	-	-	-	0.1
	鉄 (mg/ℓ)		-	-	-	10	1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	-	-	-	0.02
	マンガン (mg/ℓ)		-	-	-	10	ベンゼン (mg/ℓ)	-	-	-	0.1
	全クロム (mg/ℓ)		-	-	-	2	有機りん化合物 (mg/ℓ)	-	-	-	1
	大腸菌数 (個/ℓ)		-	1,940	-	3,000	アルキル水銀 (mg/ℓ)	-	-	-	検出されないこと
	全窒素 (mg/ℓ)		41.7	34.6	40.0	120	PCB (mg/ℓ)	-	-	-	0.003
全りん (mg/ℓ)		-	-	-	16	チウラム (mg/ℓ)	-	-	-	0.06	
有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/ℓ)		-	-	-	0.1	シマジン (mg/ℓ)	-	-	-	0.03
	シアン化合物 (mg/ℓ)		-	-	-	1	チオベンカルブ (mg/ℓ)	-	-	-	0.2
	鉛及びその化合物 (mg/ℓ)		-	-	-	0.1	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	-	-	-	0.5
	六価クロム及びその化合物 (mg/ℓ)		-	-	-	0.5	塩化ビニルモノマー (mg/ℓ)	-	-	-	基準値なし
	ひ素及びその化合物 (mg/ℓ)		-	-	-	0.1	ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	1.2	-	1.1	10 ^{*1}
	総水銀 (mg/ℓ)		-	-	-	0.005	ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	-	-	-	8 ^{*2}
	セレン及びその化合物 (mg/ℓ)		-	-	-	0.1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	25.90	32.5	39.2	100 ^{*3}
ジクロロメタン (mg/ℓ)		-	-	-	0.2						

* 「-」 検出されず

*1：1ℓにつき、ほう素 50mg 以下

*2：1ℓにつき、ふっ素 15mg 以下

*3：1ℓにつき、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg 以下

第6節 し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、広域行政の中で関係市町村と連携して取り組みます。

【第5章第1節 環境にやさしいまちづくり】

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、旧田辺市の地域及び龍神行政局管内は、田辺市周辺衛生施設組合で処理を行っています。また、中辺路行政局管内及び大塔行政局管内は富田川衛生施設組合で、本宮行政局管内は紀南環境衛生施設事務組合で処理を行っています。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、本市が許可する12業者で収集を行っています。

し尿処理施設の概要

組合名及び施設名	田辺市周辺衛生施設組合 清浄館	富田川衛生施設組合 白鳥苑	紀南環境衛生施設事務組合 南清園
構成市町村	田辺市、みなべ町	田辺市、白浜町、上富田町	田辺市、新宮市、北山村、御浜町、紀宝町
所在地	田辺市新庄町 1177-3	西牟婁郡白浜町十九洲 274-1	新宮市新宮 8002-9
処理能力	170kℓ / 日	75kℓ / 日	120kℓ / 日
処理方式	高負荷脱窒処理＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）	標準脱窒	標準脱窒
運転方式	委託	直営	直営
汚泥処理方式	焼却	焼却	焼却
供用開始年月	平成7年4月	平成18年4月	昭和60年2月

し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移 (単位：kℓ / 年)

項目		H25	H26	H27
し尿	旧田辺地域	6,892	6,694	6,514
	龍神行政局管内	1,027	1,050	1,106
	中辺路行政局管内	821	775	747
	大塔行政局管内	409	392	391
	本宮行政局管内	1,212	1,193	1,159
	計	10,361	10,104	9,917
浄化槽汚泥	旧田辺地域	21,862	20,698	21,436
	龍神行政局管内	2,462	2,408	2,345
	中辺路行政局管内	1,130	1,166	1,083
	大塔行政局管内	1,081	1,120	1,102
	本宮行政局管内	1,597	1,550	1,595
	計	28,132	26,942	27,561
合計	旧田辺地域	28,754	27,392	27,950
	龍神行政局管内	3,489	3,458	3,451
	中辺路行政局管内	1,951	1,941	1,830
	大塔行政局管内	1,490	1,512	1,493
	本宮行政局管内	2,809	2,743	2,754
	計	38,493	37,046	37,478

第 4 部 資料

第4部 資料

目次

第2部 関係資料

第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画	82
田辺市グリーン購入基本方針	84
騒音に係る特定施設の排出基準等	85
振動に係る特定施設の排出基準等	86
特定建設作業に係る排出基準等	87
飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準	88
田辺市環境美化条例	88
田辺市環境美化連絡協議会規約	90
田辺市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	90

第3部 関係資料

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	92
田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱	96
田辺市生ごみ処理機購入補助金交付要綱	97
田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱	97

平成24年2月策定

第1章 概要

1 はじめに

私たちの今日の生活は、エネルギー資源の消費により成りたっており、これにより私たちは便利で快適な生活を営んできたと言える。一方で、石炭や石油といった化石燃料の大量消費による温室効果ガスの排出は地球温暖化という問題を引き起こし、平均気温の上昇をはじめ、海面上昇、異常気象の増加、食糧不足など、私たちの生活に大きな影響を及ぼすと言われている。

こうしたことから、我が国では平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、国、地方公共団体、企業（事業者）、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととなり、本市でも平成18年度において平成22年度までを計画期間とした「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定し、地球温暖化問題に対して取り組んできたところである。

そうしたなか、本市では温室効果ガス排出抑制等のため、基本的に取り組むべき環境にやさしい行動計画として、冷暖房機などで使用される電気をはじめ、化石燃料や用紙類における使用量削減など具体的な取組内容を定め、職員の意識高揚を図るとともに本計画の取組を定着させてきたところである。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災発生以降、原子力発電所の稼働停止等により、安定的な電力供給が見込めない状況が続いたことから、電力の使用量削減については、より一層取組の強化を図ってきたが、今後の電力需給状況等によっては引き続き取り組む必要がある。

こうした背景のもと、本市ではまちづくりの基本指針である総合計画に位置付けされた「環境にやさしいまちづくり」の取組の一環として、今後とも率先して地球温暖化問題に対する行動計画を推進するため、先の平成18年度～22年度までの5カ年の実績等を踏まえ、このたび第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画（以下「実行計画」という。）を新たに策定したものである。

2 計画の目的

市が事業者、消費者として、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的とする。

3 計画期間

計画期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年とし、この間の実績や技術的状況等をふまえ、適宜見直しを行う。

4 計画の適用範囲

市長部局
水道部
消防本部
教育委員会
選挙管理委員会
議会事務局
農業委員会事務局
監査委員事務局

第2章 現況（省略 P 7 に関係資料掲載）

1 取組の内容

本計画を実行するに際し、基本的に取り組むべき目標を下記に示す。

- (1) 電気使用量の削減
- (2) 節水の推進及びガス使用量の削減
- (3) 化石燃料使用量等の削減
- (4) 用紙類使用量の削減
- (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- (6) グリーン購入の推進
- (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
- (8) 自然環境の保全
- (9) 環境に関する研修

環境にやさしい行動計画として、具体的に取り組む内容について定め、取組状況等を毎年点検分析することにより本計画の着実な進行を図る。

2 具体的な取組

- (1) 電気使用量の削減
 - ① 冷暖房使用時は、室内温度を冷房時28度以上、暖房時19度以下とする。
 - ② エアコンフィルターの清掃を徹底する。
 - ③ 冷暖房使用時の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
 - ④ ウォーム・ビズ、クール・ビズに積極的に取り組む。
 - ⑤ 「節電」の貼り紙をし、電力消費の削減を励行する。
 - ⑥ 一時的に使用する部屋の消灯と昼休みにおける窓口業務以外の消灯を励行する。
 - ⑦ 照明器具等の使用は勤務時間内であっても必要最小限のものとし、残業時においては特にその徹底に努める。
 - ⑧ 蛍光灯管数等の減灯に努める。
 - ⑨ 昼休みにおける使用しないOA機器等の電源を切る。また、退庁時のOA機器の電源オフを徹底する。
 - ⑩ 電気ポット等消費電力の大きなものは節電の徹底を図る。
 - ⑪ 基本的に個人用の冷暖房機器の使用を禁止する。
 - ⑫ エアコン、照明器具及びコピー機等のOA機器の更新時には省エネルギー（省CO2）型の機器の購入を優先する（LED化等）。
 - ⑬ 長期間使用しない電気機器のコンセントを抜き、待機電力の消費を抑制する。
 - ⑭ 事務改善による定時退庁を推進する。特にノー残業デーの徹底を図る。
 - ⑮ 上下階の移動は階段を利用し、エレベーターの運行を削減する。
- (2) 節水の推進及びガス使用量の削減
 - ① 節水の徹底を職員に啓発する。
 - ② 水利用施設の新設、更新時は節水型設備を優先して導入する。
 - ③ ガス器具（給湯器、コンロ等）は適正利用し、特に給湯器の種火は付けたままにしない。
- (3) 化石燃料使用量等の削減
 - ① アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運転を励行する。
 - ② 公用車の整備及び維持管理（適正なタイヤ空気圧等）を徹底し、適正な運行を図る。

- ③ 公用車更新時は低燃費型車両及び必要最低限の大きさの車両を導入すると共に、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入を検討する。
 - ④ 近隣地への移動は徒歩、自転車及び単車を利用する。
 - ⑤ 自動車通勤の職員に対し「相乗り通勤」の実行を啓発する。
 - ⑥ 公用車使用時は可能な限りカーエアコンの使用を控える。
 - ⑦ 施設等における燃料（灯油・A重油等）使用量の削減を図る。
- (4) 用紙類使用量の削減
- ① 両面コピーを徹底し、部数の多い場合は印刷機を使用する。
 - ② 会議資料等は必要部数を精査し用紙使用量を削減する。
 - ③ コピー、印刷をするときは内容を確認し、ミスプリントの発生をなくす。
 - ④ コピー、印刷をするときは可能な限り1枚の用紙に複数ページを印刷（N-UP機能等）する。
 - ⑤ A3判印刷等を削減し、コピー印刷の際は可能な限り縮小印刷を行う。
 - ⑥ パソコンから印刷する際には、印刷プレビューを活用し無駄な用紙の印刷をなくす。
 - ⑦ ミスプリント用紙をメモ用紙に利用するなど有効利用を図る。
 - ⑧ 不必要なFAX送付状は省略する。
 - ⑨ 庁内ネットワークを活用することで文書の電子化を図り、ペーパーレスを推進する。
 - ⑩ 会議では、封筒を使用しないように努める。
 - ⑪ 使用済み封筒は、再利用するよう努める。
- (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- ① 紙類ごみの分別を徹底しリサイクルを推進する。
 - ② シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とする。
 - ③ ごみ減量のため使い捨て商品等の購入を抑えると共に、資源ごみやペットボトル等の分別を徹底しリサイクルを推進する。
 - ④ コピー機、プリンター等の使用済みトナーカートリッジは再生使用を行う。
 - ⑤ 各課で不要となった備品等の有効利用のため、グループウェアの庁内掲示板等を活用する。
- (6) グリーン購入の推進
- ① 事務用品及び単価契約物品等は「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものの購入を促進する。
 - ② 事務用紙、紙製品及び印刷物等については基本的に再生紙とする。
 - ③ 保管している事務用品は定期的に点検し、有効活用を図る。
- (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
- ① 建設重機等から発生する騒音・振動・大気汚染を可能な限り抑制する。
 - ② 建設副産物の再利用を促進する。
 - ③ 工事条件等を配慮し、再生材料の使用や建設廃材の抑制を促進する。
 - ④ 工事に伴う濁水流出の軽減を図る。
 - ⑤ マニフェスト管理の徹底と適正処理の確認を図る。
- ⑥ 公共事業に関しては「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たす資材等の使用に努める。
 - ⑦ 公共施設の新規建設、改築等については新エネルギーの導入を促進すると共に省エネルギー（省CO2）、省資源等環境に配慮した設計を行う。
 - ⑧ 二酸化炭素排出の少ない高効率給湯器（CO2冷媒ヒートポンプ方式等）及び省エネルギー型空調設備（氷蓄熱式空調システム等）の導入に努める。
- (8) 自然環境の保全
- ① 環境に配慮した緑化の計画的な推進や、植え込み等の適正な管理を図る。
 - ② 施設等の整備に当たっては、大気環境の確保、水域等の生態系の確保、景観保全、歴史文化的環境の配慮に努め地域周辺の自然環境との調和を図る。
- (9) 環境に関する研修
- ① 職員の環境保全の意識向上を図るため環境研修の充実を図る。
 - ② 環境保全の意識向上啓発を図るため、環境に関する情報の提供を図る。
- 3 計画の実施、点検について
- 本計画を効果的に実施するため、必要な役割、責任を定め職員に周知する。
- (1) 実施体制
- ① 実行計画推進委員会
 - 本計画を効果的に推進するため、田辺市実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
 - 推進委員会は、別紙の委員をもって組織する。
 - 委員会の委員長は副市長が務める。
 - ② 実行計画推進管理者
 - 本計画を円滑に実行するため、実行計画推進管理者（以下「推進管理者」という。）を設置する。
 - 推進管理者は市民環境部長とする。
 - ③ 実行計画推進責任者
 - 各課に実行計画推進責任者（以下「責任者」という。）を置く。
 - 推進責任者は、各課等における課長相当職にある者とする。
 - 責任者は、課内において本計画の推進が図られるよう推進員に助言、指導を行う。
 - 責任者は、推進管理者が実施する調査に協力する。
 - 責任者は、実行計画関係文書を所属職員に周知し、保管する。
 - ④ 実行計画推進員
 - 各課に実行計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。
 - 推進員は、各課等における係長相当職にある者1名とし、各係において係長相当職の者がいない場合は所属する課等の課長相当職の者が、推進責任者及び推進員を兼務することとする。
 - 推進員は、課内において本計画の推進が図られるよう所属職員に助言、指導を行う。

- ⑤ 事務局
 - 推進管理者の補助機関として環境課に事務局を置く。
 - 事務局は、目標の素案及び修正案を作成し、推進管理者に提出する。
 - 事務局は、推進管理者の指示を推進員に伝達する。

(2) 点検

- ① 推進員は、課内における実施状況を月ごとに取りまとめ、事務局に報告する。
- ② 推進委員会は、本計画に沿った行動が継続的に行なわれているか、取り組み状況を定期的に把握する。

- (3) 公表

本計画の取組結果については、公表し、啓発に努める。
- (4) 見直し

推進委員会は、内部監査、技術の進歩等を踏まえ、取組内容等について、所要の修正を加えるなど見直しを行う。

田辺市グリーン購入基本方針

平成 17 年 5 月 1 日策定

1 目的

この方針は、製品の購入及び印刷物の発注並びにこれらの物品の使用及び廃棄に際して、田辺市が環境上配慮すべき事項を定め、市民及び事業者に率先して、価格や品質だけでなく環境への負荷ができる限り少ない物品の導入並びに適切な物品の使用及び廃棄を推進し、もって地球及び地域環境への負荷の低減に資することを目的とする。

2 定義

- (1) グリーン購入：製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。
- (2) 環境物品：この基本方針において「環境への負荷ができる限り少ない物品（以下「環境物品」という。）」とは、その物品の資源採取から製造、流通、使用、廃棄、リサイクル等の物品ライフサイクル全体を通して与える環境への負荷が、他の物品と比べて低いものをいう。
- (3) 環境物品調達品目：市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類
- (4) 判断基準：環境物品調達品目について、調達するための基準を定めたもの
- (5) 配慮事項：(3)の判断基準とはしないが、環境物品等を調達するにあたって、さらに配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）。

3 適用範囲

- (1) 市長部局
- (2) 水道部
- (3) 消防本部
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 監査委員会事務局
- (7) 議会事務局
- (8) 農業委員会事務局

4 基本原則

- (1) 各課室等において、物品の購入、廃棄等を行う場合には、環境への負荷が少ないものを優先的に選択し低減に努めることとする。
- (2) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。
- (3) 業務に使用するうえで必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。
- (4) 環境物品の調達にあたっては、できる限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (5) 環境物品等の機能、効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- (6) 各課室等は、保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

5 対象範囲

グリーン購入に重点的に取り組む対象は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 紙類 | ⑪ 消火器 |
| ② 文具類 | ⑫ 制服・作業服 |
| ③ オフィス家具等 | ⑬ インテリア・寝装寝具 |
| ④ OA機器 | ⑭ 作業手袋 |
| ⑤ 移動電話 | ⑮ その他繊維製品 |
| ⑥ 家電製品 | ⑯ 設備 |
| ⑦ エアコンディショナー等 | ⑰ 防災備蓄用品 |
| ⑧ 温水器等 | ⑱ 公共工事 |
| ⑨ 照明 | ⑲ 役務 |
| ⑩ 自動車等 | ⑳ その他市で購入するもの |

6 環境物品の選定

- (1) 物品等の調達が容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。
- (2) (1)以外で、環境への負荷等を削減するうえで特に調達すべきもの。
- (3) 環境物品調達品目は、毎年度環境省が発表する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

7 判断基準と配慮事項

判断基準、配慮事項は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

8 物品調達の原則

- (1) 環境物品調達品目に該当する物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。また、配慮事項を満たしているかどうかも考慮する。
- (2) 環境物品調達品目に該当する物品の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものを調達する。
- (3) 環境物品調達品目に該当しない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。
この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものがある場合は、これらの製品等を優先して調達するものとする。

- (4) 環境物品調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

9 情報の提供

- (1) 環境課は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を関係者に提供するものとする。
- (2) グリーン購入の取組を普及するため、市民及び事業者が環境への負荷ができる限り少ない製品に関する情報の提供に努める。

10 その他

この基本方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

騒音に係る特定施設の排出基準等

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準

騒音指定地域

区域の区分			
第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた地域をいう。

特定工場等*において発生する騒音の規制基準

	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後8時	午後8時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第一種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第二種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第三種区域	60dB	65dB	60dB	55dB
第四種区域	65dB	70dB	65dB	60dB

*特定工場等…特定施設を設置する工場・事業場

備考

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

- 2 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）題 2 条題 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

和歌山県公害防止条例に基づく排出基準

騒音に係る排出基準

	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後8時	午後8時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	60dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	60dB
第5種区域	55dB	65dB	55dB	45dB

備考

- 1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校
 - (2) 保育所
 - (3) 病院及び診療所
 - (4) 図書館
 - (5) 特別養護老人ホーム
 - (6) 幼保連携型認定こども園

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
- (2) 第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域

(3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域

(5) 第5種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。

振動に係る特定施設の排出基準等

振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準

振動指定地域

区域の区分	
第一種区域	第二種区域
第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
第一種中高層住居専用地域	商業地域
第二種中高層住居専用地域	準工業地域
第一種住居地域	工業地域
準住居地域	

(備考)

この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた区域をいう。

特定工場等*において発生する振動の規制基準

	昼間	夜間
	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
第一種区域	60dB	55dB
第二種区域	65dB	60dB

(備考)

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2 この表において、第一種区域（夜間を除く。）又は第二種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）題2条題7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、本表の規定にかかわらず本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
※特定工場等…特定施設を設置する工場・事業場

和歌山県公害防止条例に基づく排出基準

	昼間	夜間
	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
第1類区域	60dB	55dB
第2類区域	65dB	60dB

備考

- 1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。ただし、第1類区域の夜間を除く。
 - (1) 学校
 - (2) 保育所
 - (3) 病院及び診療所
 - (4) 図書館
 - (5) 特別養護老人ホーム
 - (6) 幼保連携型認定こども園

2 第1類区域及び第2類区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第1類区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域。ただし、用途地域の定めのない地域のうち、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の地域については、第2類区域について定められている排出基準を適用することができる。
- (2) 第2類区域 上記以外の地域

特定建設作業に係る排出基準等

和歌山県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

- 1 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の騒音が、午後7時から翌日の午前7時までの時間（以下この号においてこの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 3 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

和歌山県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の基準

- 1 特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地の境界線において75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の振動が、午後7時から翌日の午前7時までの時間（以下この号においてこの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、

4 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

5 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

この限りでない。

3 特定建設作業の振動が当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

4 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

5 特定建設作業の振動が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業

を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合、道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場

合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきとされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

指定区域の区分及び規制基準

対象区域		規制基準
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	40dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	45dB
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	55dB
第四種区域	工業地域	60dB
第五種区域	前各号に規定する区域以外の区域	45dB

(注) 第二種区域、第三種区域及び第四種区域に所在する病院、診療所(患者の収容施設の有るもの)、特別養護老人ホーム、または幼保連携型認定こども園の周囲50m以内の営業所については基準から5デシベル減じた値となる。

深夜営業に係る指定区域及び指定音響機器

対象区域		音響機器の種類
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう) ・電気蓄音機(ジュークボックスを含む) ・録音テープ再生装置 ・楽器 ・拡声装置(有線放送受信装置を含む)
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	
第四種区域	工業地域	

田辺市環境美化条例

平成17年5月1日
条例第113号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、本市における生活環境美化の促進を図るための必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う、又は行おうとするすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等のごみ 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙く

ずその他散乱性の高い廃棄物をいう。

- (5) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (6) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (7) 放置自動車等 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり放置されている自動車等で、規則で定めるところにより認定されたものをいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地(のり面を含む。以下同じ。)又は人が使用していても使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策(以下単に「施策」という。)を総合的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、土地所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請することができる。

2 市は、良好な生活環境を保全するために、生活環境美化に関する情報の発信並びに活動の支援及び育成に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、常に地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、自ら発生させた空き缶等のごみを回収容器に収納し、又は持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民等は、自らの身近な地域における生活環境美化に関する活動に積極的に参加するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺において生活環境美化に関する活動を積極的に推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自動販売機により飲食料を販売する事業者は、その販売によって生ずる空き缶等のごみが投棄されないように、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その土地が周辺的生活環境を損なわないように生活環境美化のため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境美化の日)

第7条 市長は、生活環境美化の促進について市民等、事業者及び土地所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

(投げ捨て等の禁止)

第8条 市民等及び事業者は、空き缶等のごみを投げ捨て、自動車等を放置し、又は自転車を乗り捨ててはならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の土地所有者等は、その空き地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物等を除去するとともに、周辺的生活環境を損なわないようその空き地の適正な管理に努めなければならない。

(広告看板の管理)

第10条 広告看板を設置しようとする者は、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)の許可を受けるとともに、当該広告看板が周辺の景観及び交通の安全等を損なうことのないよう配慮し、これを適正に管理しなければならない。

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等のごみが散乱し、又は自動車等が放置されている場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第12条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、第8条の規定に違反し、空き缶等のごみを投げ捨てた者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該空き缶等のごみを撤去するよう勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、自動車等を放置自動車等と認定したときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるとともに、その所有者又は使用者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該放置自動車等を撤去するよう勧告することができる。

3 市長は、第5条第2項の規定に違反する事業者に対しては、期限を定めて、回収容器を設置し、又はその管理を適正に行うよう勧告することができる。

4 市長は、第9条又は第10条の規定に違反する土地所有者等又は広告看板の設置者に対しては、必要な指導又は勧告をすることができる。

(命令及び公表)

第13条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨をその者の氏名とともに公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、弁明の機会を付与するものとする。

(処分)

第14条 市長は、第11条第1項の規定による調査の結果、放置自動車等の所有者又は使用者(次条第2項までにおいて「所有者等」という。)が判明せず、前2条の規定による勧告及び命令の措置をとることができない場合は、規則で定める撤去の告知を行った後、当該放置自動車等を処分することができる。

2 市長は、前項の規定による処分を行おうとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、関係者の意見を聴いた上、当該処分を行う旨を告示するものとする。

(代執行及び費用の徴収)

第15条 市長は、第13条第1項の規定による命令を受けた者が放置自動車等を期限内に撤去しない場合は、当該放置自動車等を処分し、その費用を当該所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分を行った後に、所有者等が判明したときは、その者から当該処分に要した費用を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、空き地の土地所有者等が第13条第1項の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、当該空き地の雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該土地所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市環境美化条例(平成13年田辺市条例第26号)又は中辺路町放置自動車の防止及び適正な処理に関する条例(平成9年中辺路町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

田辺市環境美化連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、田辺市環境美化連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、環境に関する団体が連携及び協力し、各種の啓発事業及び実践活動を展開することにより、良好な環境の実現に寄与し、環境保全の意識高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する住民への啓発事業及び実践活動
- (2) 環境に関する研修事業
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる協議会からそれぞれ選任された委員をもって組織する。

- (1) 田辺市環境美化連絡協議会田辺支部 17名以内
- (2) 田辺市環境美化連絡協議会龍神支部 4名以内
- (3) 田辺市環境美化連絡協議会中辺路支部 4名以内
- (4) 田辺市環境美化連絡協議会大塔支部 4名以内
- (5) 田辺市環境美化連絡協議会本宮支部 4名以内

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 5名
- 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において委員の中から選任する。

- 2 任期途中において会長、副会長又は監事に欠員を生じた場合は、役員会において後任の会長、副会長又は監事を選任することができる。
- 3 理事が委員でなくなったときは退任したものとみなし、その後任の委員が理事となる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、協議会の円滑な運営を図るため、会務の事項を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期等)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長又は監事は、委員でなくなった場合又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(総会及び役員会)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、毎年度1回開催するものとする。ただし、役員会において必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 4 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて開催する。
- 5 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(総会の審議事項)

第10条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定改廃に関すること。
- (2) 予算及び事業計画に関すること。
- (3) 決算及び事業報告に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に係る特に重要な事項に関すること。

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は、総会の審議事項のほか、協議会の運営に係る重要な事項を審議する。

(表決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表彰)

第13条 協議会は、地域の環境美化推進に貢献のあった個人又は団体を表彰することができる。

- 2 前項の表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、市の補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、環境部内に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会に諮って会長が定める。

附則

この規約は、平成18年7月3日から施行する。

附則

この規約は、平成25年7月31日から施行する。

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成17年5月1日要綱第25号
改正 平成19年3月30日要綱第4号
平成20年3月31日要綱第4号
平成27年9月28日要綱第4号
平成28年3月31日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量（以下この条において「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、本市の行政区域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）

- (2) 集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた地区
- (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業その他の排水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域

(補助対象となる浄化槽)

第4条 補助金の交付対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽であって、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全国浄化槽協議会」という。）に登録されたものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域内において、次に掲げる建物に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。

- (1) 住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。）
- (2) 飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物
- (3) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で所有者の承諾が得られないもの
- (3) 販売の目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
- (4) 市町村税を滞納している者

(補助)

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表のとおりとし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。

3 浄化槽の設置に伴い、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽（以下「既存単独処理浄化槽」という。）の撤去が必要な場合は、当該撤去に要する費用に相当する額（90千円を限度とする。）を前項に規定する補助金の額に加算する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県浄化槽取扱要綱（平成13年3月13日制定。以下「県浄化槽要綱」という。）の規定により保健所長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書（補助金申請用）
- (2) 浄化槽工事見積書（浄化槽の設置費用及び既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に要する費用が確認できるもの）
- (3) 全国浄化槽協議会の登録証
- (4) 登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(遅延等の報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、当該補助対象年度の2月10日までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。（実績報告）

第9条 規則第11条に規定する補助事業実績報告書は、補助金に係る事業の完了後1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽要綱の規定により保健所長に提出し受理された浄化槽設置完了届（補助金申請用）
- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票
- (3) 工事写真（カラーコピー可）
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (5) 法第11条の規定による水質検査（第11条において「11条検査」という。）の依頼書の写し
- (6) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事のために補助事業者が支払った額に係る領収書（浄化槽の設置費用及び既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に要する費用が確認できるもの）の写し。ただし、工期の都合上等により領収書の写しを添付できない事情がある場合には、補助事業者宛ての請求書の写し及び補助事業者の浄化槽設置工事費支払確約書を添付するものとする。
- (7) 全国浄化槽協議会の保証登録証
- (8) 既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できるもの）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し及び当該既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(設置工事の確認)

第10条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況をその施工現場において確認するものとする。

(補助事業者の責務)

第11条 補助事業者は、県浄化槽要綱の定めるところにより法に基づく保守点検及び清掃を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 補助事業者は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月以内に法第7条の規定による水質検査（次項において「7条検査」という。）を受けるとともに、その後1年に1回、11条検査を受けなければならない。

3 補助事業者は、次に掲げる結果を市長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

- (1) 7条検査の結果
- (2) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の結果
- (3) 11条検査の結果（報告等）

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対して協力しなければならない。

(排水処理施設への接続義務)

第13条 補助事業者は、当該地域において公共下水道の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱の施行日の前日までに、合併前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成14年7月18日制定田辺市要綱)又は本宮町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年本宮町告示第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日要綱第4号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日要綱第4号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月28日要綱第4号)

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

附 則(平成28年3月31日要綱第1号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

備考 環境に配慮した浄化槽とは、窒素又は磷除去型浄化槽、再生素材を利用して製作された浄化槽その他市長が認めた浄化槽をいう。

人槽区分	補助区分			
	(1)住宅(専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。)		(3)町内会館その他これに類すると市長が認める建物	
	(2)飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物			
	補助金額			
	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽	従来型浄化槽	環境浄化槽
5人槽	342千円	390千円	342千円	390千円
6人槽	414千円	462千円	414千円	462千円
7人槽				
8人槽	537千円	585千円	537千円	585千円
10人槽				
11人槽				
12人槽	939千円	987千円	939千円	987千円
13人槽				
14人槽				
15人槽				
16人槽				
17人槽				
18人槽				
19人槽				
20人槽				
21人槽				
22人槽	1,566千円	1,614千円	1,566千円	1,614千円
23人槽				
24人槽				
25人槽				
26人槽				
27人槽				
28人槽				
29人槽				
30人槽				
31人槽以上				
50人槽以下				

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 改正 平成17年5月1日条例第108号
 平成18年3月31日条例第19号
 平成21年7月10日条例第26号
 平成22年3月31日条例第5号
 平成23年3月31日条例第5号
 平成23年12月28日条例第23号
 平成25年3月29日条例第14号
 平成25年12月27日条例第72号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

- この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 家庭ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(2) 事業系ごみ 家庭ごみ以外の一般廃棄物をいう。(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を適正に分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて、一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関し、処理施設の整備及び処理方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合にあっては、管理者。以下「占有者等」という。)は、その占有し、若しくは管理する土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物に面する通路の清潔を保つよう努めなければならない。

2 空き地を所有し、占有し、又は管理する者は、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する公共の場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の処理等)

第8条 市は、一般廃棄物の処理等については、一般廃棄物処理計画に従って行うとともに、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)の収集、運搬又は処分の基準については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条の規定に、特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分の基準については政令第4条の2の規定にそれぞれ従うものとする。

(一般廃棄物の処理等の委託)

第9条 市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)については政令第4条の規定に、特別管理一般廃棄物については政令第4条の3の規定にそれぞれ従うものとする。

(協力義務)

第10条 占有者等は、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 何人も、有害性のある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物その他市が行う収集、運搬及び処分の作業に支障が生ずる物を一般廃棄物に混入してはならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、占有者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

(事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業者に対し、事業系ごみの減量に関する計画書の作成、これを運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告等)

第12条 市長は、第6条、第10条又は前条のいずれかの規定に違反していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して、その処分の理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出等)

第13条 一般廃棄物の処理を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に届け出るとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみを排出する場合で、新たに継続して、又は臨時に市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 家庭ごみを自ら市又は市が加入する一部事務組合(次項及び次条第1項において「組合」という。)の処理施設に搬入しようとするとき。

(3) 犬、猫等の死体を自ら処分することが困難なとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に申請し、その許可を受けるとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみと同程度の量の事業系ごみを排出する場合で、継続して市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 事業系ごみを自ら市又は組合の処理施設に搬入しようとするとき。

(受入拒否)

第14条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。)は、事業系ごみを市又は組合の処理施設に搬入する場合には、一般廃棄物処理計画及び第8条に規定する基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定に従わない場合には、当該事業系ごみの受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理手数料)

第15条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難であると認められる一般廃棄物を処理困難物として指定するものとし、当該処理困難物の処理手数料は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(手数料の減免)

第16条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項又は第2項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第17条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬を業とする許可を受けようとする者又は法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業とする許可を受けようとする者は、市長が別に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 18 条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、法第 7 条第 5 項又は第 10 項に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び第 8 条に規定する基準に従わなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、その許可の期限の満了後、引き続き当該業を行おうとするときは、当該許可の期限満了の日の 1 月前までに、その更新の手続をしなければならない。

4 一般廃棄物処理業者は、その交付された許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業の事業の変更）

第 19 条 一般廃棄物処理業者は、次項に定めるものを除くほか、第 17 条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに営業所の所在地及び名称を変更したときは、変更が生じた日から起算して 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前 2 項に規定する変更の手続が終了した場合は、当該一般廃棄物処理業者に許可証を再交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の休止及び廃止）

第 20 条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理業の許可の取消し等）

第 21 条 市長は、一般廃棄物処理業者が法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料）

第 22 条 一般廃棄物処理業の許可、許可の更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1 件につき 10,500 円
 - (2) 更新許可申請手数料 1 件につき 5,250 円
 - (3) 許可証再交付申請手数料 1 件につき 5,250 円
- （生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設）

第 23 条 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
 - (2) 政令第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- （縦覧の期間及び場所）

第 24 条 市長は、前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、規則で定めるところにより、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して 1 月間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第 25 条 前条の規定による告示があったときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、規則で定めるところにより、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第 26 条 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項に規定する浄化槽の清掃を業とする許可を受けようとする者は、同条第 3 項に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（浄化槽清掃業の許可等）

第 27 条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、浄化槽法第 36 条及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 11 条に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、浄化槽の清掃を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び環境省関係浄化槽法施行規則第 3 条の規定に従わなければならない。

（浄化槽清掃業の許可の取消し等）

第 28 条 市長は、浄化槽清掃業者が法、浄化槽法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（準用）

第 29 条 第 18 条第 3 項及び第 4 項、第 19 条、第 20 条並びに第 22 条の規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の処理等）

第 30 条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。ただし、法第 11 条第 2 項の規定により、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で市が処理を行う必要があると市長が認めた場合は、市長が指定する産業廃棄物について、市が処理することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により指定された産業廃棄物の処理を受けようとする事業者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該事業者に対して、その運搬方法その他必要な事項を指示するものとする。

（産業廃棄物の処理手数料）

第 31 条 前条第 1 項ただし書に規定する産業廃棄物の処理に係る手数料は、別表第 3 のとおりとする。

（報告の徴収）

第 32 条 市長は、法第 18 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第 33 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、帳簿書類その他必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(清掃指導員)
- 第34条 占有者等又は事業者に対する廃棄物の処理及び清掃に関する啓発及び指導並びに一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する指導を行わせるため、清掃指導員を置く。
- 2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 清掃指導員は、職務の執行に当たり、常にその身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
(技術管理者の資格)
- 第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。
(委任)
- 第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年田辺市条例第11号)、龍神村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年龍神村条例第27号)、廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和52年中辺路町条例第20号)又は本宮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年本宮町条例第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を除く。)は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 附 則(平成18年3月31日条例第19号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年7月10日条例第26号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成22年3月31日条例第5号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則(平成23年3月31日条例第5号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則(平成23年12月28日条例第23号)
この条例は、平成24年1月1日から施行する。
- 附 則(平成25年3月29日条例第14号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年12月27日条例第72号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に交付を受けた改正前の別表第1の規定によるごみ分別指定袋によって行う一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料について適用し、施行日前に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第15条関係)

種 別		区 分	手数料
継続して収集を受ける家庭ごみ		分別指定袋大(50リットル) 1袋につき	43円
		分別指定袋小(30リットル) 1袋につき	21円
		分別指定袋特小(15リットル 可燃ごみ専用及び埋立てごみ専用) 1袋につき	10円
自ら搬入する家庭ごみ(最大積載量が2トン以下の車両による搬入に限る。)	最大積載量が350キログラム以下の車両又はこれに類するもの(徒歩を含む。)で搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	930円
		不燃ごみ	1,110円
	最大積載量が350キログラムを超え、2トン以下の車両又はこれに類するもので搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	1,860円
		不燃ごみ	2,220円
臨時に収集を受ける家庭ごみ	処理困難物のみの収集	軽貨物自動車で収集を受ける場合	1,340円
		小型貨物自動車で収集を受ける場合	2,690円
	前項に規定する収集以外の収集	軽貨物自動車で収集を受ける場合	2,370円
		小型貨物自動車で収集を受ける場合	4,740円
継続して収集を受ける事業系ごみ	分別指定袋大(50リットル) 1袋につき	86円	
自ら搬入する事業系ごみ	最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,240円
		不燃ごみ	4,100円
	最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,480円
		不燃ごみ	8,200円
	最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	10,260円
		不燃ごみ	12,960円
犬、猫等の死体	1体につき	2体以上での焼却処理	1,080円
		1体以上での焼却処理	4,320円

別表第2（第15条関係）

種 別	区 分	手数料
処理困難物	タイヤ（ホイールあり）その他これに類するもの 1本につき	210円
	消火器、バッテリーその他これらに類するもの 1本につき	320円
	タイヤ（ホイールなし）その他これに類するもの 1本につき	430円
	スプリングマットレス（シングルサイズ以下のもの）その他これに類するもの 1枚につき	1,080円
	スプリングマットレス（シングルサイズを超えるもの）、マッサージ機（椅子型）その他これらに類するもの 1枚（1台）につき	1,620円
	エレクトーン、オルガンその他これらに類するもの 1台につき	3,240円
	ピアノその他これらに類するもの 1台につき	7,560円

備考 この表に定める手数料によることが適当でないと思えられる大きさのものについては、市長が別に手数料を定める。

別表第3（第31条関係）

種 別	区 分	手数料	
産業廃棄物（事業者等が自ら収集及び運搬をするものに限る。）	最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,240円
		不燃ごみ	4,100円
	最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,480円
		不燃ごみ	8,200円
	最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	10,260円
		不燃ごみ	12,960円

田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

平成17年5月1日
要綱第24号

（趣旨）

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、あわせてごみ及び資源に関する市民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、市内の町内会、子どもクラブ、婦人会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない団体で、定期的に資源ごみの集団回収を実施するものとする。

（団体の登録）

第3条 奨励金の交付を受けようとする前条の団体は、あらかじめ資源ごみ集団回収実施団体登録申請書を市長に提出し、その登録を受けなければならない。（対象品目）

第4条 奨励金の交付対象となる資源ごみの品目は、紙類及び布類とする。

（資源ごみの引渡し先）

第5条 第3条の規定により登録した団体（以下「実施団体」という。）は、回収した資源ごみを市長が指定する資源ごみの回収業者（以下「指定業者」という。）に引き渡さなければならない。

（奨励金）

第6条 奨励金は、前条の規定により実施団体が資源ごみを指定業者に引き渡した場合において、その資源ごみの重量に1キログラム当たり4円を乗じて得た額を交付する。

（交付申請）

第7条 実施団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書に指定業者が発行する所定の資源ごみ受領書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付）

第8条 市長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、当該実施団体からの奨励金交付請求書の提出を受けてその交付を行うものとする。

（返還）

第9条 市長は、提出書類への虚偽の記載その他不正の手段により奨励金の交付を受けた実施団体に対しては、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱の施行の日の前日までに、合併前の田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱（平成3年3月30日制定田辺市要綱）又は龍神村古紙・古布回収推進事業補助要綱（平成6年龍神村訓令第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

田辺市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会構築のため、田辺市内の各家庭から排出される生ごみの減量と再利用を目的とし、生活環境の保全に資するため、電気式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）又は生ごみ処理容器（以下「処理容器」という。）の購入に対し、補助金を交付することについて田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、電気を利用して生ごみの水分を蒸発させ乾燥し減量及び減容させるもの又は生ごみを微生物の働きで分解を促進し減量及び減容させるものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは、対象外とする。

2 この要綱において「処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを処理し、ごみの堆肥化及び分解を目的とする容器で、悪臭・害虫等の発生を防止する構造及び材質のものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する世帯主で、次の要件を備えるものとする。

- (1) 市内において処理機又は処理容器の設置場所が確保されており、周辺住民に迷惑がかからないよう維持管理の徹底を期することができる者
- (2) 市内の販売店から処理機器を購入する者
- (3) 自ら家庭の生ごみの減量に取り組む者

(補助金の額)

第4条 市長は、処理機又は処理容器の購入価格から消費税及び地方消費税並びに配達料等を除く（以下「本体価格」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、本体価格の2分の1以内とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、1世帯1基とし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により処理機又は処理容器を購入する日の属する年度の申請期間内に補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかに補助金の交付の適否を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告の添付書類)

第7条 規則第11条の規定により補助金実績報告書（様式第3号）に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 処理機又は処理容器の領収書の写し
- (2) 処理機の保証書の写し

(補助金額の確定)

第8条 市長は規則第11条の規定により補助金実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出を受けて補助金額を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

田辺市生ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に積極的に取り組む市内の販売店を「推進協力店」として登録し、これを市民に周知することにより、市民と事業者の協力によるごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的とする。

(登録対象店)

第2条 推進協力店の登録対象は、次に掲げる事項のうち1つ以上を実施している市内の販売店とする。

- (1) 買い物袋持参の奨励制度
- (2) 包装紙・トレイ等商品包装の簡素化推進
- (3) エコマーク商品等の積極的な販売
- (4) トレイの回収
- (5) 牛乳パックの回収
- (6) ペットボトルの回収
- (7) 再生品（再生紙等）の積極的な使用
- (8) 生き瓶の回収
- (9) 商品の量り売り
- (10) その他、独自の創意工夫によるごみの減量化・リサイクルの推進

(登録の申請)

第3条 推進協力店の登録を希望する店舗は、登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請書を受けて、第2条の規定による登録対象店に該当する場合は、推進協力店として登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、登録証（別

記様式第2号）、登録店ステッカー等を交付する。

3 登録の有効期間は、推進協力店登録を受けた日から1年を超えない3月末日までとする。ただし、更新を妨げないものとする。

4 前項の更新を希望する推進協力店は、有効期間満了日前30日までに、更新申請書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(登録店舗の協力内容)

第5条 推進協力店は、第4条第2項に規定する登録店ステッカー等のほか、自店においてもその取組内容を、レジスター周辺等人目につくところに表示するものとする。

2 推進協力店は、第2条第1項に定める事項の実施に努め、ごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

3 推進協力店は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する取組内容の追加等変更を生じたときは、実施内容変更届出書（別記様式第4号）を、市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、推進協力店が第2条第1項に定める登録の対象となる事項を実施していない場合、実施の働きかけを行うものとする。

2 市長は、前項の働きかけに応じない推進協力店に対して、登録の取消しをすることができる。

3 推進協力店を辞退しようとする販売店は、辞退届出書（別記様式第5号）及び登録証・ステッカー等を市長に返還するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。



田 辺 市

田辺市の環境 平成 28 年度版

編集・発行 田辺市市民環境部環境課

〒 646-8545

和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地

電話 (0739) 26-9927 [直通]

電話 (0739) 22-5300 [代表]

FAX (0739) 22-5310 [代表]